

GOVP3198006398

332 77 4 538 4

調査資料第十七輯

朝鮮の契

朝鮮總督府



序

契は朝鮮に於て、古くより發達したる組合的の性質を有する組織にして、その目的とする範圍頗る廣汎に亘り、社會上生活上極めて重要な働きをして居る。本書は執務上の參考に資する爲めに、囑託善生永助をして之を調査編纂せしめたものである。而して資料の大部分は、最近各道知事に對して、新に綿密なる調査方を照會し、その回答に係る書類を取纏めたものに係り、中には浩漭なる資料にして、本書中には全部を引用し得ざりしものもあり、地方當局を煩はしたること甚だ多きを斷つて置く。

大正十五年九月

朝鮮總督府總督官房文書課

調査資料
第十七輯

朝鮮の契

目次

緒論	一
第一章 契の性質	三
第一節 契の起源と其の發達	三
第二節 契の種類及び目的	五
第二章 契の分佈	二七
第一節 契數、財産、加入者數	二七
第二節 契の府郡島別分佈狀況	二九
第三章 契の組織	四七
第一節 契の組織竝に内容	四七
第二節 契の事業と規則	六九

第四章 契の現状……………一五二

第一節 契の地方別調査……………一五二

第二節 契の種類別調査……………一七三

第五章 契の取締……………一八一

第一節 契の督監取締……………一八一

第二節 講會契會取締規則……………一八二

調査資料
第十七輯
朝鮮の契

緒論

朝鮮總督府囑託 善生 永助

契の名辭は支那にも内地にもなき朝鮮獨特のものにして、その組織は一種の組合と認むべきものである。これが起源は頗る古く、高麗朝時代既にその發生を見たのであるが、李朝時代に於て漸く發達を來し、殊に最近に及びて多數の契が各地に普及するに至つたのである。これが目的もまた時代に依りて、多少の變化はあつたが、要するに同一地方に於て、數人若くは數十人より多きは數百人が相合して、同一目的の下に一定の規約を設けて組合を作り、互ひに多少の金品を醸出して資本と爲し、或は經濟上の福利を増進し、或は社會共同の利益を計る等、その目的の範圍は極めて廣汎にして、例へば殖産興業の發達、地方自治の改善、教育知識の普及、風教道德の向上、勤儉貯蓄の奨勵、金錢物品の融通、鄰保相互の扶助、同族同宗の和親、同郷同業の協調、趣味娛樂の一致等、凡そ社會生活に必要な各種の目的に對して、それら、機能を發揮して居る。現に朝鮮各道に存する契の數は約二萬に達し、加入者總數實

に八十餘萬を算し、その名稱のみにも約三百に及んで居る程であるから、これが團體的活動の社會上
に經濟上に及ぼす影響は決して閑却することは出来ないのみならず、その改善發達を計るに於ては、
將來實に大なる勞力と爲ると信する、されば契の沿革、性質、分布、組織、取締等に關して充分なる調
査研究を行は、以てその善導利用に努むることは、施政上甚だ大切なることである。

然るに從來、契に關する精確なる資料を缺いて居たのは、その種類の餘りに多數に上り、これが爲め
調査に非常なる困難があつた結果であると思はれる。契に關する文獻としては、比較的古いものには、
高麗史、香菊宮録、實弊、六典條例、大典會通、粟谷全書、芝峰類說、牧民心書、增補文獻備考等があ
り、比較的新しいものには、「經濟大辭書」中の河合弘民氏の論文、今村麟氏の「朝鮮風俗集」中の記事、
「朝鮮要報」第一卷第五號の資料、李覺鍾氏并に慶尙南道廳の「契に關する調査」等がある。これ等はいづ
れも契の調査研究を行ふ上に於て参考とすべき有益なる記録である。本書は文獻の涉獵よりも、寧ろ現
狀の調査を主とし、略ぼ契の一斑はこれを説明して置いたつもりであるが、何分短期間の調査のこと、
て、充分に資料を蒐集し得ず、従つて尙ほ盡さざる點の尠くないことは洵に遺憾とする所である。

第一章 契の性質

第一節 契の起源と其の發達

契は税とも書し、多人數の集りて酒宴を催す場合に指して曰ひたるものらしく、それが遂ひに一種の組合の意味に用ゐらるゝに至つたのである。その起源は、高麗朝の末葉、戸布の負擔に應ずる爲め、人民の組織したものに端を發し、軍布契なる納税團體として普及し、李朝末葉まで、これが持續されて來た。擔税方よしき人民が、組合を作りて、納税に備へた如く、李朝時代に於ては、生産力弱き商工業者等が、官府へ納むる貨物を釋める爲めに各種の契を組織し、それが後には同業者の組合として發達して來たのである。貨物契の多數に上つて居たことは、備邊司編纂の「實弊」や「六典條例」などを見ると明白なる如く、その種類はあらゆるものを網羅して居る。納税團體として又同業組合として民間に普及して來た契の精神は、李朝末葉頃に至りて、部落活動の機關として利用せられることとなり、所謂洞里契の發生をみるに至つたものである。地方行政の幼稚なる當時に在りては、この種の契は、自治の一作用を爲して居たものと認むべく、「六典條例」に、坊里を分ちて、中部八坊九十一契、東部七坊五十三契、南部十一坊七十一契、西部九坊九十一契、北部十二坊四十四契とあるに徴し、契はその當時に於ける行政區劃の一單位とも見做される。

納税、貢物、自治の團體として發達して來た契が、遂ひに保險の性質を備ふるものに迄及び、更に公共事業を經營し、或は殖産業、或は相互扶助、或は貯蓄金融等の目的に利用せられるに至つたのは、遙かに後世のことに屬し、恐らくは最近七、八十年來のことであると思ふが、娛樂若くは集會の機關としての契、即ち酒宴、詩賦、書畫、射的、山遊等の爲めに設けられたのは、その沿革極めて古く、新羅、高麗の時代に、既に此事のあつた記録が尠くない。また李朝になつて中宗十四年、中外に命じて郷約法を行はしめたことあり、宣祖の時、李珥は昌氏の郷約に倣ひて、黃海道の一部に郷約契なるものを實行した。契の普及と共に、契房の弊害の甚だしくなつたことは牧民心書などに論せられて居り、憲宗元年には外邑契房の弊を禁ずるの布令が出た程である。古來朝鮮に於て各種の契が行はれたのは、官治行政の不備を補ふ爲めに、人民の自治的活動が行はれた結果であると思ふものもあるが、國民の經濟力が發達しない時代に於ては、特に相互救済と協力一致を必要とし、加ふるに儒教思想の普及して居る朝鮮民族の間には、夙に約束の觀念が發達して居たことが、契の發達を助長した所以であらう。契の普及に依る利益は決して尠少でないが、これあるが爲めに、却て人民をして依賴心を増長せしめ、その個人的活動を薄弱ならしめて居る傾向もないとは云へまい。

大院君時代に全鮮に勢力を張つて活動した裨負商の團體の如きも、之を契の一種と見れば見られる。契は大體に於て善良なる目的を有したものであるが、時には社會の良風美俗に相反する如きものも組織

されたる例無しとせず、仁宗七年には南原の賊人等が私かに殺人契なるものを結びたることがあり、肅宗時代には兇徒等が屢々劍契なるものを結びて窃盜殺人を行つた。近來は斯かる物騒な契は勿論存在の餘地はないが、富籤及び賭博類似の契が、官憲の眼を潜りて行はれて居たことは、往々耳にした所である。契の中には既に組合に名稱を變更したものもあり、近來内地の産業組合及び報徳社の如き制度を取り入れ、内地人官吏の地方行政事務に携はるやうになつてから、契の規約の如きも次第に内地流に變化し、體裁の整つたものが尠くないやうになつて來たが、多くの契は形式的の規約などはなく、一定の不文律が遵守されて居る。大典會通には、新廬新契を組織する場合には官の允許を受くる規定があるが、李朝末葉に至つてこの制度は紊れ、契は各地方に於て自由に設立され、従つて各種の弊害もこれに伴つて發生した。そこで併合以來、總督府に於ては、地方廳をしてその監督取締に當らしめ、或種の契に就いてはその組織を獎勵し、殊に咸鏡北道の如きは甲治四十四年道令を以て、各道に洞契の設立を命じ、一面府郡をしてその主旨徹底に努めしめた結果、全道に之が普及を見るに至つた。また牛契及び農事改良契の如きは、本府及び地方當局の指導保護の下に全辦到る所に設置され、現に良好の成績を擧げて居る。

第二節 契の種類及び目的

契の起源及び發達は、前述した通りであるが、現在朝鮮各地に於て行はれて居る契中、各道の調査に

係るものを、假りに(一)公共事業を目的とするもの、(二)扶助を目的とするもの、(三)産業を目的とするもの、(四)金融を目的とするもの、(五)娛樂を目的とするもの、(六)其他の契に分類して見ると、左に掲ぐる如く、公共事業を目的とする契は六十三種、扶助を目的とする契は百七種、産業を目的とする契は五十八種、金融を目的とする契は三十二種、娛樂を目的とする契は十三種、其他の契は四種、合計百七十七種となつて居る。然しながら尙ほ此外にも、類似の名稱及び目的の契は尠くあるまいから、各種の目的を有する契の種類は實に夥しき數に達する譯である。

一、公共事業を目的とするもの

洞 契 洞里の部落住民を以て組織し、各自部落の上木、衛生、産業の助長、生活の向上を圖り、地方自治を行ふ

大	洞	契	同
大	同	契	同
里	中	契	同
中		契	同
共	力	契	同
部	落	契	同

洞中應役契	民風改善及び互助を行ふ
保安契	里内の保安を圖り道路、橋梁の維持を行ふ
橋梁契	橋梁の維持又は新架設を行ふ
道路契	道路の維持及び修理を行ふ
道契	同
社契	貧民救濟、古蹟保存等を行ふ
社倉契	同
均賦契	公共事業施行
船舶契	公共の利便を圖るため渡船を經營す
船舶契	同
船舶契	同
佛亭契	公共事業に對する寄附、佛前祭亭等を行ふ
惡少年契	勤儉貯蓄の獎勵 <small>(黃海道延日郡)</small>
成新契	民風刷新及び殖産興業を行ふ
禁酒契	民風を革新し餘財を貯蓄す

斷酒契 民風を革新し餘財を貯蓄す

救濟契 貧民救濟

振興契 弊風惡習の矯正、教育の獎勵を行ふ

興風契 地方改良に努む

美風契 同

獎善勸學契 面内有志を以て組織し、孝子、節婦、篤行者の表彰を行ひ優良生徒の褒賞を爲す

(平安南道大同郡)

揚善契 勸善懲惡を目的として組織さる

一心契 後進人物の養成を行ひ並に相互親睦を圖る

名勝保存契 名勝の保存を行ふ

幼年學資契 幼年教育を目的とし契員子弟中の秀才を選抜し教育を受けしむ

書堂契 書堂の經營管理を行ふ

齋契 契員の子弟教育を圖る

書齋契 同

洪範契 同

百源契同	文廟契同	儒林契 儒學を隆興し先聖を尊奉し自修の規模を維持す	補公契同	夜學契 無智の農民に智識を授く	硯池契同	冊校契 漢籍を購入し兒童に教授す	學校契 學校創立のため組織す	幼學契同	同窓契同	論衿契同	獎學契 教育の獎勵を行ふ	學文契同	學契同	教育契同	洪範契同
------	------	------------------------------	------	--------------------	------	---------------------	-------------------	------	------	------	-----------------	------	-----	------	------

井	井	井	市	納	戸	戸	堤	溜	湫	修	井
戸	戸	戸	賦貯蓄	税	布	税	堰	池		井	
契	契	契	契	契	契	契	契	契	契	契	契

出資金を相當殖利し其の利子を以て洞里の井戸修理に使用する

同

湫の維持及び修繕を行ふ

溜池の維持管理を行ひ水利灌漑の利便を圖る

堤堰の維持及び修繕等を行ふ

戸税納付の爲め各契員相當の基金を積立て其の利息を以て納税す

一、納税義務を勵行す

二、畚田よりは小作料を徴し、山野よりは綠肥採取、枝打をなし、現金は貸付し、

其の收入を契用に充つ

各種租税納付をなす爲め月々若干宛の資財を貯蓄す

市場税納付を目的とし月々若干宛貯蓄す

部落の災厄疾病等を拂ひ除く爲め祭事を行ふ

同

虎のため人畜の被害無きを山神に祈る契にして契員は當初若干の金圓を積立て資

金の運用に依り其の利子にて祭祀を行ふ、之れ虎は山神の使にして山神の惡戯な

りとの迷信より出たるものなり

二、扶助を目的とするもの

贈	助	契	冠婚葬祭の際相互扶助を行ふ
四	崇	契	同
供	役	契	同
連	班	契	同
婚	喪	契	哀樂の情を共にし鄰保互助を行ふ
四	寸	契	同
公	助	契	哀慶の場合に金品の贈與を行ふ
爲	親	契	哀慶の場合に金品の贈與を行ふも主として父母の死亡又は還曆等の時に限らる
冠	婚	契	冠婚葬祭に必要な器具の購入を爲す
扶	助	契	冠婚葬祭用具を備へ契員には無償、契員外へは有料にて使用せしむ
喪	具	契	同
喪	輜	契	同
章	服	契	同

齋	喪	廣	喪	喪	喪	喪	初	博	愼	喪	屏	遮	輜	乘
綵	舉	成	助	中	輔	禘	喪	義	終	布	風	日	子	輜
契	契	契	契	契	契	契	契	契	契	契	契	契	契	契
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	鄰保互助をなし契員の親喪時には特に金品勞力の提供を行ふ	冠婚喪祭時に屏風の貸與を爲す	冠婚喪祭時に天幕の貸與を行ふ	同	儀式用の輜を備へ使用せしむ

保	信	契	父母の葬喪事に相互扶助す
相	信	契	契員に不幸ある場合に相互扶助す
碑	石	契	契員の父母死亡の場合に墓用の碑石及び白米を贈る
燭	籠	契	契員の父母死亡の場合に燭籠等の使用を共同にてなす
孝	信	契	指定せる尊族死亡の際一定の金員を贈り且つ互助す
相	信	契	契員の家族に死亡者あるときは相當の金員を贈る
互	信	契	父母喪事に相互扶助す
金	心	契	同
大	米	契	父母の喪事に互助し且つ米を購ひて贈與す
白	米	契	喪費扶助
酒		契	葬祭費用に充つる爲め毎月若干の金穀を積立つ
酒	煙草	契	同
永	興	契	同
節	酒	契	同
冠	帶	契	冠婚費用の補助

婚	婚	婚	和	誠	守	有	貽	金	崇	結	加	婚	婚	婚
			親	信	信	物	謹	蘭	倫	義	冠	婿	具	
契	契	契	契	契	契	契	契	契	契	契	契	契	契	契
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	慶弔を慰問互助し且つ契員の親睦を圖る	冠禮の際互助す	契員の子弟婚姻の場合に慶賀をなす	婚姻用器具等を備へ之を貸付く	婚姻の際扶助を行ふ

共	尙	補	補	永	五	圓	誼	樂	蘭	附	敬	親	輔	新
樂	德	興	友	睦	倫			友	竹	近	義	睦	助	舊
契	契	契	契	契	契	契	契	契	契	契	契	契	契	任
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	契	契

而内新舊區長を以て組織し相互親睦患難相救ふ(平安商道大同郡)
 基金利子を以て契員に事故あるときは相當補助す
 契員相互の親睦を圖り扶助を行ふ

郷約契	同	老者を尊び且つ相互親睦を圖る
老人契	同	
養老契	同	
老送契	同	
南樋契	同	
追遠契	契員各自出資運用の上其の利子を以て祭需費に充つ	
十二人契	同	(平安南道平原郡)
九人契	同	(同)
永慕契	同	祖宗の祭祀に用ふる器具を貸與す
祭祀契	同	祖先の祭祀を行ひ相互扶助を行ふ
追遠契	同	
宗親契	同	
香祀契	同	
慕賢契	同	
文學契	同	恩師を追慕し其の祭祀を行ふ

師 學 契 恩師を追慕し其の祭祀を行ふ

門 契 同族者間に於て組織せられ先祖の香火祭を行ひ且つ相互扶助を行ふ

宗 契 同

宗 親 契 同

三、産業を目的とするもの

農 務 契 農事の改良並に農業者の相互扶助を行ふ

農 民 契 同

講 農 契 同

自 治 農 契 同

農 桑 契 農事の改良及び協同作業を行ふ

農 事 改 良 契 種の改良及び一般農事の改良をなす

働 友 契 農事の改良及び副業の奨励を行ふ

石 春 契 同

土 地 契 農事の改良並に農業資金の貯蓄

小 作 契 共同にて他人の土地を小作す

振興契	殖産興業を行ふ
社契	同
種牛契	良牛の蕃殖を圖る
種牡牛契	種牡牛を備へ牛質の改良に努む
購牛契	牛の購入をなす
殖牛契	牛の増殖をなす
畜牛契	犢の買入、畜牛改良を實行す
豚契	豚の共同飼育を行ふ
養蠶契	蠶の共同飼育、繭の共同販賣等をなす
養蜂契	蜜蜂の共同飼育等をなす
副業獎勵契	副業を行ひ勤儉貯蓄をなし恒産を殖す
大木契	同
勸業契	同
郷友契	同
勞働契	同

精農	副業	興業	製	吹	蕙織	圓中	草履	私	水粘	打場	農夫	大豆粒選紀念 農業資金契	貯蓄穀物契	貯穀
契	契	契	契	契	契	契	契	契	契	契	契	契	契	契
副業を行ひ勤儉貯蓄をなし恒産を殖	同	契員集会所を定め繩以器具等を造り資金の融通をなす 副業を行ふ	同	同	同	同	同	同	精米及び其の他雜穀調製	穀物調製	同	改良農具購入及び營農資金融通(黃海道新添郡)	穀類の貯蔵を行ふ	同

鐵	漁	殖	禁	松	植	松	農	森	造	務	火	養	林	養
店	業	林	松	禁	木	禁	林	林	林	本	禁	林	業	林
契	契	契	契	契	契	契	契	契	契	契	契	契	契	契
鐵物工場に於て作業をなす	漁業の改良發達を圖る	殖林を行ふ	同	同	同	同	同	同	同	殖林及び農事獎勵を行ふ	山林へ火入を禁止す	殖林及び愛林思想の涵養に努む	山林の保護保育に努む	同

松林保護契 植樹の保護を行ひ且つ公共事業を行ふ

山林保護契 同

優良契 同

四、金融を目的とするもの

月収契 契員の出資金を殖利す

金融契 貸付を行ひ契員の金融を緩和す

勤孜契 同

殖産契 同

同一契 同

關富契 同

太契 同

作百契 京城附近に行はるゝ取扱無盡に類したるもの

項契 同

利息契 基金の殖利を行ふ

殖利契 同

貯蓄契	貯蓄を主眼としつゝあり
貯金契	同
經濟契	殖利を圖る
商業貯蓄契	同
商務契	商人間に於て組織され商業資金の融通を行ひ且つ親睦を圖る
興農契	低利融通をなす
勤儉興農貯蓄契	興農貯蓄を行ふ
雜契	殖利を行ふ(黃海道延白郡)
省耕契	貯蓄及び増殖を行ふ
五穀契	勤儉貯蓄を行ふ
牧畜契	同
少年契	同
永信契	同
共益契	同
三成契	同

花石契

共同殖産利殖を圖る

御成婚記念契

皇太子殿下の御成婚奉祝記念の爲め組織され基金は殖利す

貯蓄契

大正十一年八月及び九月本道水害救済のため寄贈を受けたる義捐金を以て利殖す

(黄海道新溪郡)

水害紀念契

金融を目的とす中には富籤類似のものもあり

資金契

同

笛契

高利貸的のものにして加入者一名より若干圓宛出資し、月收、半年收、年收等に

十層契

て何人にも貸付利得金は各醸出者に分配す

五、娛樂を目的とするもの

詩契

同志の親睦を計り月數回宛會合し詩作をなす

射亭契

同

弓術契

射亭を設け弓術を試む

甲契

同志相集りて弓術を競ふ

同契

同年の老人會合し若干の飲食物を準備し年二三回宛愉快に樂む

同契

同

音樂 契 音樂の研究を行ふ

山遊 契 春秋の佳節を擇びて山遊を行ふ

遊山 契 同

永門 契 同

昇平 契 別名花柳契と稱し陰曆四月十月二回に分ち財産の利子を以て宴會を開き古來の音

樂を演奏す(忠清北道堤川郡)

殖牛 契 闘牛を目的とし殖牛を行ふ(慶尙南道晉州郡)

綠丹 契 繪畫の會を開き互に同志の親睦を圖る

六、其の他

墓所 契 墳墓の保護を行ふ

建築 契 子弟分家のとき家屋の建築費用を補助す

狐網 契 狐を捕獲し、其を賣りて殖利す(平安南道)

祈禱 契 祈禱を爲すを目的として組織せらる

以上は契の名稱を有するものを便宜上分類したのであるが、最近まで契の名稱を附したるもので、既に組合の名稱に變更したるものも随分多いのである。されば事實上契の思想は、朝鮮人の間に於て想像以

上に普及し、その利用の範圍は極めて廣く、契の活動は社會上組合勢力として相當有力なるものであることを窺ひ得るであらう。殖産興業の振興、社會教育の普及、國民生活の向上等の爲めには、民衆の共同團結は益々必要であるから、現に朝鮮人の間に涵養されて居る契の思想を大に助長せしめて、各種の組合事業の進歩改善を計ることは實に緊要なることである。

第二章 契の分布

第一節 契數、財産、加入者數

現在各道に分布せる契を、その目的の種類に依りて、(一)公共事業を目的とするもの、(二)扶助を目的とするもの、(三)産業を目的とするもの、(四)金融を目的とするもの、(五)娯樂を目的とするもの、(六)其他に大別して見ると、公共事業を目的とする契は、契數一千六百二十三、加入者八萬二千三百十二人、この財産三十一萬七千四百九圓(財産中、金銀以外の動産及び不動産は除外せり以下同じ)扶助を目的とする契は、契數一萬一千六百九十六、加入者三十五萬一千百七十二人、この財産九十萬二千五百九圓、産業を目的とする契は、契數二千八百八十七、加入者十萬一千四百四十三人、この財産五十萬六千四百四十一圓、金融を目的とする契は、契數二千七十三、加入者十三萬四千百三十九人、この財産百八萬四千九十五圓、娯樂を目的とする契は、契數二百六十四、加入者五千四百十四人、この財産一萬七千八百十圓、其他の契は契數一千二百二十四、加入者七萬二千四百二人、この財産三十七萬九千四百七十六圓にして、以上の契を合計すると、總契數一萬九千六十七、加入者總數八十一萬四千百三十八人、財産總額三百四十九萬百二十五圓に達して居る。今試みに各道別に就き、契の種類別に依り、その契數、財産、加入者數を示せば、即ち左表の如くなつて居る。

第二節 契の府郡島別分布狀況

契の總數は實に一萬九千六十七の多きに達し、その加入者總數また八十一萬四千百三十八人を占め、これが種類はあらゆる範圍に亘つて居る。契の各道別分布狀況は前に掲げた統計に依りて明かなる如く、京畿道の契數四千四百九十九、加入者數二十一萬八千二百三人を第一位とし、江原道の契數三千百三十八、加入者數七萬四千二百四十一人これに亞ぎ、全羅南道の契數二千八十八、加入者數六萬七千二百五十人等は契の分布の最も濃密なる地方にして、各道中契の普及して居ないのは、咸鏡北道の契數四百十二、加入者數一萬四千六百十六人で、忠清北道の契數五百七十一、加入者數二萬九千九十六人、慶尙南道の契數九百、加入者五萬三千一百一十人も少い方である。各道に亘り府郡島別の契の分布表を示せば左の通りである。

府郡島別契分布表

府郡別	公共事業を目的とするもの		扶助を目的とするもの		産業を目的とするもの		金融を目的とするもの		娯樂を目的とするもの		其の他		合計
	契數	加入者數	契數	加入者數	契數	加入者數	契數	加入者數	契數	加入者數	契數	加入者數	
京城府	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
府郡別	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

忠 清 南 道

郡 別	契 數	財 産 者 加 入 數	契 數	財 産 者 加 入 數	契 數	財 産 者 加 入 數	契 數	財 産 者 加 入 數	契 數	財 産 者 加 入 數	契 數	財 産 者 加 入 數	契 數	財 産 者 加 入 數	契 數	財 産 者 加 入 數	契 數	財 産 者 加 入 數	契 數	財 産 者 加 入 數	合 計		
																					契 數	財 産 者 加 入 數	
陰 城 郡	九	米 一、二〇〇 石	一	米 一、一五五 石	三	米 一、一八四 石	五	米 九	三	米 八六八 石	五	米 一三	一	米 一三	一	米 二八五 石	一	米 一、一八四 石	一	米 一、一八四 石	一	契 數	財 産 者 加 入 數
忠 州 郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	契 數	財 産 者 加 入 數
堤 川 郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	契 數	財 産 者 加 入 數
丹 陽 郡	一	野 林 五反 現 金 三圓	一	野 林 五反 現 金 三圓	一	野 林 五反 現 金 三圓	一	野 林 五反 現 金 三圓	一	野 林 五反 現 金 三圓	一	野 林 五反 現 金 三圓	一	野 林 五反 現 金 三圓	一	野 林 五反 現 金 三圓	一	野 林 五反 現 金 三圓	一	野 林 五反 現 金 三圓	一	契 數	財 産 者 加 入 數
合 計	一三	米 一、二〇〇 石 現 金 三圓	一三	米 一、一五五 石 現 金 三圓	三	米 一、一八四 石 現 金 三圓	五	米 九 現 金 三圓	三	米 八六八 石 現 金 三圓	五	米 一三 現 金 三圓	一	米 一三 現 金 三圓	一	米 二八五 石 現 金 三圓	一	米 一、一八四 石 現 金 三圓	一	米 一、一八四 石 現 金 三圓	一	契 數	財 産 者 加 入 數

全 羅 北 道

三四

郡 別	公共事業を目的とするもの	扶助を目的とするもの	産業を目的とするもの	金融を目的とするもの	娯楽を目的とするもの	其の他	合 計
	契数 財産加数	契数 財産加数	契数 財産加数	契数 財産加数	契数 財産加数	契数 財産加数	契数 財産加数
全州郡	二 〇	元 〇	二 〇	八三、四〇〇	一五二	三 一、〇〇〇	二八、〇〇〇
鎮安郡	一 一	元 〇	三二、〇〇元	一	一	八 四、〇〇	一、七五
錦山郡	三 〇	一〇〇	三七、〇〇元	八七、〇〇元	一	一 三、〇〇	一、七五
茂朱郡	三 〇	元 〇	一	八七、七五元	一	一	一、七五
長水郡	一 〇	一〇〇	五一、〇〇元	二 一、五	一	一 〇、	一、七五
任實郡	三 一	元 〇	二〇	三、〇〇元	一	二 初、八	一、七五
南原郡	一 一	元 〇	二 六	一 七、〇	一	一	一、七五
淳昌郡	五 一	元 〇	一〇〇	一 三、〇	一	一	一、七五
井邑郡	一 一	元 〇	五 七	一	一	一 七、	一、七五
高敞郡	九 一	元 〇	三 〇	三 〇、	一	一 〇、	一、七五
扶安郡	一 〇	元 〇	一	五 八、	一	二 一、	一、七五
金堤郡	四 一	元 〇	七 六、	一 一、三	一	六 七、	一、七五
沃溝郡	二 一	元 〇	一 〇、	一	一	一	一、七五
益山郡	九 一	元 〇	一 〇、	一	一	五 二、	一、七五
合 計	九一、九二二	八、五七	九、九六六	三、六六六	一、〇六八	三、五七一	一、〇六八

牛 一、七五 牛 一、七五 牛 一、七五 牛 一、七五 牛 一、七五 牛 一、七五 牛 一、七五 牛 一、七五

全 羅 南 道

郡 區 分	公共事業を目的とするもの	扶助を目的とするもの	産業を目的とするもの	金融を目的とするもの	娯樂を目的とするもの	其の他	合 計
契數	契數	契數	契數	契數	契數	契數	契數
加入者數	加入者數	加入者數	加入者數	加入者數	加入者數	加入者數	加入者數
木浦府	1	6	1	4	1	1	7
光州郡	2	1	1	2	1	1	7
潭陽郡	2	1	1	1	1	1	7
谷城郡	6	1	1	8	2	7	25
求禮郡	1	2	1	3	2	1	10
光陽郡	1	1	1	4	2	1	11
麗水郡	2	1	1	1	2	1	8
順天郡	1	1	1	3	3	1	11
高興郡	1	1	1	1	3	1	8
寶城郡	2	1	1	3	2	1	12
和順郡	5	1	1	3	2	1	15
長興郡	9	1	1	1	1	1	14
康津郡	5	1	1	3	1	1	12
海南郡	2	1	1	7	3	1	14
鎭海郡	8	1	1	1	1	1	13
務安郡	2	1	1	1	1	1	7
羅州郡	2	1	1	3	1	1	8
合 計	100	60	60	100	60	60	380

咸陽郡	四	六〇	一四	五	一八七	一	一〇七	二	一〇〇	二〇	一	一	一	二二	五五
居昌郡	八	七六	八	五	八三	三	一〇	二	〇〇	六	二	〇	一	一	一
陝川郡	二	五六	八	八	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計	三〇	二五〇	二〇	二二	二七	八	三三	七	七	二	三	三	三	二〇	二二

黄海道

郡別	區分	公共事業を目的とするもの		扶助を目的とするもの		産業を目的とするもの		金融を目的とするもの		娯樂を目的とするもの		其他		合計
		契數	加入者數	契數	加入者數	契數	加入者數	契數	加入者數	契數	加入者數	契數	加入者數	
海州郡	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇
延白郡	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇
金川郡	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇
平山郡	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇
新溪郡	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇
瓮津郡	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇

平安南道

府郡別	公共事業を目的とするもの		扶助を目的とするもの		産業を目的とするもの		金融を目的とするもの		娯楽を目的とするもの		其他		合計
	契 約 者 数	財 産 加 入 数	契 約 者 数	財 産 加 入 数	契 約 者 数	財 産 加 入 数	契 約 者 数	財 産 加 入 数	契 約 者 数	財 産 加 入 数	契 約 者 数	財 産 加 入 数	
平壤府	1	100	3	100	1	100	1	100	1	100	3	100	5
鐵南浦府	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大同郡	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1
順川郡	3	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1
孟山郡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
陽德郡	3	100	7	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1
成川郡	3	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1
江東郡	3	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1
中和郡	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1
龍岡郡	4	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1
江西郡	4	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1
平原郡	10	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1
安州郡	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1
价川郡	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1
徳川郡	5	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1

咸鏡南道

府區別	公共事業を目的とするもの	扶助を目的とするもの	産業を目的とするもの	金融を目的とするもの	娛樂を目的とするもの	其他	合計
江陵郡	15	15	15	15	15	15	15
三陟郡	15	15	15	15	15	15	15
蔚珍郡	15	15	15	15	15	15	15
旌善郡	15	15	15	15	15	15	15
平昌郡	15	15	15	15	15	15	15
寧越郡	15	15	15	15	15	15	15
原州郡	15	15	15	15	15	15	15
橫城郡	15	15	15	15	15	15	15
洪川郡	15	15	15	15	15	15	15
華川郡	15	15	15	15	15	15	15
金化郡	15	15	15	15	15	15	15
鐵原郡	15	15	15	15	15	15	15
平康郡	15	15	15	15	15	15	15
伊川郡	15	15	15	15	15	15	15
合計	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	14,000,000

第三章 契の組織

第一節 契の組織竝に内容

契の出資 契は契約に依りて成立する一種の組合的組織にして、契員の共同出資を以て一定の事業を爲すを目的として居る。契員相互の關係は契約に依りて成立するものにして、その契約の形式は書面を以てすることもあるが、多くは慣習に依りて規約が實行されるのである。契の出資は金銭を以てすることあり、又は穀類を以てすることあり、又は勞力を以てすることあり、或はその中の二種乃至三種を併せて出資することあり、各契員の出資額は平等均一なるを普通とするも、契の性質によりては等差を設けて不均一の出資を爲すこともある。而して出資の金穀は、入契の際一時に納むるものと定期(年一回、春は四季、秋二季、又毎月等)に納入するもの、及び入契の際出資を要せずして、必要の場合に隨時金穀勞力を齎出提供する方法もある。契の出資額は大體に於て少額にして、要するに零碎の金穀を集め共同の負擔を以て目的を遂行せんとするに在る。

契の加入 契の組織は、慣習上その範圍を一定の地域内に限らるゝを普通とし、洞契、里中契、其他多くは一洞里内に行はれ、中には面契の如き一面を單位として一契を組織するものもあり、或は宗契、門契の如く一族一門の間に行はるゝものあり、若くは同志數人の間に於て組織さるゝものもある。契の

加入には、洞里契、其他公共事業を目的とするもの、如く強制するものあり、貯蓄契、娛樂契の如く個人相互の利益を目的とするものに在りては任意なるものもある。

契の財産 契には概して契員の出資に係る金穀、其他の財産あり、契はこの財産を基本として利殖を計り、その利潤を以て目的を遂行し、或は出資金穀を以て直ちに目的の爲めに消費し、従つて財産を有せざるものもある。契の財産は契員の共有とし、各員の持分は平等なるを普通とするも、中には出資額に應じ持分を定むるものもある。財産を利用して利殖を計るものは、その利用を契員に限るものと、また契員外にも利用せしむるものと、或は契員輪番に利用するもの等あり、契員外に利用せしむる場合はその洞里内の者に限り他部落の者とは貸借を爲さざるを普通とするやうであるが、これは多く信用貸を爲す關係からであると思はれる。契の金銭貸借の利率は地方に依りて一様でないが、一箇月五分を普通とし、また米穀の貸借は多く長利と稱し、一箇年五割を普通とするもの、如く、元利金の精算回数は、一箇月なるあり、春秋二季なるあり、或は四季なるあり、年一回なるものあり、利率、償還方法等は一定しない。契の財産は役員が之を保管し、一般契員の監視に依る外何等の監督機關がない結果、その管理は往々にして無責任に流れ易い弊害があるけれども、契の管理者は如何なる場合と雖も、獨斷を以て契の負擔に歸すべき負債を爲すことは許されて居らぬ。契の財産に對する各契員の持分は、大體に於て之を相続するを許し、契の機關の承認を得るにあらざれば之を讓渡することが出来ないことになつて居

るが、信契、作罷契の如き自由に賣買し得るものもある。契の財産處分及びその利用方法等は、契員總會の決議に依るを普通とし、總會の開會は多く精算期に於てすることになつて居る。

契の機關 契の執行機關は簡單なもので、契に關する重要な事項は契員の主なる者に諮つてこれを爲し、別段議事機關は置かぬを普通として居る。役員は、契長、有司、掌財、書記、または契長、副契長、評議員、幹事、或は契長、掌議、色掌、若くは組合長、理事、會計、評議員、監督と云つたやうに各種の名稱があるが、要するに役員は、契の代表者、事實上の理事者、會計、書記等の事務を分擔するもので、大抵は契長、有司の如きは契員の互選によりて就任し報酬を受けないが、會計、書記の事務を執る者には少額の報酬を給する場合もある。尤も無盡講に類する契には勿論斯かる組織はなく、また農契の如きは大方、座首などと稱する頭目があるのみで、外に何等の役員を置かぬを普通とする。

契の解散 契には存立期間を定めないので普通とするが、中には之を定めて居るものもあり、またその期間にも、五年、十年、十五年といふやうに區別あり、概して利殖を目的とするものには存立期間あり、公共、共濟、娛樂等の契には、存立期間を定めないので通例である。契の解散は或は財産が無くなり、或はこの目的を達し、或は存立期限が満了すれば自然解散する。中には娛樂契の如く任意に解散し得るものもあり、この場合にも契員過半數の同意を要するのである。

以上は契の組織内容の一斑を述べたものであるが、契の種類及び性質は甚だ多く、従つてこれが組織

の方法も、また地方に依り勿論一定しない。今試みに最近各道の調査に係る、契の組織状況を見ると左の如くなつて居る。

京 畿 道

一、公共事業を目的とするもの 道路修繕、橋梁架設、水門維持、山火事防止等を目的とするものにして、二人又は三人の役員を置き、契員は年額五十錢乃至一圓を出資して、事故発生したるときは其の費用に充用するを通例とす、存続期限を定むることなきを常とす。

一、扶助を目的とするもの 婚契、喪契、宗契、戸税契等にして、二人乃至四人の役員を置き、契員中事故発生したるときは、契員は三十錢乃至二圓を出金し、當該契員に交付するを通例とす、存続年限は宗契、戸税契に於ては五年乃至十年、其の他に於ては契員一人に付一回の事故を終了するに依り解散するを常とす。

一、産業を目的とするもの 農契、副業契、畜牛契等にして、役員二名又は三名を置き、年額三十錢乃至一圓を出金し契の目的を達するを通例とす、畜牛契に於ては契員一人に付一頭つゝの牛を購入するに依り解散し、其の他は五年内外を以て存続期限とするを常とす。

一、金融を目的とするもの 多く殖利契と名付け、年額一圓乃至十圓を出資し、貸金を爲して農村細民の金融機關とすると共に、契員の營利を圖るものなり、一人乃至五人の役員を置き存続期限は十

年を以て通例とす。

一、娯樂を目的とするもの 山遊契、弓術契等にして、一人乃至二人の役員を置き、年額二圓乃至五圓の出金を爲し、年一回又は二回の娯樂費に充つるを通例とす、存續期限の定めなきを常とす。

一、貯蓄を目的とするもの 貯蓄契、草鞋契、叭契等區々たる名稱を付け、一人乃至三人の役員を置き収入の一部を(月十錢乃至一圓を常とす)貯蓄するものなり。

存續期限は五年乃至十年を常とす。

一、教育を目的とするもの 教育契又は蒙學契と名付け、男子幼兒を有せるもの契を組織し、年額一圓乃至五圓を出金殖利して、目的兒童の學齡を待ち其の教育費に充つるものなり、存續期限は十年乃至十五年を常とす。

忠 清 南 道

契の組織内容

(イ)、目的 公共事業、扶助、産業獎勵、金融、娯樂、納税等とす。

(ロ)、役員 契長、書記、會計等を有するものを普通とし議決機關として評議員を有するもの諮問機關として顧問、世話役として幹事を有するものあり。

(ハ)、出資額 契の規模大小に依り一定せずと雖も最高一人二十圓、最低十錢とし、現金五十錢、

料五升を普通とす。

(ニ)、出資方法 規約又は申合に依り一時又は一定年間現金又は料等を均等醸出するを普通とし、或は生活程度に依り不均一に醸出するものあり。

(ホ)、存続年限 各契を通じ一定せざるも規約又は申合に依り存続年限を定むるを普通とし又は性質上永久存続のものあり。

(ハ)、解散 契の目的を達したるとき解散するを普通とするも稀には契員の議決ありたるとき、其の他已を得ざる事故に依り解散することを定めたるものあり。

全 羅 北 道

契の種類及性質 本道各郡の契は甚だ多數にして一千百四十三に達し其の名稱も亦七十餘を以て數へらるるが、之を其の組織と目的とに因り一分類する時は一、組織に於ては洞民一般にてするもの、洞里内有志者にてするもの、及び同族間にてするものとの三種あり。二、目的に付きて大別するに、公共事業、産業の發達、貯蓄と利殖、相互扶助、教育事業、納税準備、親睦娛樂の七種あり。

契の組織(目的、役員、出資額、出資方法、存続年限、解散事由)

一、目的 契員の共同便益又は公共の利益を計るもづなり、例へば冠婚葬祭に當り慶弔相助け農事、殖産、教育、金融等に對し共同出資經營す。

二、役員 幾多の契の中堅とも稱すべき爲親契にありては役員は契長及び有司なるか、其の他の雜種の契は契長、會計、書記、幹事、監督、評議員等を置く、但し契により多少の異同あり。

三、出資方法 現金又は農産物(主として粃を用ふ)を以てし年一回又は毎月一回又は一時出資する等同一ならず。

四、存続年限 三年、五年又は十年或は無期限等にして一定せず。

五、解散事由 契の目的を果し又は存続年限終了の場合、又は契員中規約違反者或は不和を生し維持不可能となりたる場合に於て解散す。

全 經 南 道

契の組織内容

一、役員 何れの契に在りても規約或は申合せを爲し契長、評議員及會計員等(其の他是に進すべきもの)を置き契の事務を處理せしむ。

二、出資額及出資方法 最初一回平等に金錢又は雜穀を醸出し爾後之が利殖を圖り夫々目的に副はむとするもの最も多く、金融を目的とする契にては始め株式様の醸出方を爲し利殖金配當に當りても同様の方法に依るものあり、又扶助を目的とする契にては事故發生の都度契員平等に出資するものあり。

(3)、存続年限 有限制のものゝ永久制のものゝあり、前者は大概扶助を目的とするもの若くは畜牛購入契の類にして各人一周を以て終る、他に五年以内の期限を附したるもの二三あり、
 他は總べて永久制のものゝす。

(4)、解散事由 期限満了に依るの外定めあるものなし。

慶 尙 南 道

契の機關の名稱も亦多種多様なり、然れども本道内に於て最も多きは左記の如きものにして、契の活動は是等の機關が契員の重なるものに諮り契務の總てを執行する極めて簡便なる組織なり。

(イ)、契長 契長は契を代表し契務を統轄するものにして契員中資産、信用、人望等の備はりたるものを推す。

(ロ)、有司 有司とは契長を補佐し契務を掌理するものにして契長之を兼ねることあり（或契に於ては有司を總務又は幹事とも謂ふ）又契長事故あるときは其の職務を代理す。

(ハ)、掌財及書記 掌財とは會計員を指すものにして常に契の會計事務に當るものなり、書記は契の文牒の處理に當るを常とす。

契の解散の原因に付ては一定したる所なきも、大體左の三種に區分するを得。

(1) 存立年限を定めたるものは其の年限の到來に依りて解散す。

(2)、一定の事業を目的とする場合に於ては其の事業の完成に依り又は不成就に依りて解散す。

(3)、契員中解散を希望する者ある場合には多数の意見に依り自ら解散を見るべく、又契員が一人となりたるときは當然解散す。

上述の事由生ずる場合に契は解散し、此の場合に於ける財産の分配は出資の額に依り、又利益の分配、損失の分擔に付ても其の出資額を標準とす、而して契員脱退の場合に於ては出資の拂戻をなすを通例とす。

咸 鏡 南 道

契の種類に就ては多岐多様にして本道全體を通じ約百三十種の異名稱を冠するものあるも、更に其の目的に依り分類するときは別表の通り六種に過ぎずして、性質に依り分類するとせば(一)組合的性質を有するもの(二)單なる共有的性質を有するもの(三)部落的規約に過ぎざるもの等に大別し得るものとす。而して契の役員には何れも契長、掌議、色掌等を置き、契長の指揮を受け掌議又は色掌其の仕事に當るものとす。

出資額並に出資方法は種類及性質に依り異なるも、何れも各人平等額を以て一時出金するもの、隨時出金するもの、二種類ありて、其の金額は契に依り各異なるものにして、存続年限に就ては多くは永久存続なるも、特に貯金を目的(商業資金造成)とするもの又は小農家に牛の買入を奨励せむが爲設

立したる牛契、父母の死後に其の費用を扶助する目的を以て設立したる喪布契の如きものは、其の特
定の目的終了後に解散するものとす。

平 安 北 道

本道に於ける契の種類及性質並に組織左の如し。

契 の 種 類

郡 別	名
義 州 郡	合股契、養牛契、誦牝牛契
龜 城 郡	種牛契、田契、學契
泰 川 郡	農民契
雲 山 郡	種林契、種牝牛契、種産契、書堂契
照 川 郡	喪布契、養蜂契
寧 邊 郡	喪布契、畜牛契、經濟契、種産契、名勝保存契、祭祀契、教育契、學契、門契
博 川 郡	祭祀契、産業契、喪布契、面人契
定 州 郡	社契、貯蓄契、喪布契、農林組合、農民組合、畜牛契、種産契、貯蓄契、學契、書堂契、門契、行宣契
宣 川 郡	門契、學契、祭祀契、喪補契
鐵 山 郡	喪補契、音樂契、喪布契、加冠契、扶助契、喪奠契
龍 川 郡	貯蓄契、宗親契、牛契、豚契、喪補契
朔 州 郡	學契、貯蓄契、扶助契
昌 城 郡	書堂契、農務契、種牛契、貯蓄契

豊 郡 書堂契、若牛足、冠婚喪祭契
 楚 山 郡 學契、一契、婚喪契、祈禱契
 澗 原 郡 吉産命融契、學契、喪布契、均賦契
 江 界 郡 學契、吉産契、許蓄契、冠婚喪祭契
 慈 城 郡 學契、吉産契、許蓄契、喪布契
 厚 島 郡 學契、喪布契

契の組織

公共事業を目的とするもの

郡別	郡目	目的	役員	員	出資額	出資方法	存続年限	解散事由等
雲山郡	文廟の享祀及地方教化	契長、副契長、會計員	五十錢以上	寄附に依る	永	久	期限の到来に依り	
寧邊郡	高麗の信託及金銭貸付	契長一、副契長一、理事一、監査役二、書記、評議員、其他	一口二圓	四回に分ち拂込	十	年	期限の到来に依り	
定州郡	社契は契員相互の文化の向上を向る	契長、副契長、理事	一口十錢以上	一回に拂込	永	久		
宜川郡	會社一般の牛折上必需品の供給及金銭貸付	契長一、副契長一、其他	一口五十錢以上	可成一回拂込	十年	若は永久		
澗原郡	公共施設事業	契長一、幹事一	一口五十錢以上	一回 拂込	十年	乃至八十年		
扶助を目的とするもの								
泰川郡	共助支産業獎勵	契長、副組合長、書記、評議員	契費一升及毎月十錢	申込と同時に契一升を納入し毎月末日十錢拂込	永	年		

寧邊郡	遺喪者ある場合相互扶助する爲	契長一、執事一人	二圓	設立の日金額拂込	永年
博川郡	契員の死亡の際喪祭料等支出の爲	契長、幹事	一口一圓乃至五圓	申込と同時に	同
定州郡	貯蓄及喪布契にして何れも契員相互の扶助の爲	同	米七升乃至金三圓	同	同
宜川郡	喪補契と稱し相互扶助を目的	同	同	同	同
龍川郡	遺喪者ある場合相互扶助	役員二人乃至五人	一口二圓	申込と同時に	同
朔州郡	同	契長一、幹事一人	一口九圓	設立年後三箇年毎年三圓宛	同
碧潼郡	遺喪者ある場合相互扶助	契長一、幹事若干	一口五十錢乃至二圓	申込と同時に	同
楚山郡	冠婚喪祭に器具貸付	契長一	一口二圓以上	同	同
渭原郡	同	契長一、幹事一人	一口五十錢以上	同	十年乃至五十年
江界郡	遺喪者のある場合相互扶助	契長一	一口五十錢以上	同	同
慈城郡	喪婚に際し相互扶助	契長一、幹事若干	一口五圓	同	同

産業を目的とするもの

義州郡	畜牛改良増殖の爲	契長、副契長、評議員	三十圓乃至四十圓	五回乃至十回	三十年乃至五十年
龜城郡	同	同	十圓	一回に拂込	十年乃至二十年

期限の到来に依る

種別	郡	種別	目的	役員	員	出資額	出資方法	存續年限	解散事由等
	雲山郡	畜牛改良	契長五ノ(面長)			五十錢以上二圓	年額五十錢乃至二圓	一年乃至二十年	期限の到來に依る
	照川郡	養蜂事業の改良増殖	契長一、副契長一、事務員一、評議員一、監査員			一圓又は二圓	全額を一時拂込	十年	期限の到來に依る
	津邊郡	畜牛改良、増殖の爲	同			一口五十錢以上一圓六十錢	概して一時拂込	永	久
	定州郡	農林、畜牛増殖等の爲	契長、評議員、書記等			一口五十錢乃至三十錢	申込と同時に	十年若くは永久	
	宜川郡	同	同			同	同	同	
	龍川郡	畜牛改良、養豚改良増殖	契長、理事			一口一圓五十錢乃至七圓六十錢	同	永	久
	昌城郡	農事改良、畜牛改良	契長一、幹事一			一口二圓乃至一十圓	同	一年乃至十年	
	碧瀆郡	農事改良、畜牛、養蜂改良	契長一、副契長一、幹事一			一口五十錢乃至五圓	申込と同時に若くは毎年拂込	十年	箇
	楚山郡	畜牛改良	契長一			一口五圓以上	申込と同時に	永	久
	江界郡	畜産發達、金融の爲	契長一、助役二人、評議員一、理事一			一口十圓	一時拂込		
	蕨城郡	畜産獎勵	契長一、幹事一			一口年五十錢	二期拂込	十年	
		娛樂を目的とするもの							
	宜川郡	音楽研究	契長一、執事一			一口一圓	一時拂込	永	久
	鐵山郡	同	同			同	同	同	

金融を目的とするもの

總會の議決による

郡種別	種別	目的	役員	出資額	出資方法	存続年限	解散事由等
義州郡		貯蓄金融の爲	契長一、執事二、乃至五人	一圓乃至三圓	申込と同時	永	久 期限の到來に依る
雲山郡		貯蓄を目的とする	契長二、評議員三	五十錢乃至十圓	年額五十錢乃至十圓	十年乃至十五年	
寧邊郡		勤勞貯蓄の奨励及金庫	組合長、理事、監査役、評議員	一口五十錢乃至五圓	勤儉貯蓄金を元	十年乃至永久	
寧州郡		穀類貯蓄又は一般貯金及金融	組合長、又は契長、理事、監査役、評議員、書記	一口二十錢乃至五十錢	穀物は秋收期に會員は申込と同時	十年又は永久	
宜川郡		同	同	同	同	同	同
龍川郡		貯蓄を目的とする	契長一、理事一、役員五人	大豆一斗及金二圓	十年間積立貯蓄	十五年乃至二十年	契員の決議に依る
朔州郡		同	同	一口粟一石	一年粟一石宛藤出す	十五年	
昌城郡		同	同	一口五十錢乃至三圓	隨時拂込、定時拂込	十年乃至十五年	
慈城郡		貯蓄を目的とする	契長一、執事一、評議員若干名	一口年一圓	年額一圓拂込	七箇	所
其他							
龜城郡		始祖の祭祀又は兒童教育費の造成等	契長外一乃至三十員	以内	一回若くは三回拂込	五十年	期限到來に依る
寧邊郡		名勝地の保存祖先の祭祀、書堂維持の爲	契長一、執事三十員	五十錢乃至十圓	一時拂込又は贖意	永	年 大部分は門契にして歴史最も古し

本道に於ける契の種類及性質並に組織左の如し。

江 原 道

契の種類	性質	契の組織		存続年限	解散事由
		役員	出資額		
定州郡	同門契、書堂契、行宜契等	契長、副契長、執事、書記	一口三十錢乃至十圓	門契は出資額及拂込方法隨意	同
宜川郡	門契、學契、香祀契等		一口一圓乃至二圓		十年又は永年
湖州郡	學契にして書堂維持の目的	契長二、幹事一	一口五圓乃至十圓	一時拂込	永年
楚山郡	祈禱を爲す目的	契長一	一口五十錢以上	申込と同時に	同
渭原郡	學契にして子弟教育	契長二、幹事一	同	同	同
江界郡	同		一口五十錢乃至二十圓	同	同
慈城郡	同		一口五十錢乃至五圓	同	同
厚昌郡	同		一口二圓五十錢	同	同

初	爲	喪	四	婚	美	興	船	補	夜	振	保
喪	親	布	寸	喪	風	風	前	公	學	興	安
契	契	契	契	契	契	契	契	契	契	契	契
同	同	る 保 隣 相 助 の 親 喪 あ る 場 合 相 互 扶 助	同	哀、樂の情を其 性に有す	同	同	公共の便を圖る 爲渡船を経営す	同	無智の農民に習 染を抜く	勢風、悉習矯正 教育実践實施	県内保安を圖り 道路橋梁の維持 を爲す
同	同	同	同	扶助	同	同	同	同	同	同	公益
同	同	同	同	契長又は座とな る者一人、命計 の若干	同	契長一、書記若 干、幹事若干	契長一、有司若 干	同	會長一、幹事若 干	契首一、幹事若 干	契長、副契長各 一人、書記、幹 事若干
同	同	同	同	契により異なる も大抵は一口に 付五十錢以上二 圓以下をす	同	一人に付五十錢 以内	一人に付三十錢	同	十圓以内	一人に付二十錢 以上一圓以下	一人に付四十錢
同	同	す 當 一 口 に 對 する もの を 扶 助	同	付するものさす 定る場合のさす	同	同	同	同	一組織の際一人に付二 十圓以上一圓以内を 一回拂込	同	所定額を組織又は加 入と同時に一回拂込
同	同	同	同	内外年乃至二十 十年	同	同	同	同	同	同	永
同	同	同	同	契員全部に亘り 的なる存続する の途	同	同	同	同	同	同	年
同	同	同	同	契員全部に亘り 的なる存続する の途	同	同	同	同	同	同	年

勤友契	農事改良、副業奨励	産業	契長一、幹事若干、評議員若干	一人前五十鐘内	創立と同時に一回拂込み、其の所得を資金に繰入る	十年以上三十年以下	期限内と雖、契員半数以上の決議により解散することあり
農務契	農事改良、農業者相互扶助	同	同	同	同	同	同
農桑契	農事改良、協同作業を爲す	同	契首一	五十鐘以上一圓以下	創立又は加入と同時に即時拂込む	永年	同
副業奨励契	勤儉貯蓄を爲し恒産を殖す	同	契長、副契長各一、會計、幹事若干	一口一圓以上二圓以下	一回拂込み外に副業所得の何割かを蓄積するものとす	五年乃至十年	期限満了
勸業契	同	同	同	同	同	同	同
養蠶契	養蠶の共同飼育等を爲す	同	契長一	一人前一圓	組織又は加入の際直拂	永年	年
狀契	狀の維持修繕	同	契長一、書記、幹事若干	一人前一圓以上五圓以下	同外に事業費の實費を負担することあり	同	契員の決議に依り解散を爲すことあり
水碓契	精米及其他の雜穀調製	同	契首一、會計一	一口一圓以上二圓以下	組織の際即時拂込	永年	久
月收契	契員の出資を殖利す	金融	契長一、會計若干、書記若干	十圓以上五十圓以下	毎月一圓以上五圓以下	五年乃至十年	期限満了
講契	契員相互間の金融を授け和す	同	講主一、幹事若干、監査若干	一口毎月十圓又は二十圓宛拂込む	同	一年又は三年	同
金融契	貸付、契員の金融を授け和す	同	契長一、理事一、書記若干	一口一圓以上十圓以下	毎月一口に付其の定額を拂込む	三年以上十年以下	同
勤政契	同	同	同	同	同	同	同
殖産契	同	同	同	同	同	同	同
甲契	同年の老人集り若干の飲食物を設備し年二、三回宛愉快に暮す	娛樂會計	一人前一圓内外	同	組織又は加入の際即	永年	久

詩契	同志の親睦を謀り月數回宛集りて詩を作る	同	同	同	同	同
興學契	契員の子弟教育を圖る	教育	契長一、書記若干	一月十圓以上五圓以下	毎月一回宛所定の額に達する迄拂込む	同
教育契	同	同	同	一〇〇圓	一回に二十圓宛拂込	二十箇年 期限満了のとき契員の決議に依り解散
書堂契	書堂管理	同	同	七、七圓	初回一人前三圓宛拂込む	永年
納稅契	納稅義務勵行	納稅	同	一人に付二十錢以上一圓以下	組織と同時に一回拂込む	同
戸布契	同	同	同	同	同	同
宗契	同族の親睦を圖り祖先を崇拜す	親睦	契長一、有司若干	同	同	同

咸鏡北道

本道に於ける契の種類及性質竝に組織左の如し。

種類	性質	質	同上契數	組	織
1	橋梁堤防の維持を圖るもの	二	目的 橋梁及堤防の維持、慶弔及患難の救済、文廟を崇拜し良風美俗の振興、社會事業に努力せむとするもの等なり	一 契長、副契長、書記	
2	患難救済を圖るもの	一	る、役員	二 契長、總務、財務、評議員、理事等	等を以て役員となす
3	文廟を崇拜し、良風美俗を振興せむとするもの	二	は、出資額及出資方法	三 班首、公員、所任	
4	社會事業に努力せむとするもの		入契當時契員各人加入金として五十錢又は一圓或は三圓宛出資するもの、毎年々捐金として若干宛出資するもの		

1の

二

等なり

に、存続年限及解散事由 別に定めたるものなし

1 護喪及護喪の資金造成を司るもの

二五

2 冠婚葬式用禮服及器具の相互使用を司るもの

一

扶助を目的とするもの

3 冠婚葬祭等慶弔の際相互扶助を司るもの

三〇七

4 天災事變の際相互扶助を司るもの

九

目的 父母己妻の護喪又は護喪の資金に充たすべき基金の造成、冠婚葬式用禮服及器具の相互使用、葬式の際道具の新調修理及喪服用麻布の贈與、冠婚葬祭等慶弔の際又は天災事變に遭遇したる場合に相互扶助を司るもの等なり

役員 1 契長、契監、會計

2 契長、副契長、幹事、書記 等を以て役員とす

3 班首、都監、公口

は、出資額及出資方法 契員毎月金六十錢又は毎年一月に金四十錢宛出金するもの、加入當時五十錢、一圓又は二圓、三圓宛出資するもの、共同作業に依る収入を以て資金を造成するもの等なり
に、存続年限 別に定めたるものなし
は、解散事由 同

目的 副業材料購入資金の造成、副業を奨励し其の製作品質却代の貯蓄、奨農設計及植林を以て目的とするもの等なり

役員 1 契長、副契長、會計 等を以て役員とす
2 契長、契監、書記

は、出資額及出資方法 契員加入當時一人五十錢或は一圓五十錢或は五圓宛出資するものとす

産業を目的とするもの

1 副業の奨励を司るもの
2 奨農設計及植林を司るもの

一 五

に、存続年限 別に定めたるものなし
ほ、解散事由 同

い、目的 貯蓄貸金業、契員相互間の融通は各自立身上の資金を造成するを共に金融を圖るを以て目的とするもの等なり

ろ、役員 1 契長、議員、財務、監事、書記 等を以て役員となす

2 契長、監事、評議員、書記

は、出資額及出資方法 毎月契員一人五十錢又は一圓宛出金するもの
毎月一口金額一圓五十錢以上五圓迄として各自所得の程度に依り出資するもの等なり

に、存続期限 設置の日より起算し十箇年内となすもの一、五箇年間となすもの一、其の他は別に定めたるものなし
ほ、解散事由 存立期間満了に依るものとす

い、目的 毎月若干宛貯蓄し之を契員又は契員以外のものに貸出し利殖するを以て目的とするもの、貯蓄に依り資金造成の上契員の可決に依り營業せむとするもの、節用又は勤儉貯蓄を目的とするもの等なり

ろ、役員 1 契長、副契長、總務、評議員、幹事、會計 等を以て役員となす

2 會長、契監、理事、書記

は、出資額及出資方法 毎月契員一人五十錢又は一圓或は三圓宛貯蓄するもの、契員各人年額若干宛出金するもの、設置當時五十錢又は

金融を目的とするもの

- 1 貯蓄及貸金業を爲すもの
- 2 契員相互の融通を圖るもの
- 3 貯蓄の觀念を涵養すること共に積立金を造成し金融を圖るもの

貯蓄を目的とするもの

- 1 貯蓄及利殖を圖るもの
- 2 貯蓄に依り資金調達の上將來營業せむとするもの
- 3 勤儉又は節用貯蓄を圖るもの

の

七

四圓或は十圓宛出資の上各人毎月若干宛貯蓄するもの、被物又は現金を定期或は隨時に出資するもの、毎月末一圓、二圓、三圓の三種に分ち契員の資力に應じ出資するもの等なり

に、存続期限 設置の日より起算し滿三箇年間又は四箇年間或は五箇年間とす

ほ、解散事由 存立期間満了に依る

い、目的 時々弓術會を開いて運動並に娛樂を爲すを以て目的とするものなり

る、役員 契長、副契長、會計

は、出資額及出資方法 別に定めたることなし

に、存続期限及解散事由 同

い、目的 書堂の維持經營及學童に學費補助並將來教育事業の財源造成、洞里内の兒童教養及學契林に植樹を爲し且つ苗圃の經營各學父兄に於て其の子弟を中等以上の教育を愛けしむべく學費の造成、私立學校の設置及經營資金の造成、書籍を購入し主に貧困者に書籍貸與を以て目的とするもの等なり

る、役員 1 契長、副契長、幹事、評議員、會計

2 契長、總務、理事、書記

3 契監、監事、事務員

は、出資額及出資方法 契員加入當時一人二十錢、五十錢、七十錢又は一

娛樂を目的とするもの

1 弓術娛樂を爲すもの

1 兒童教養を圖るもの

2 書堂の維持經營、學童に學

費補助將來教育事業の財源造

成を圖るもの

3 學契林を造り植樹を圖るもの

の

4 各學父兄に於て其の子弟を

教育を目的とするもの

るもの

等を以て役員とす

中等以上の教育を受けしむべく其の學費を造成するもの	四	四、五圓或は十圓宛出資するもの、各應分の出資をなすもの、五箇年計畫を以て契員各人毎月三圓宛出資するもの、年一期又は二期に分ち適宜出資するもの、毎年三期に分ち每期一圓宛出資するもの等なるもの
私立學校の設置及經營を圖るもの	一	存續年限 設置の日より滿五箇年間をなすもの一ありて他は何れも別に定めたるものなし
書籍を購入し貧困者に貸與を圖るもの	一	ほ、解散事由 別に定めたるものなし

第二節 契の事業と規則

契の組織内容は前に述べた通りであるが、尙ほ各地方に行はれて居る契の中、比較的特色あるものに就いて、その事業の概況と契則を示して見やう。

京畿道開城郡開城の慶契

高麗滅亡して王都が漢陽に遷りて以來、開城の人士は商業を以て身を立て、當時最も有利であつた地方行商に従事し、各地の物産を移入して他に販路を求め、永く全鮮の商權を掌握して居たのみならず、金融上に於ても非常なる勢力を占めて居た。従つてその商業取引に巧妙にして、商業組織の完備せること驚べきものあり、殊に同業者の團結の鞏固にして信用取引の發達し、簿記法の進歩せる如きは世に有名なるもので、就中、契の組織は最も特色を有して居る。現在開城商人中卸商の同業者間に於て契を

組織して居るものは、絹塵、白木塵、青布塵、魚果塵の四塵にして、數年前まではこの四塵の外に尙ほ門外白木塵、衣塵、紙塵、鎗器塵、藏塵、砂器塵、儀塵等すべて十六塵あつたさうであるが、何れも姿微不振に陥り、次第に解散又は消滅して、僅に四塵丈け残り、今日では開城蔘業組合、開城布木商組合開城商友會などの新式の組合が組織されて居る。而して大正五年開城商品會議所の廢止さるゝや、同所に對し元韓國皇帝より下賜せられたる金一千圓は、當時最も有力なる絹塵、白木塵、青布塵の三團體契に對して交附され、契員中資産信用大なる趙箕培を代表者として、時の漢湖農工銀行開城支店へ預入せしめた事實に徴するも、右の三塵契は確實なものであつたことが窺はれるが、今この三塵の所在地、組織年月、契員數を見るに左の如くなつて居る。

開 城 三 塵 契			
契の名稱	所在地	組 織 年 月	契員數
白 木 塵	開城南大門内	開國四百四十五年二月	二十人
絹 塵	同	同	十七人
青 布 塵	開城南大門外	開國四百四十五年三月	三十七人

右の三塵契に就きて其の契規則を見るに、いづれも大同小異であるが、試みに絹塵契規則を示せば左の通りである。

開城 南大門内 續 處 契 規則 (大正元年九月改正)

第一條 本處契ハ開城市街内ニ於ケル權限營業人ヲ以テ組織ス

第二條 本處契ハ同業上自衛ヲ保チテ營業ノ發展ヲ企圖シ其實質上ノ繁華ヲ矯正スルヲ以テ目的トス

第三條 本處理事務所ヲ開城南大門内本處都家ニ置ク

第四條 本契ハ契員ノ便宜ヲ爲スタメ都家ヲ建築補續シテ物貨ヲ保管貯置ス

但其他營業上共同必要ノ施設ヲ爲ス時ハ資金ヲ周旋借入シ其賦課及其他ノ方法ヲ定メ償還ス

第五條 本契ニ左ノ任員ヲ置ク

處 契 長 一人

處 契 任 二人

第六條 契長ハ契中大小ノ事ヲ統轄ス

第七條 契任ハ契長ノ指揮ヲ承ケテ事務ヲ掌理ス

但官廳ヨリ諮詢ノ有ル時ハ契任ニ於テ進述ス

第八條 任員ハ名譽職トシ其任期ハ一箇年トス

但再任スルコトヲ得、三期重任スルコトヲ得ス

第九條 本契入參員ハ金三圓ヲ入參金トシテ本契ニ納入スル義務ヲ有ス

第十條 本契員ハ毎月分二十錢宛月賦ニテ納入ス

但臨時決議ニ依リ徴收ヲ延期スルコトヲ得

第十一條 本契員ハ都家庫舍ヲ用ウルニ對シテ使用料ヲ納入ス、都家一間ノ使用料ハ年額三圓宛トス

但他處營業人ニ貸與スル時ノ使用料モ同シ

第十二條 本契ノ負擔スル債務ハ現應營業員ニ限リテ連帶責任ヲ有ス

第十三條 本契ノ所有財産ハ現應營業員ニ限リ各自持分ヲ有ス

第十四條 本契員ヲ退應スル時ハ本契ニ對シテ權利義務ハ無キコト

但第十九條但書ノ別規ニ對スル件ハ此限リニアラス

第十五條 本契ノ總會ハ定期、臨時二種ニ區分ス

第十六條 定期會ハ九月三十一日トシ臨時會ハ必要ニ應シテ之ヲ開ク

第十七條 毎年度收支決算シ又簿全部ヲ定期會ニ報告シ新任員ニ之ヲ傳ス

第十八條 年度收支剩餘金ハ契任及議員中分任シテ殖利スルコト

第十九條 本契員ハ永久ニ親睦シ情誼ヲ表スル爲メニ契員ノ父母喪又ハ契員ノ身故アル時ニ對シテ弔禮會葬ノ禮ヲ必ス行フコト

但弔禮會葬ニ關スル件ハ別ニ定規施行ス

第二十條 本契員ハ本契則又ハ臨時施行上ニ違反或ハ不服等ノ有ル時ハ契中ノ決議ヲ以テ十錢以上二圓以下ノ罰金及除名ヲ當契員ニ

於テ施行ス

本 則

本則ハ總會ノ決議ヲ以テ改正スルコトヲ得

大 正 元 年 九 月

右は縮塵契規則であるが、青布塵契も白木塵契も略ぼ其規則は同一で、其の異なる所を示すと、僅に入參金、都家使用料、定期會の三項のみである。

縮 塵 契

青布塵契

白木塵契

入 參 金

三 圓

十 五 圓 (母塵したる者の再參金は其半額)

六 圓

都家使用料(年額)

三 圓

十 圓

八 圓

定期會

九月三十日

八月二十日

二月、八月

而して昔は各塵の間に極めて嚴重なる商業習慣あり、塵契は李朝時代の六矣塵に對する特權の遺風と見えて、同業者間に於て絶對の權力を有し、其の承認を経ざれば商人は開塵するを得ず、若し之に背く時は亂塵と名づけて其の塵の商品を沒收された程で、各塵の營業區域も、例へば青布は南大門外、白木は北本町と云つたやうに定まつて居て、之を侵すと前と同様亂塵の制裁を受けたのであるが、近來は斯かる制裁も行はれず、營業區域なども時勢の變遷と地區の改正等の爲めに亂れてしまつたのである。従つて塵契に加入するにも、業種によらずして地域によりて加入するやうになつて來た。一例を舉ぐれば魚果塵契の如き今より約十四五年前より一般商人の組合となり、名は魚果塵であるが實際に於ては魚類などは取扱つて居ないのである。魚果塵の契員は現在十五人にして、契則として正文の規定は存して居ない。商人間に於て取引上に關する爭議の起つた時は、前記四塵の契長が原告被告を呼び出して事情を聴取し、告目(意見書)を郡守に出して其判決を俟ち、また小事は契の協議に依りて裁決する習慣があつて永く之が行はれたのである。然るに近來は組合の威力も漸く衰へ、また法律觀念の發達した結果、遂に裁判に訴へて勝敗を争ふ者が多くなつたのは、時代の推移として亦止むを得ないことである。

博物契 この外に博物契なるものがあるが、それは唐貨居間即ち貨物の仲買業者、及び換錢居間即ち

金錢の仲介業者の兩居間が合併して組織せる仲買人及び仲介業者の同業組合である。博物契の目的は塵契と同じく、同業者の和親、業務上の協調が主なるもので、現在唐貨居間八十六人、換居間五十一人を以て組織されて居る。博物契の規約も塵契規則と大差なく、契員たるを得る者は、現に開城内に居住し、商業を營まざる信用ある者にして、其の加入の時は契員の紹介に依り、資産ある二名の保證人を立てて入參請願書を提出すれば、總契員の決議に依りて許否を決定し、入參金四十圓、再參金二十圓を納附せしむることになつて居る。博物契は貨物及金錢仲介業者の團體であるから、貨物の賣買竝に金錢の貸借希望者はそこに申込みば、それ／＼幹旋仲介の勞を取ることになつて居る。而して博物契員にあらざれば、猥りに貨物の仲買及金錢の仲介は出來ないのである。

塵契の事務所兼附屬倉庫として都家と稱する建物あり、昔は各塵契が之を所有して居たやうであるが、現存せるものは、南大門外の青布塵契都家、魚果塵契都家、南大門内の開城商友會都家である。其の建築の様式は長方形の建物を以て中に廣い庭を圍み、庭の中央に事務室に適する一棟を建て事務を執り、正面を入口の門とし、門の左右竝に他の三方を、廊下を以て聯ねたる座のある間口一間乃至二間位の小房に仕切り、各房とも扉に錠前を付して戸締として居る。而して契員は都家の一房宛を倉庫として使用し得る権利があるが、契員以外にも一定の使用料を徴して之を貸與することがある。建物の大小に依り房數に大小多少あるが、青布塵契附屬の都家は二十八房あり、其中二十四房が倉庫として使用され、其

使用料は年額十圓である。都家の構造竝に制度は確に特色あるもので、朝鮮の商業事情研究上注目に値する。都家には常に役員が詰めて事務を執つて居る。役員は普通屢契長一人、屢契任二人にして、いづれも名譽職とし、契長は契中大小の事を統轄し、契任は契長の指揮を承けて事務を掌理し、官廳より諮問あるときは、契任に於て答申することになつて居る。即ち前者は同業組合長に相當し、後者は同業組合書記と同様なるものである。

慶尙南道昌寧郡靈南水利北部土地改良契

一、契の名稱、位置、設立年月日及其の沿革

1、名 稱 靈南水利北部土地改良契

2、位 置 昌寧郡南谷面南旨里

3、設立年月日 大正十四年四月八日

、沿 革

大正十四年二月山口利一、權演洙、金鎮九、關口良一、栢尾宜人五名發起人となり規約及事業設計書を作成し、地主の同意を得四月八日昌寧郡守臨監の下に設立總會を開催し、契長栢尾宜人、評議員山口利一、權演洙、金鎮九、關口良一、張永奎、辛容奎の七名を選任した。

同年五月六日事業費補助申請をなし、同年九月二十一日附を以て認可指令に接し、同月二十七日工事に着手した、契負は契設立當時百四十四名なりしが、其の後移動あり、同年十一月末日現在百三十名である。

二、事業の概況

本改良契地域は靈南水利組合地域内の北部即ち丈麻面幽里、大鳳里、山旨里、東亭里、南谷面成土里、靈山面風岩里、月嶺里、桂城面鳳山里の四面八箇里に亘る約四百七十町歩の平野にして、在來の田竝に雑地を開拓し、畚は現在の區劃を整理せんとするに在り、是が爲め設置す可き道、水路、及び工作物竝に關係内譯面積は左の通りである。

道 路		天 幅		道 路	
數	量	數	量	數	量
九	尺	六	條	一、三六九・〇	間
四	尺	四十五	條	七、二四五・〇	間
用 水 路		線 名		線 名	
延 長	內 法	底 幅	水 深	流 量	數 量
一割	一割	一・八 ^尺	一・五 ^尺	四・二 ^間	一 條
第一號用水支線		六・三〇 ^間	一割	一・八 ^尺	一・五 ^尺

第二號同	上	二五〇	同	一・八	一・二	二・六七	同
第三號同	上	二五〇	同	〇・九	〇・九	一・二五	同

備考 右三線の外小水路九十四條は所用水量僅少にして、底幅九寸水深九寸兩法一割、並に底幅九寸水深六寸兩法一割の二種とし、此の小水路の總延長一、九四五、一・五間である。

排水路

線名	延長	内法	底幅	水深	流量	數量
第一號排水路	一九六〇 ^卅	一割	一・〇 ^尺	一・五 ^尺	二・二六 ^卅	一條
第二號同	二二〇	同	二・〇	二・〇	一・三・二六	同
第三號同	四九一〇	同	三・〇	二・〇	八・四	同
第四號同	三七〇	同	二・〇	二・〇	六・四二	同
第五號同	二二〇	同	二・〇	二・五	一・〇・五三	同
第六號同	二〇三〇	同	二・〇	二・〇	一・七・〇七	同

工作物及地均、畦畔築立

橋	梁	三十一箇所
暗	渠	二十九箇所
分	水土管	九十八箇所

落 差 立 十一箇所
 架 樋 三箇所
 地 均 四百二十四町五反六畝五なり
 畦畔築立 六三、七九一・〇間

備考 本契事業費豫算總額は以上總工事費九〇、六六二・五圓の外に工事監督費一〇、七〇〇圓創立費五、〇〇〇圓事務所費八、五五〇圓豫備費五、〇八七・五圓計一二〇、〇〇〇にして、反當二八圓二六強である。

關係地内譯面積

地目	工事關係地	除外地	水利組合 道水路潰地	本計劃道 水路潰地	蒙利地面積
田	二六、〇八三	六、五七九	六、五四九	八、九二〇	一三九、〇三五
畚	七三、五五一	二、三三三	二、七七七	四、二六四	六四、一九七
雜地	二七〇、一三〇	三六、四九一	六、七九八	一三、七四三	二二、〇九七
合計	五〇四、七六四	四五、四〇四	一六、一〇四	二六、九七七	四一六、三三九

備考 區劃整理により廢道、廢川八町二三六を合し、蒙利面積合計約四百二十四町五反六畝五である。

三、契の規約

靈南水利北部土地改良契規約

第一章 總 則

第一條 本契ハ靈南水利北部土地改良契ト稱シ事務所ヲ慶尙南道昌寧郡南谷面南旨ニ設ク

第二條 本契ハ靈南水利組合ノ事業計畫ニ準據シ土地ヲ改良シ開發ヲ遲滯ナク實施シ農家ノ福利ヲ増進スルヲ目的トス

第三條 本契ノ區域ハ靈南水利組合北部ニ屬スル文麻面幽里、大鳳里、山旨里、東亭里、南谷面成士里、靈山面鳳岩里、月嶺里、桂城面鳳山里ノ内別冊記載ノ土地所有者ヲ以テ組織ス

第二章 役員

第四條 本契ニ左ノ役員ヲ置ク

但契長及評議員ハ無報酬トシ其ノ他書記及技士ハ囑托トナスコトヲ得

契 長 一 名

評 議 員 六 名

書 記 若 干 名

技 士 若 干 名

役員ノ任期ハ事業完了ヲ以テ終ル

第五條 契長及評議員ハ總會ニ於テ之レヲ互選ス

書記及技士ハ契長之ヲ任免ス

第六條 契長ハ本契ヲ代表シ契務ヲ總理シ評議員會ノ議長ニ任ユ

書記及技士ハ契長ノ命ヲ承ケ庶務會計及技術ニ従事ス

第三章 事業

第七條 本契ノ事業年度ハ二箇年以内トス

第八條 本契ハ區域内ノ土地改良事業ニ關シ測量調査ノ上作成シタル設計書並ニ豫算ニ基キ工事ヲ施行シ且ツ其ノ筋ニ對シ補助申請

手續ヲ爲スモノトス

第九條 補助金ノ請求並ニ之レカ受領ハ契長ニ一任スルモノトス

第四章 會 計

第十條 本契ノ經費ノ左ノ各埠ニ依リ之レヲ支辨ス

一 契員ノ負擔金

二 有志ノ寄附金

三 國庫ノ補助金

第十一條 契員ノ負擔金ハ評議員會ニ諮リ之レヲ徵收ス

第十二條 國庫補助金ノ下附ノリタルトキハ評議員會ニ諮リ之レヲ處理ス

第十三條 會計年度ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第五章 評議員會

第十四條 評議員會ハ開會期日三日前ニ契長之ヲ招集ス但シ急ヲ要スル場合ハ即時招集スルコトヲ得

評議員會ハ評議員ノ半數以上出席スルニ非サレハ開會スルコトヲ得ス

但シ同一事件ニ付キ招集二回ニ至ルモ仍ホ半數ニ滿サルトキハ此ノ限ニアラス

第十五條 評議員會ノ決議ハ出席員過半數ヲ以テ之レヲ定ム但シ可否定數ナルトキハ議長ノ定ムル所ニ依ル

第十六條 評議員會ニ諮問スル事項ハ別ニ定ムルモノノ外左ノ如シ

一、規約ノ變更及契ノ解散

二、契致ノ豫算及決算並ニ事業施行計劃

三、前各項ノ外契長ニ於テ必要ト認ムル事項

第十七條 本契ハ事業ノ報告並ニ事業ノ施行ニ關スル契員ノ意見ヲ聽取スル爲メ毎年一回契員ノ總會ヲ開催ス

總會ハ契長之レヲ招集ス

第六章 給 與

第十八條 本契ハ別ニ給與規定ヲ設ケス靈南水利組合給與規定ヲ準用ス

靈南水利組合給與規定

第一章 報 酬

第一條 組合長、副組合長、及委員ニハ左ノ報酬ヲ給ス

組合長 月額 三十圓以内

副組合長 月額 十圓以内

委員 日額 二圓以内

第二條 前條ニ規定スル報酬ハ有給吏員ニ對スル給料支給ノ例ニ依リ之レヲ支給シ日額報酬ノ支給ニ付テハ用務ヲ終リタル日ニ於テ之レヲ支給ス

第三條 有給給吏員ノ給料ハ第一號表ニ依ル但シ給料六十圓未滿ノ者ニハ組合長適宜金額ヲ定メ之ヲ給スルコトヲ得

理事ニ於テ事務ニ精通シ特ニ優秀ナル者及技士ニシテ技能卓絶ナルモノニハ評議員會ニ諮問ノ上給料二百五十圓迄ヲ給スルコトヲ得

第四條 給料ハ在職一年以上ニ至ラサレハ増給スルコトヲ得ス但シ六十圓未滿ノ者ニ就テハ此ノ限リニ在ラス

第五條 給料ハ毎月二十五日之ヲ支給ス但シ當日休日ニ當ルトキハ順延ス

第六條 新任増給及減給ノ場合ニ於ケル其ノ月分ノ給料ハ發令ノ翌日ヨリ日割ヲ以テ支給ス

退職又ハ死亡ノ場合ハ其ノ月分ノ給料金額ヲ支給ス但シ懲戒ニ依ル場合ニ於テハ其ノ當日迄日割ヲ以テ支給ス

第七條 病氣ノ爲メ執務セサルコト六十日ヲ越ユル者及私事ノ故障ニ依リ執務セサルコト三十日ヲ超ユル者ニハ給料ノ半額ヲ減シ尙

三十日ヲ超ユル者ニハ給料ヲ支給セス但シ公務ノ爲メ傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リタル場合又服忌ノ場合ニハ此ノ限リニアラス

第八條 解職セラレタル者又ハ退職シタル者事務引繼ノ爲メ執務シタルトキハ其ノ事務終了ノ日迄在職中ノ例ニ依リ給料ヲ支給ス

第九條 雇員及傭人ノ給料ハ月額八十圓又ハ日額二十圓五十錢以下トシ月額給料ノ支給ニ付テハ本章ノ規定ヲ準用シ日額給料ニ付テハ組合長之ヲ定ム

第三章 旅 費

第十條 組合吏員及雇員傭人ニ務ノ爲メ旅行スントキハ其ノ順路ニ從ヒ旅費ヲ支給ス

第十一條 組合事業區域内ニ旅行スル旅費ハ第二四表ニ依ル但シ調査スハ工事監督ノ如キ常時出張ニ對シテハ旅費ヲ支給セス

第十二條 組合事業區域外ニ旅行スル旅費ハ第三號表ニ依ル

第十四條 組合用ノ車馬ニテ旅行スルトキハ車馬賃ヲ支給セス

第十五條 新ニ組合吏員ニ採用シタルモノニハ現住地ヨリ組合事務所所在地ニ至ル迄赴任旅費トシテ第三號表汽車賃汽船賃及車馬賃ニ限リ倍額ヲ支給スルコトヲ得尙家族ヲ攜帶スルモノニハ家族一人ニ限リ本人ト同額旅費ヲ支給ス

第十六條 評議員會ニ出席シタル評議員ニハ第四號表ニ依リ旅費ヲ支給ス但シ評議會場ヲ距ル二里以内ノ地ヨリ出席シタル評議員ニハ會議ノ日數ニ應ジ日當ノミヲ支給ス

前項ノ旅費及日當ハ用務ヲ終リタル日ニ於テ之ヲ支給ス

第十七條 汽車賃汽船賃馬賃ハ旅行ノ種類毎ニ經過セシ路程ヲ合算シ之レヲ支給ス但シ一里未滿ノ端數ノ路程ハ切捨トス

汽車旅行ノ場合ニ於テ急行列車ニ乗車シタルトキハ乗車階級ニ相當スル急行料ヲ支給ス京城、釜山、及内地ニ出張シタルトキハ日當及宿泊料ニ限リ三割ヲ増給スルコトヲ得

第十八條 旅費ノ概算拂ヲ受ケタル者ハ歸着後三日以内ニ精算スヘシ

第十九條 本規程ニ於テ組合事業區域ト稱スルハ左ノ地域ヲ云フ昌寧郡南谷面、都泉面、靈山面、丈麻面、桂城面各面及咸安郡漆西面、漆北面ト宜寧郡芝正面トス

第四章 手 當

第二十條 工事監督測量ニ關シ區域内ニ於テ常時事務ニ從事スルトキハ第五號表ノ外業手當ヲ支給ス

第二十一條 組合吏員及雇員備人ニシテ定時間外三時間以上ニ亙リ勤務シタル場合ハ第六號表ニ依リ時間外手當ヲ支給ス
但シ外業手當ヲ受ケル者ハ夜間勤務ニ限リ本條ヲ適用ス

第二十二條 有給吏員公務ノ爲メ傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ給料三月分以内ニ於テ實費ニ相當スル治療手當ヲ給ス

前項ノ爲メ終身自田ヲ辨シ若クハ業務ヲ管ムコト能ハス又ハ治療數箇月ヲ要スル見込ヲ以テ退職シタルモノニハ給料三月分以内ノ扶助金ヲ給スルコトヲ得

前二項ノ規程ハ雇員傭人公務ノ爲メ傷病ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リタル場合ニ之レヲ準用ス其ノ之レカ爲メ在職中死亡シタルトキハ其ノ遺族ニ對シ給料三月分以内ノ弔慰金ヲ給スルコトヲ得

慶尙南道昌寧郡靈南水利南部土地改良契

一、契の名稱、位置、設立年月日、及び其の沿革

(イ) 名稱 靈南水利南部土地改良契

(ロ) 位置 昌寧郡南谷面南旨里

(ハ) 設立年月日 大正十四年四月八日

(ニ) 沿革

大正十四年一月十八日發起者關口良一、中路民之助、權濱洙外四人案を立て、契の一日も早く設立の必要を議し、同年二月二日測量設計を京城西小門内共榮社に依頼し、同年二月二十四日には早くも總督府に契の設立認可申請をした。而して四月八日には第一回の契員總會を開催し、本土改

良契設立の當否を議し、滿場一致を以て可決せられ具體的に設立となり契長一名及評議六名を選任した。而して契長は關口良一、評議員は朽尾宜人、中路民之助、八代表桑谷吉、權演淳、奇琮吳、金明兩各當選した。

然るに同年七月全鮮に亘る大水害の爲め總督府にては大繁忙を極め、これが爲め漸く九月二十一日に始めて認可書を受け、いよ／＼工事着手の準備を爲し十月二十日起工するに至つた。

二、事業の概況

本契の事業區域は靈南水利組合地域内の南部にして、即ち靈山面月嶺里及都泉面松津里内の有效面積二百四十四町歩に至る在來の田、林、雜地、池沼等を良畚に地目變換するを以て其の目的とし、靈南水利組合の施設工作物以外に左の如き工作物を設置せんとするのである。

- | | | |
|---------|--------|-----|
| 一、支線用水路 | 五、四二九間 | 十二條 |
| 二、分線用水路 | 九五八間 | 四條 |
| 三、排水路 | 二四九間 | 一條 |
| 四、水門 | 一九箇所 | |
| 五、落差工 | 九箇所 | |
| 六、掛樋 | 二箇所 | |

七、道路 一、〇五六間 内〔九尺道路一條五八六間
六尺道路一條四七〇間〕

八、橋 梁 二〇箇所

九、土管埋設 二一三箇所

一〇、畦 畔 七五、六四〇間

一一、開 畝 二四四町歩

以上總工費五萬一千四百七十四圓五十錢にして、外に補償費五千四百圓、工事監督費七千圓、測量設
計費四千圓、計六萬七千八百七十四圓五十錢、反當工費二十七圓八十一錢七厘強である。

靈南水利南部土地改良契約

第一章 總 則

第一條 本契ハ靈南水利南部土地改良契ト稱シ事務所ヲ慶尙南道昌寧郡南谷面南行里ニ置ク

第二條 本契ハ靈南水利組合ノ事業計畫ニ準據シ土地ヲ改良シ開畝ヲ遲滞ナク實施シ農家ノ福利ヲ増進スルヲ目的トス

第三條 本契ノ區域ハ靈南水利組合南部ニ屬スル靈山面月嶺里及都泉面松津里ノ内別冊記載ノ土地トシ其ノ所有者ヲ以テ組織ス

第二章 役 員

第四條 本契ニ左ノ役員ヲ置ク

但シ契長及評議員ハ無報酬トシ書記及技士ハ囑托トナスコトヲ得

契 長 一 名

評 議 員 六 名

書 記 若 千 名

技 士 若干名

役員ノ任期ハ事業完了ヲ以テ終ル

第五條 契長及評議員ハ契員ノ總會ニ於テ之レヲ互選ス書記及技士ハ契長之レヲ任免ス

第六條 契長ハ本契ヲ代表シ契務ヲ總理シ評議員會ノ議長ニ任ス

書記及技士ハ契長ノ命ヲ承ケ庶務會計及技術ニ従事ス

第三章 業

第七條 本契ノ事業年度ハ二箇年以内トス

第八條 本契ハ区域内ノ土地改良事業ニ關シ測量調査ノ上作成シタル設計書及豫算ニ基キ工事ヲ施行シ且ツ其ノ筋ニ對シ補助申請手續ヲ爲スモノトス

第九條 補助金ノ請求並ニ之レカ受領ハ契長ニ一任スルモノトス

第四章 會 計

第十條 本契ノ經費ハ左ノ各項ニヨリ之レヲ支辨ス

一、契員ノ負擔金

二、有志ノ寄附金

三、國庫ノ補助金

第十一條 契員ノ負擔金ハ評議員會ニ諮リ之レヲ徵收ス

第十二條 國庫補助金ノ下附アリタル時ハ評議員會ニ諮リ之レヲ處理ス

第十三條 會計年度ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第五章 評議員會

第十四條 評議員會ハ開會期日三日目前ニ契長之レヲ招集ス

但急ヲ要スル場合ハ即時招集スルコトヲ得

評議員會ハ評議員半數以上出席スルニ非ラサレハ開會スルコトヲ得ス

但同一事件ニツキ招集二回ニ至ルモ仍ホ半數ニ滿サレトキハ此ノ限りニアラス

第十五條 評議員會ノ決議ハ出席員ノ過半數ヲ以テ之レヲ定ム

但可否同數ナルトキハ議長ノ定ムル所ニ依ル

第十六條 評議員會ニ諮問スル事項ハ別ニ定ムルモノノ外左ノ如シ

一、規約變更及契約ノ解散

二、契約ノ豫算及決算並ニ事業施行計畫

三、前各項ノ外契約ニ於テ必要ト認ムル事項

第十七條 本契約ノ事業ノ報告並ニ事業ノ施工ニ關スル契約ノ意見ヲ聽取スル爲メ毎年一回契約員ノ總會ヲ開催ス

總會ハ與長之レヲ招集ス

第六章 給 與

第十八條 本契約、別ニ給與規定ヲ設ケス靈南水利組合給與規定ヲ準用ス

第一號表 (月給額)

職 分	一 級	二 級	三 級	四 級	五 級	六 級	七 級	八 級	九 級	十 級
理 事	100 <small>円</small>	120 <small>円</small>	150 <small>円</small>	180 <small>円</small>	200 <small>円</small>	220 <small>円</small>	250 <small>円</small>	280 <small>円</small>	300 <small>円</small>	320 <small>円</small>
出納役書記	150 <small>円</small>	180 <small>円</small>	200 <small>円</small>	220 <small>円</small>	250 <small>円</small>	280 <small>円</small>	300 <small>円</small>	320 <small>円</small>	350 <small>円</small>	380 <small>円</small>
技 士	120 <small>円</small>	150 <small>円</small>	180 <small>円</small>	200 <small>円</small>	220 <small>円</small>	250 <small>円</small>	280 <small>円</small>	300 <small>円</small>	320 <small>円</small>	350 <small>円</small>

第二號表 (事業區域内旅費額)

區分	日	額
組合長、副組合長	宿泊セサル時 1,100	宿泊シタル時 2,000
委員、理事、出納役	1,000	1,200
書記、技士	0,200	1,200
雇員	0,200	1,100
傭人	0,200	0,200

第三號表 (事業區域外旅費額)

區分	汽車賃	汽船賃	車馬賃	一日ニ當	宿泊料
組合長、副組合長	二等賃費	二等賃費	一里ニ付 0,700	一日ニ付 3,000	一夜ニ付 5,000
委員、理事	同	同	0,600	2,500	4,500
出納役、主任技士	同	同	0,600	2,500	4,500
書記	三等賃費	三等賃費	0,500	2,000	4,000
技士	同	同	0,500	2,000	4,000
雇員	同	同	0,400	1,500	3,000
傭人	同	同	0,300	1,000	3,000

第四號表 (評議員旅費)

區分	汽車賃	汽船賃	車馬賃	一日ニ當	宿泊料
評議員	二等賃費	二等賃費	一里ニ付 0,000	一日ニ付 2,500	一夜ニ付 4,000

附記
 第三條第二項ノ技士ニ對シテハ理事ト同額ノ旅費ヲ給スルコトヲ得
 又第九條第二項ノ雇員ニ對シテハ技士ト同額ノ旅費ヲ給スルコトヲ得

第五號表

區分	日額
技士	〇、五〇〇 ^円
雇員、助手	〇、四〇〇
傭人	〇、三〇〇

第六號表

區分	日額
吏員	〇、五〇〇 ^円
雇員	〇、四〇〇
助手	〇、四〇〇
傭人	〇、三〇〇

江原道通川郡龜項里農契

右は大正六年十二月三日創立せられ、共同作業、勤儉、風紀改善、副業獎勵其の他農事改良に努力し、漸次成績を擧げつゝありしが、大正十二年六月農事改良實行組合と名稱を變更し、別記の通り規約を制定して實行業務を定め、郡面指導の下に之が實行中であるが、今や尙一層面目を一新し、業務中特に種子の品評會を開催し、翌年度に使用すべき種子の精選に努め、外に種牡牛の設置、堆肥舎の建設、白色レーグホン種鶏の普及等を計りつゝありて、益々其の成績の見るべきものが多い。

通川郡總項里農事改良實行組合會則

第一章 總 則

第一條 本會ハ龜塚里農事改良實行組合ト稱ス

第二條 本會ハ農事ニ關スル一切ノ弊風ヲ矯正シ農事ノ改良邁歩ト副業獎勵ヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ本里内ニ住所ナ有シ三斗落以上ノ耕作者ヲ以テ組織ス

第四條 本會ノ事務所ハ本里内ニ置ク

第二章 事 業

第五條 本會ハ第二條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ營ム

一、農閒時期ヲ利用シ農業技術員ヲ招聘シ農事上必要ナル講話會ヲ開催スルコト

二、農作物ノ改良種子普及

三、肥料ノ改良及秋耕ノ獎勵

四、大豆粒選及稻穗選ノ獎勵

五、苗代ノ改善及稈拔ノ獎勵

六、藎及叭製造ノ獎勵

七、共同造林ノ經營

八、地主小作人間共濟融和ノ獎勵

九、衛生及警防思想ノ涵養

一〇、夜學ノ獎勵

一一、篤行者ノ表彰

一二、農產品評會ノ開催

一三、勤儉貯蓄ノ獎勵

一四、水利ノ經營

一五、蠶業及其ノ他副業ノ獎勵

一六、法令及納稅義務ノ恪守

第六條 諸般ノ僱雇人夫賃ハ隨時調定シ農家慣例上一般ノ弊害トナル事ヲ禁スルコト

第三章 役員

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會長 一人

二、副會長 一人

三、總務 一人

四、評議員 若干

五、幹事 若干

第八條 役員ノ職權左ノ如シ

一、會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總轄ス

二、副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故有ル時其ノ事務ヲ代理ス

三、總務ハ會長ノ命ヲ受ケ庶務ヲ管掌シ金錢出納ヲ爲ス

四、評議員ハ會長ヲ諮問ニ應ジ其ノ他重要事件ヲ議決ス

五、幹事ハ會長及總務ノ命ヲ承ケ會務ニ從事ス

第九條 役員ハ總會ニ於テ選舉シ任期ハ滿二箇年トス但再任ヲ妨ケス

第十條 役員中缺員ヲ生シタルトキハ總會ニ於テ補選シ其ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十一條 役員ハ名譽職トス但總會ノ決議ニ依リ相當ノ報酬ヲ給スル事ヲ得

第四章 總 會

第十二條 總會ハ此ヲ定期總會及臨時總會ニ分ツ

一、定期總會ハ毎年二月、八月ノ二回トフ

二、臨時總會ハ會長ノ必要ト認メタルトキ又ハ契員五分ノ一以上ノ同意ニ依リ會議ノ目的ヲ具シ申出テモルトキニ招集スルモノト
ス

第十三條 總會ハ會員半數以上出席スルニアラサンハ開會スルコトヲ得ス

第十四條 總會ノ決議ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

第十五條 總會ニ於テハ役員ノ選舉、解任及諸般會務ヲ決議シ會計其ノ他會務狀況ノ報告ヲ監理ス

第五章 役員會

第十六條 役員會ハ會務處理上協議ノ必要有ルトキ之ヲ開催ス

第十七條 役員會ノ規程ハ總會ノ例ニ準ス

第六章 會 計

第十八條 本會ノ會計年度ハ一月ニ始リ十二月ニ終ル

第十九條 豫算及決算ハ總會ノ決議ヲ要ス

第二十條 會員ハ左ノ義務ヲ有ス

一、入會金貳拾圓ノ納入

二、農牛賣却ニ付テハ左ノ金額ヲ納入スヘシ

一、牝牛一頭ニ付參拾錢

二、成牛一頭ニ付貳拾錢

三、帳一頭ニ付拾錢

第七章 加入及脱退

第二十一條 本會ニ入會セムトスル者ハ役員會ノ許可ヲ受クヘシ

第二十二條 會員ニシテ左ノ事項ニ該當スルモノハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ除名ス

一、本會ノ事業ヲ妨害スル者

二、本會ノ會員タル體面ヲ汚損シタル者

三、第二十條ノ規定ニ違反シタル者

第二十三條 不得已事由ニ依リ退會セムトスル者ハ其旨ヲ届出テ會長ノ承認ヲ受クヘシ

附 則

第二十四條 會則ヲ變更セムトセハ總會ノ決議ヲ經ヘシ

慶尙南道泗川郡南陽務本契

1 契の名稱

南陽務本契

2 契の位置

泗川郡南陽面

南陽面務本契主宰者魚龍里、朴宗實の兩者主唱者となりて大正六年一月に創立されしものにして、規約第二條の通り専ら農民相互勤儉貯蓄を奨勵する目的を以て組織せられ、爾來相當の成績を擧げ、田一千七百六十九坪、畓八百五十七坪、現金八百一十一圓五十錢を有し、現に契員二十九名ある。

務本契規約

第一條 本契ノ名稱ハ南陽務本契ト稱ス

第二條 本契ハ土地ヲ買受農業ヲ改良シ利便ヲ獎勵スルヲ目的トス

第三條 本契員ハ品行正シク左ノ資金ヲ出ス者トス

一金參圓貳拾錢(發給)當時ニ限ル

第四條 本契ニ於テ土地ヲ買収又ハ其他事業ヲ計劃スル爲メ契會ノ決議ニ依リ臨時資金或ハ契金ヲ出ス義務アルモノトス

第五條 本契ニ左ノ役員ヲ置ク

一、契 長 一人

一、副契長 一人

一、幹 事 三人

第六條 本契ノ金錢及其他財産ニ對シ損害或ハ故障ヲ生スル時ハ其任期内ノ役員ノ責任トス但シ不可抗力ニテ生スル時ハ此ノ限リニ

アラズ

第七條 役員ノ任期ハ左ノ如シ

契長、副契長ハ滿二箇年トス

幹事ハ滿一箇年トス

但シ滿期ニ至リテ再選スルコトヲ得

第八條 會議ハ定期總會及臨時總會トス

定期總會ハ毎年一月中ニ此ヲ開ク

臨時總會ハ役員會ニ於テ必要ト認ムル時此ヲ開ク

第九條 本契員ニシテ如何ナル故事ヲ問ハス契員タル資格ヲ失フ場合ハ元出資金即チ參圓貳拾錢ノミヲ還付シ除名スルモノトス

第十條 利益配當ハ本契ノ設立年月ヨリ滿十五箇年後總會ノ決議ニ依リ之ヲ行フコトヲ得但元財産ヨリ當年ノ利益ニ限ル

第十一條 本規約ハ總會ノ決議ニ依リ改正或ハ増減スルヲ得

第十二條 本規約ノ改正アル時其ノ効果ハ改正日以後ヨリ生シ其以前ニ溯及スルヲ得ス

慶尙南道普州郡普州面内城洞農務契

大正十一年三月創立したるものにして契員七十人、財産二百圓を有し、其の事業としては農具改良及び打穀場修繕若くは田植除草等の共同作業を目的とし創立以來毎年實施せられつゝある。契の規約又は申合せとしては別に記載すべき事項なく、唯契の目的を果す爲め各自の義務を必ず履行すべく、若し是れに反する者には違約金を徴し、又は脱契せしむる等の申合せがある。

契の機關としては契長及び幹事ありて、凡ゆる契務を管掌し契員勤怠の取締に當つて居る。

平安北道昌城郡農事改良共同耕作契

本契は農事の改良指導を集團的にし、農事の改良を圖ると共に、小作地の定租を地主及び小作人間に相互の有利なるを知らしめ、尙定租を期し、一方隣湊を保管し、契員各洞の農事の閑暇を利用し益々勤勉精心を涵養し、其の利益を増進するを以て目的とする。

契員五人乃至十人を以て組織し、小作地を借受け閑暇を利用して共同小作をなさしめ、小作地は可成學校有地、郷校有地、面洞有の公共有地を周旋し、斯る公共有地なき場合は私有地を借受け小作を爲さ

しむ。契に契長を置き監督の任に當らしめ、事業は契會の決議に依り實施し、改良事業は郡面の指導を仰ぐものとし、肥料農具等は契員各自より醸出し、收穫物は賣却の上金融組合、郵便局へ預入をなし、之の預金は可成措置きとし、尙ほ契を新に設くる場合は一圓を醸出することにして居る。

目下契數十三にして、大正十四年中更に新設せられしものが一契ある。

右十三契の共同小作地番一丁四反三畝、田二町三反二十四歩にして、大正十一年、十二年の貯蓄額は八千五百四十圓七錢にして、各契は逐年隆盛に赴き、契員は年々貯蓄額増加するに従ひ、耕作に熱誠を注ぐに至りつゝある。尙ほ契は今後毎年一、二の新設を見るに至るであらう。

契の狀況を調査せしに、契管理者の大部分は預金を契加入者に個人貸付せられたきことを希望して居る。

尙ほ本契の貯蓄額相當に達すれば、契の基本財産として共同小作地の購入をなし、共同自作を行ふ豫定である。

慶尙南道東萊郡畜牛改良契

本郡各面に畜牛改良契を組織し、目下本郡各面を通じて六十二契を算するに至つた。

1. 契の沿革

大正十三年四月十六日畜牛改良契規約準則を作成し、之に基き各面にその設置の奨励指導をなし今

日に迫んで居る。

2. 事業の概況

畜牛契設立以來之が必要を認められて漸次普及し、本郡を通じて六十二契を算するに至つた。而して畜牛の改善は日に革まり成績は一般的に良好に向ひつゝある。

3. 契の規約

別項準則に基き作成せし結果大同小異に付準則を以て各契規則に代ゆ。

4. 契の取締方法

本契は各契毎に役員を置き之が監査に任じつゝあるも、尙ほ本郡畜産同業組合に於て指導監督に努めつゝある。

畜牛改良契規約準則

第一章 總 則

第一條 本契ハ種牛ノ購入配置ヲ爲シ畜牛ノ改良蕃殖ヲ圖リ契員共同ノ利益ヲ増進スルヲ以テ目的トス

第二條 本契ハ東萊郡何面何里畜牛改良契ト稱ス

第三條 本契ハ事務所ヲ東萊郡何面何里ニ置ク

第四條 本契ノ地域ハ東萊郡何面何里ノ區域ニ依ル

第五條 本契ノ地區ヲ分チテ左ノ何區トス

第一區 何里何部落

第二區 同 上

第三區 何里何部落

第六條 本契ハ其ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

一、種牛ノ購入配置及種付

二、優良牛ノ保護

三、飼料ノ改良

四、劣等牝牛ノ去勢

五、種付及生産成績調査

六、畜牛異動調査

七、種牝牛ノ優遇

第七條 本契有種牛ハ之ヲ適當ト認ムル契員ニ對シ左記方法ニヨリ預托ヲナスモノトス本規約ニ於テ種牛ト稱スルハ本契所有ノ畜牛及契ノ貸付ヲ受ケタル畜産同業組合有種牛トス

種牛預托方法

一、種牝牛ノ預托ヲ受ケタルモノニ對シテハ飼料及保護料ヲ支給ス

二、支給セラレタル飼料ハ種牝牛飼料以外ニ使用スルコトヲ得ス

三、種牛ハ激役ニ服スルコトナク飼養管理上周到ノ注意ヲ以テ常ニ皮膚ノ手入並管養ノ改善ニ努ムヘシ

四、種牝牛ハ一月二頭以上ノ牝牛ニ對シ種付ヲナスコトヲ得ス

五、三歳未滿ノ種牝牛ハ之ヲ種付ニ供用スルコトヲ得ス

六、種牝牛ノ預托ハ無料トス但二歳未滿ノモノノ預托ヲ受ケタルモノニ對シテハ保護料ヲ支給ス

七、種牝牛ノ生産シタル犏牛ハ契ノ所得ニシテ分娩後六箇月以上哺乳セシムルモノトス

第八條 契員ノ所有又ハ管理スル畜牛中優良ト認ムルモノヲ選定シ之ヲ維持保存ニ努ムルモノトス

前項ノ場合ニ於テハ畜牛ノ所有又ハ管理者ニ對シ保護料ヲ支給スルコトアルヘシ

第九條 本契ハ草生地ノ保護及牧草ノ栽培ヲナシ飼料採取ノ用ニ供ス

第十條 本契ハ毎月種牝牛種付成績ヲ調査シ第一號様式種付簿ニ記入シ翌月五日迄ニ第二號様式ニ依リ面經由郡守宛届出スルモノト

ス但シ報告書ニハ種付證ノ添付ヲ要ス

第十一條 本契ニハ第三號様式牛籍簿及第四號様式契員名簿ヲ備付異動ノ都度之ヲ整理ヲナスモノトス

第十二條 本契ハ種牝牛ニ依リ種付シタル牝牛ノ生産成績ヲ調査シ種付簿備考欄ニ生産月日、牝牝別、毛色、骨格ノ良否其ノ他參考

事項ヲ記入スルモノトス

第十三條 本契事務執行上必要ナル經費ノ徴收ハ四月一日現在種牝牛飼料ノ蒐集ハ九月末日現在ノ契員ニ對シ之ヲ行フモノトス

第十四條 本契ハ郡守ノ認可ヲ受ケテ組織シ其ノ監督ヲ受ケルモノトス

第二章 契員

第十五條 本契ノ地域内ニ居住シ畜牛ノ所有又ハ管理スル者ハ契員トス

第十六條 契員ハ契ノ事業執行上必要ナル經費ヲ分擔スヘシ

第十七條 成牝牛ヲ飼養スル契員ハ左記標準ニヨリ毎年種牝牛飼料ヲ分擔提供スルモノトス

種牝牛一頭ニ付大豆一石毎年十一月末日限り提供スヘシ

大麥ヲ代納スル場合ハ大豆ノ倍額トス

第十八條 契員ハ自己ノ所有又ハ管理スル畜牛ニ異動ヲ生シタルトキハ直ニ其ノ事由ヲ契長ニ申告スヘシ

第十九條 契員ノ所有又ハ管理スル牝牛ハ契有種牝牛以外ニヨリ種付ヲナスコトヲ得ス

第二十條 契員ハ自己ノ所有又ハ管理スル牝牛ニ種付ヲ受ケムトスルトキハ印鑑ヲ携帯スヘシ

第二十一條 種牝牛ニヨリ種付ヲ受ケタル牝牛及第八條ニ依リ優良牛ニ選定セラレタル畜牛ハ契長ノ承認ヲ得ルニアラサレハ處分ス

ルコトヲ得ス

第二十二條 種牡牛ニヨリ種付ヲ受ケタル牝牛分競シタルトキハ左記事項ヲ五日以内ニ契長ニ申告スヘシ

生産月日、牝牡別、毛色、骨格ノ良否其ノ他參考トナルヘキ事項

第二十三條 種牛ノ預托ヲ受ケタル契員ハ第七條ニ定メタル方法ニヨリ種牛ノ飼養管理ヲナスヘシ

第二十四條 種牡牛ノ預托ヲ受ケタル契員ハ正當ノ理由ナクシテ種付ヲ拒ムコトヲ得ス種付料ハ契長ノ許可ヲ得ルニアラサレハ之ヲ

受クルコトヲ得ス

第二十五條 種牡牛ノ預托ヲ受ケタル契員ハ種付ノ都度第五號様式種付證ニ所要事項ヲ記入シ種付牝牛飼養者ノ調印ヲナシ一部ヲ種

付牝牛飼養者ニ交付シ殘部ノ二部ハ毎月分ヲ取纏メ翌月二日迄ニ契長ニ提出スヘシ

第二十六條 種牛ノ預托ヲ受ケタル契員ハ種牛ノ疾病、逃走、盜難、斃死、外傷、不慮等ニヨリ異常チ生シタルトキハ直ニ契長ニ申

告スヘシ

第二十七條 本契員ハ契ニ對シ無料種付ヲ請求スルコトヲ得

第二十八條 本契員ハ契備付諸帳簿ノ閱覽ヲ請求スルコトヲ得

第三章 役員

第二十九條 本契ニ左記ノ役員ヲ置ク

契長 一名

副契長 一名

總代 若干 (一區一人宛)

第三十條 契長ハ契ヲ代表シ一切ノ事務ヲ擔任ス

副契長ハ契長ヲ補佐シ契長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代表ス

總代ハ契長ノ諮問ニ應ジメハ業務ノ執行及財産ノ狀況ヲ監査ス

總代ハ前項ノ外契長ノ指導ヲ承ケ各區ニ於ケル契ノ事務ニ從事ス

第三十一條 役員ハ名譽職ニシテ契員ノ互選ニ依リ郡守ノ選任ヲ受クルモノトス

第三十二條 役員ノ會議ハ役員半數以上出席スルニアリサレハ之ヲ開會スルコトヲ得ス

第三十四條 役員會ニ諮問スヘキ事項左ノ如シ

一、規約ノ變更又ハ解散合併若ハ分割

二、契經費收支豫算

三、契費及種牝牛飼料徴收ニ關スル事項

四、起債及其ノ方法

五、財産ノ管理方法基本財産又ハ積立金ノ設置管理處分ニ關スル事項

六、種牛購入及預托ニ關スル事項

七、種牛ノ處分ニ關スル事項

八、種牛並優良牛ニ對スル保護料及飼料支給ニ關スル事項

九、規約違反者處分ニ關スル事項

十、前各項ノ外契長ニ於テ必要ト認ムル事項

第四章 會 計

第三十五條 本契ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第三十六條 本契ハ毎年六月三十日迄ニ前年度ノ收支決算貸借對照表業務ノ狀況ヲ契員ニ公示ス

第五章 違約者處分

第三十七條 契員ハ左ノ各項ノ一ニ該當スルトキハ左記區分ニヨリ違約處分ヲナス

一、第十八、十九、二十一、二十二、二十四、二十六條ニ違反シタルトキハ五十錢以上五百錢以下ノ過怠金ヲ課ス

二、第二十三條ニ違反シタルトキハ保護料及種牝牛飼養料ヲ沒收スルコトアルヘシ

三、第二十三條ニ違反シ種牛ニ對シ回復ノ見込ナキ損失ヲ與ヘタルトキハ種牛ノ贖償ヲナサシム
 (様式ハ省略ス)

平安南道成川郡牛契

成川郡管内一帯は山岳平原に富み、牧草の發育實に優良にして牛の育飼には最も適する。火田跡地が多く草生地と化し居るを以て、火田整理の一策としても牛の育飼は就中策の得たるものとし、郡當局、畜産組合に於ては、農家に耕牛、肉牛等の飼育を奨励したる結果、大正十三年末の畜牛數は一萬餘千頭に達し、平安南道に於ては第二位の多き郡となつた。畜牛増殖の目的を以て契を組織せるもの多く、購牛契を組織せる地方は大正十三年末には六箇所となり、殖牛契も六箇所を有するに至つた。その契員の如きも、前者は五十一名、後者は三百二十二名となり、購牛契の現在所有せる畜牛數は七十二頭、殖牛契の生産せし牛頭數は十六頭である。

購牛契及び殖牛契の各契別の現況を大正十三年末によつて表示すると左の如くである。

契名	設立年月日	現在契員	購牛契		殖牛契	
			頭數	金額	頭數	金額
成川面購牛契	大正二年十月三十日	八人	二	五六	四〇	一〇〇
通用面同	上同	年四月三日	五	九	五五	三〇
			三	八		

靈泉面同	上同	年九月二十九日	七	一七	四六一	四〇〇	一〇〇	三	一〇
三徳面同	上同	年十月二十五日	一〇	一〇	四六六	四〇〇	一〇〇	四	一四
雙龍面同	上同	年同月十六日	一〇	一〇	六〇〇	三六〇	二四〇	四	一四
大邱面同	上同	年同月二十五日	九	九	四四一	三六〇	九〇	五	一四
合 計	六	細	五	六	三、一三三	二、〇〇〇	七六〇	二	三三

殖 牛 契

契 名	設立年月日	現在契員	購入牛累計	繰越及 年收金額	現在金額	生産牛累計	現在牛數	
成川面殖牛契	大正三年五月十日	巴人	五頭	三、三〇〇	三、三〇〇	一三頭	二	
長中間同	上同 二年一月十日	完	七	一〇九・四	一〇九・四	一	七	
道徳面同	上同 年四月十一日	五	二	三、九八七	三、九八七	三	三	
雙龍面同	上同 九年八月三日	全	一	四一・五三	四一・五三	一	一	
四仕面同	上同 五年一月二十日	七	一	四、五〇〇	四、五〇〇	一	一	
大邱面同	上同 六年一月一日	聖	一	六二・八	六二・八	一	一	
合 計	六	組	三三	一、五	三、四三三・八	三、四三三・八	六	三

牛契の成績は以上述べた如くであるが、購牛契の契規則は各契とも殆どその内容は同一であるから、最も盛んなる成川郡三徳面新徳里にある契規則を掲げて見る。

購 牛 契 規 則

第一條 本契ハ成川郡三徳面新徳里購牛契ト稱シ契員各自牝牛購買取得シ其ノ改良畜殖ヲ圖ルヲ目的トス

第二位 本契約ハ成川郡畜産組合長ノ認可ヲ受ケ設立シ其ノ指導監督ヲ受ケルモノトス

第三位 契長ハ畜産組合長之ヲ選任シ幹事申ヨリ畜産組合長ノ任命ニ依リ之ヲ定ム

契長ハ契務ヲ總理シ幹事ハ契長ノ命ヲ承ケ契ノ事務ヲ掌理ス

第四條 契長及幹事ハ名譽職トス

本契ノ存立期間ハ滿四箇年トス

第五條 本契ハ畜産組合ノ保證ニ依リ金融組合ヨリ牦牛資金ヲ借入シ契員牦牛積ヲ購入シ契員全部ニ一頭宛交付スルモノトス

牦牛ハ他テ畜産組合技手ノ検査ヲ受クンモノトス

第六條 借入資金及其ノ利息ハ毎年十月一日ニ種出シ滿四年毎ニ償却スンモノトス

第七條 契員ノ取得シタル畜牛ハ借入資金元利償却ノ後ニ非サレハ賣却スルコトヲ得

但シ畜産組合長ニ於テ特殊ノ事情アリト認ムルモノハ此ノ限ニアラス

第八條 契員ノ取得シタル畜牛ハ本道ニ於テ認メラレタル種牦牛以外ノ牦牛ト交配セシムルコトヲ得ス

第九條 契員ハ止ムヲ得サル事由アル場合ニ限リ畜産組合長ノ承認ヲ得ニ自己ノ權利及義務ヲ他人ニ譲渡シ若クハ借入資金元利償却ノ義務ヲ一時ニ完了シテ契ヲ退スルコトヲ得

第十條 契員ノ取得セル牦牛ニシテ不妊若クハ其ノ他ノ事由ニ依リ繁殖ニ適セザルコトヲ發見シタルトキ又ハ使役不能ニ至リタルト

キハ畜産組合長ノ承認ヲ受ケテ其ノ牦牛ノ購入價格ト同額以上ノ牦牛ト交換スルコトヲ得

第十一條 契員死亡シタルトキハ相續人ニ於テ其ノ權利義務ヲ繼承スルモノトス

第十二條 契ニ要シタル諸雜費ハ總會ノ決議ヲ經テ融出スルモノトス

第十三條 本契ハ必要ニ應ジ隨時總會ヲ開キ契務及契費ヲ決議ス

第十四條 本規約ニ規定セサル事項ハ契長ニ於テ總會ニ協議シ決議シ上畜産組合長ノ承認ヲ經テ之ヲ處理スルモノトス

平安南道順川郡厚灘面殖牛契

一、順川郡厚灘面殖牛契の概況

本契は順川郡厚灘面殖牛契と稱し、畜牛の改良蕃殖を目的として組織され、出資額は一人平均毎月一圓宛にして、存続年限は十箇年と定めてゐる。而して契員各員に牛一頭宛の配當が終ると解散することにしてゐて、現在加入者数は一百十七名に達し、契有財産は四千圓の多きに及んでゐる。

二、契の規約

本契の規約は左の如くである。

契 則

第一條 本契ハ順川郡厚灘面殖牛契ト稱シ事務所ハ厚灘面事務所内ニ置ク

第二條 本契ハ勸業貯蓄ノ道風ヲ養成シ契員ノ出資ニ依リ各自優良牝牛ヲ取得シ畜牛改良蕃殖ヲ圖リ契員共同ノ利益ヲ増進スルコトヲ目的トス

第三條 本契ハ順川郡畜産組合長ノ認可ヲ受ケ組織シ其ノ監督ヲ受ケルモノトス

第四條 本契ニ在リ役員ヲ置キ總テ名譽職トス任期ハ一箇年トスルモ契長及理事ハ此ノ限ニアラス

一 契 長 一 人(會長ヲ推戴ス)

一 理 事 二 人

一 評議員 十五人

契長ハ契務ヲ總理シ理事ハ契長ノ指揮ヲ受ケ契務ヲ掌理シ評議員ハ契長ノ諮問ニ應ジ契務ヲ補助ス

第五條 評議員會ハ契長ニ於テ必要有ル時ハ隨時開會ス、評議員會ニテ決議セラレタル事案ニ對シ契員ハ服從ノ義務ヲ有ス

第六條 本契ノ存立期間ハ大正十二年二月ヨリ大正二十二年一月迄トス但評議員會ノ決議ニ依リ延長又ハ短縮スル事ヲ得

第七條 契員ハ毎月一回各出資金ヲ釀出スルモノトス

第八條 本契員毎月ノ出資金額及購牛資金額ハ左ノ如ク定ム

毎月出資金額ハ每一口ニ金一圓

毎月購牛資金額ハ每一頭ニ金百圓以内

第九條 契長ハ毎月ノ購牛資金ヲ以テ三歳以上ノ優良牝牛ヲ購入ノ上抽籤ニ依リ一頭宛當籤者ニ預托スルモノトス

特殊ノ事由有ル時ハ其月ノ購牛ヲ繰延テ購牛資金又ハ購牛殘餘金ハ總テ金種組合ニ預入スルモノトス

第十條 本契ノ購牛ハ評議員ノ選擇ニ依ル

第十一條 契員ハ預托ヲ受ケタル牝牛ニ對シ異議ヲ申立ルコトヲ得ス

第十二條 預托ヲ受ケタル契員ハ義務履行ヲ確保ノ爲確實ナル保證人二名ヲ定メ連帶保證書ヲ提出スルモノトス

第十三條 預托ヲ受ケタル牝牛ハ契員全部ニ於テ牝牛ヲ取得スル迄飼養蕃殖スルモノトス

但老衰又ハ特殊ノ事由有ル時ハ此ヲ返納スルモノトス

第十四條 契長ハ前條但書ノ牝牛ヲ受ケタル時ハ直チニ賣却シ更ニ購入又ハ交換送付スルモノトス

第十五條 預托ヲ受ケタル牝牛ヨリ生産セル犢ハ滿四箇月後契ニ納付スルモノトス

第十六條 契長ハ前條ニ依リ納付ノ犢ハ直チニ賣却シ第八條購牛資金ニ編入ス

第十七條 預托ヲ受ケタル牝牛ニシテ天災事變又ハ獸疫ニ罹リ斃死セル時ハ本契ノ損害トシ若シ怠慢又ハ過失ニ依リ斃死セシムルカ又ハ

價落セシメタル時ハ評議員ノ決議ニ依リ相當ノ損害額ヲ辨償セシム

第十八條 牝牛ノ預托ヲ受ケタル契員又ハ其ノ保證人ニシテ出資金ヲ延滞スル時ハ預托セシ牝牛ヲ契ニ返納セシム

第十九條 牝牛ノ預托ヲ受ケタル契員ニシテ本契ヲ脫退セントスル時ハ契長ノ許可ヲ受ケ義務履行ナク一時完了セシム

第二十條 牝牛ノ預托ヲ受ケサリシ契員ニシテ轉任又ハ已ナ得サル事由ヲ以テ脫退セントスル時ハ承繼者ヲ定メ契長ノ許可ヲ受ケルヲ要ス

第二十一條 契員死亡シタル時ハ相續人ニ於テ其ノ權利義務ヲ承繼ス

第二十二條 契員ハ契長ノ許可ヲ得テ自己ノ權利ヲ他人ニ讓渡スル事ヲ得

第二十三條 預托ヲ受ケタル牝牛ハ必ス民證簿牝牛ニ交配スルモノトス

第二十四條 出資金ハ毎月二十日以内ニ繰出スルモノトス

但意納者ニ對シテハ一箇ニ付ニ限リ過剰金ヲ徵收ス

第二十五條 本契員ニシテ三箇月迄出資金ヲ意納スル時ハ契長ハ此ヲ除名シ其ノ既往出資金ハ此ヲ没取シ契ノ收入ト爲スコトヲ得

第二十六條 義務履行ヲ完了セスシテ脱退スル者アルカ爲第八條牝牛資金不足ノ時ハ其不足額ハ現在契員ニ平均負擔繰出セシムルモノトス

第二十七條 契員ニシテ本規約第二十二條及第二十三條ニ違反スル時ハ評議員會ノ決議ニ依リ五十錢以上二圓以下ノ違約金ヲ徵收ス

第二十八條 契長ハ毎年一月及七月ニ各會ヲ開キ前半年中ニ於ケル契務狀況及成績報告書狀況ヲ報告シ其ノ請求ヲ順出郡畜産組合長ニ報

告スルモノトス

第二十九條 本契ノ存立期間満了シ解散スル時ハ契長ハ各契員ニ預托セン牝牛ノ價格ヲ査定交付シ各契員ノ割當金ニ照ラシ追徴又ハ拂戻

スルモノトス

第三十條 本契ノハ契員名簿、繰金收入原簿、現金出納簿及預托牛臺帳ヲ備付ク

附 則

第三十一條 本規約ハ評議員會ノ決議ニ依リ變更スル事ヲ得

第三十二條 本規約ハ大正十二年二月二十六日ヨリ施行ス

二、契の取締方法

本契の取締方法としては別段なきも契員にして毎月出資金を期日内に納入せざる時は一日に付二錢の過怠金を徴收し、又三箇月出資金を怠納する時は除名し既往納付金は没取し契の收入にすることにしてゐる。

全羅北道井邑郡古阜面牛契

牛契規則

- 第一條 本契ハ農家ノ經濟ヲ助長スル爲メ畜牛ヲ購入飼養シ其ノ改良増殖スルコトヲ目的トス
- 第二條 本契ハ古阜面牛契ト稱シ其ノ事務所ヲ古阜面事務所内ニ置ク
- 第三條 本面内ニ居住スル者ハ總テ契長ノ承認ヲ經テ契ニ加入スルコトヲ得
- 第四條 本契ハ二十箇月ヲ以テ一期間トシ二十口ヲ以テ一組トス但契長ノ許可ヲ得テ一人數口ニ加入スルコトヲ得
- 第五條 契員ハ一口ニ對シ一箇月金五十錢宛テ毎月十日毎ニ事務所ヘ拂込セシム但一時ニ數箇月分ヲ前納スルモ妨ケナシ
- 第六條 本契ハ毎月二十日契員ニ於テ抽籤ヲ行ヒ當籤者ニ犢牛一頭宛購入交付ス契員ハ自己ノ所有口數ニ應シ抽籤權ハ一口一本トシ當籤本數ハ毎月一組一本トス
- 第七條 當籤者ハ自己ニ交付セラレヘキ畜牛ニ對シ牝牡別ノ要求ノ外ニハ交付牛ニ對スル一切ノ異議申立ヲナスコトヲ得ス
- 第八條 當籤者ハ本契期間満了ニ至ル迄交付ヲ受ケタル畜牛ヲ賣却スルコトヲ得ス但他面轉居其ノ他止ムヲ得サル事故アルトキハ契長ノ許可ヲ受ケ未拂込金ノ全部拂込ヲシタル後ニハ之レヲ處分スルコトヲ得
- 第九條 本契員ハ一期間満了ニ至ルマテ脱退ヲ許可セス但止ムヲ得サル事故アル者ハ契長ノ許可ヲ經テ自己所有口數ヲ他ニ讓與スルコトヲ得
- 前項ニ依リ讓渡ヲ受ケタル者ハ同時ニ契員タル權利義務ヲ繼承スルモノトス
- 第十條 本契員ニシテ拂込金ノ納付ヲ怠ルカ又ハ契規則ニ遵奉セスシテ契ノ事業ヲ妨害スル者アルトキハ契長ハ其ノ所管組員ノ議決ヲ經テ除名處分ヲ爲ス
- 前項ノ處分ヲ受ケタル者ハ既拂込金ノ還附ヲ請求スルコトヲ得ス但シ當籤者ニシテ其ノ處分ヲ受ケタル者ハ交付牛ヲ直チニ返納セシ

△

若シ交付牛ヲ所有セザルトキハ購入價格ニ相當スル金額ヲ以テ辨償セシム

第十一條 契ノ財産ヲ以テ犏牛ヲ購入スルニ當リ相場ノ變動ヲ生シ剩餘アルトキハ之レヲ積立期間終了後契長ニ於テ當該組員ノ協議ヲ經

テ處分スルモノトス

第十二條 本契員ハ協同シテ乾草ノ貯藏ヲ行ヒ冬期飼料ニ供スル義務ヲ有スルモノトス

第十三條 本契ニ左ノ役員ヲ置キ任期ハ二箇年トス

契長 一名

副契長 一名

組長 一名

副組長 一名

幹事 二名

第十四條 契長ハ所轄商長ヲ以テ之レニ充テ郡守ノ指揮ヲ受ケ事務ヲ總理ス

副契長ハ契員ノ内ヨリ互選ス、副契長ハ契長ヲ補佐シ契長ノ事故アルトキハ其ノ事務ヲ代理ス

組長及副組長ハ組員ノ内ヨリ契長之レヲ任命ス、組長ハ契長ノ指揮ヲ承ケ組内ノ事務ニ從事シ尙組長ノ事故アルトキハ副組長ニ於テ之レヲ代理ス

幹事一名ハ面書記ヲ以テ之レニ充ク、一名ハ契員ノ内ヨリ契長之レヲ任命ス、而シテ幹事ハ契長ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第十五條 契長ハ抽籤執行ト共ニ當籤者ノ住所氏名ヲ具シ契錢ヲ取廻メ之レヲ郡守ニ送付シテ犏牛ノ購入配付ヲ申請ス

第十六條 契員ニシテ當籤シタル者ハ二回ノ抽籤ニ參加スルコトヲ得ス但契錢ハ毎月納付セシム

本規約ハ成立ノ日ヨリ之レヲ施行ス

江原道高城郡杆城面栽桑契

(イ) 設立の趣旨及目的 栽桑奨勵計畫の實行を期す

(ロ) 設立年月 大正十四年三月二十日

(ハ) 契の役員 契長一名、督勵委員三名

(ニ) 契員數 七十五名

(ホ) 養蠶發達前後の狀況比較

校洞里に農家戸數八十八戸にして、從來養蠶戸數は數戸を出でざりしが、大正十四年にありては養蠶戸數七十二戸に達し、繭産額三十九石、賣上代金二千七百餘圓に上つた。今十年前の大正五年の狀況と比較すると左表の如くである。

年 次	植 立 枚 數			産 繭 額		
	春 蠶	夏 秋 蠶	計	春 蠶	夏 秋 蠶	計
大正五年	二六	五	三	九石	一石	一〇石
大正十四年	二六	二四	一〇〇	三	八	三九

栽桑契規約

第一條 本契ハ高城郡杆城面校洞里裁桑契ト稱ス

第二條 本契ハ高城郡杆城面校洞里ノ裁桑家ヲ以テ組織ス、但現在裁桑家ニアラスト雖將來裁桑ノ目的ヲ以テ裁桑スルモノハ契員ニ準シ入契セシムルモノトス

第三條 本契ハ裁桑獎勵計畫ノ實行ナ期スヲ以テ目的トス

第四條 契ノ業務ハ桑樹植甘桑田ノ肥培管理、桑園ノ廢田調査其ノ他郡及面ニ於テ裁桑ニ對シ指示スル事項ヲ實行ス

第五條 本契ハ前條ノ業務實行ノ爲左記各項ヲ遵守スヘシ

一 業務ヲ實行スルトキハ實行前總會ヲ開キ實行上ノ手段及方法ヲ協定スルコト

二 業務實行ニハ豫メ日割ヲ定メ其ノ期間内ニ契員チシテ全部實行セシムルコト

三 業務實行ノ際ハ契長ハ督勵委員チシテ里内各戸ヲ巡回シ指導督勵ヲ爲サシムルコト

四 契員ニシテ業務實行上指示ニ應セサルモノハ總會ノ決議ニ基キ過怠金トシテ一圓ヲ徵ス

第六條 契ニ左ノ役員ヲ置ク

契長 一名、督勵委員 三名、契長ハ契員中德望アル者ヲ選ヒ面長之ヲ命シ督勵委員ハ契長之ヲ依囑ス

但シ契長ハ面長、督勵委員ハ契長必要ト認ムル節ハ改選スルコトヲ得尙役員ハ名譽職トス

第七條 契長ハ契ノ一切ノ業務ヲ統理ス

督勵委員ハ契長ノ命ヲ受ケ業務實行ニ指導督勵ヲ爲ス

第八條 契ノ規約、改廢ヲ爲サムトスルトキハ面長ノ承認ヲ受クヘシ

第九條 本契ハ契費ノ徵集ナ行ハサルヲ原則トシ必要ナル經費ハ寄附又ハ其ノ他ノ收入ヲ以テ充テ尙不足ノ場合ニ限り契員ヨリ融金スル

ヲ得

第十條 本契ニ備付クヘキ簿書左ノ如シ

一 契規約及契員名簿 但契員名簿ニハ必ス契員捺印スルコト

江原道洪川郡瓦野里養蠶契

養 蠶 契 規 約

- 第一條 本契ハ養蠶業ノ改良發達ヲ圖リ契員ノ福利ヲ増進スルヲ目的トス
- 第二條 本契ハ乃村面瓦野里ニ居住スル者ニシテ養蠶ヲ營ム者二十八人以上ヲ以テ組織ス
- 第三條 本契ノ名稱ハ乃村面瓦野里養蠶契ト稱ス
- 第四條 本契ニハ契長一名、副契長一名、評議員二名ヲ置ク
- 第五條 契長及評議員ハ總會ニ於テ契員ノ選舉ニ依ル
- 第六條 契長及評議員ハ名譽職トシ任期ハ二箇年トス
- 但滿期ニ再選スルモ妨ケナシトス
- 第七條 辭任其他ノ事由ニ依リ役員ノ缺員アル場合ニハ臨時總會ヲ開キ補缺選舉ヲナス
- 第八條 毎年一月ニ定期總會ヲ開催シ前期ノ契長報告シ又當期ノ施設ニ關シ協議ス
- 第九條 契長ハ契ノ業務ヲ執行シ總會ノ議長トナル
- 第十條 本契ハ毎年一月乃至二月中程度講習會ヲ開催シ養蠶業ニ關スル智識技術ニ對シ研究ヲナス但講師ノ派遣ハ郡廳ニ申請ス
- 第十一條 本契ハ春、夏、秋蠶共ニ共同飼育ヲナシ飼育中ノ實施指導ヲ受クル爲メ教師ノ派遣ヲ郡廳ニ申請ス
- 第十二條 契員ノ收得セル成蠶ハ最奇ノ共同販賣組合ニ委託販賣ス
- 但自家用ニ製造スルモノハ此ノ限りニ在ラス
- 第十三條 契員ノ飼育スル蠶種ハ郡廳ニ共同購入ノ斡旋ヲ申請ス

第十四條 本契員ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲メ左記事項ヲ履行スヘキコトヲ誓約ス

毎年收穫量現代金總額ノ百分ノ十以上ヲ貯金シ茲共、蠶柞又ハ桑樹ノ植苗購入ニ充用シ殘餘アル場合ニハ之ヲ貯蓄ス

一 共同桑樹苗圃ヲ設置スルコト

一 桑園五畝以上ヲ設置スルコト

一 蠶柞一回ニ植製一枚以上ヲ植立ツルコト

一 共同一枚シテ契ノ降盛ヲ圖ルニ努力スルコト

一 大酒、賭博、遊惰等ノ惡弊ヲ嚴禁シ其ノ他百般ノ弊風ヲ矯正シ勤儉力行シテ衆ニ模範ヲ示スコト

第十五條 本契員ハ左ノ事由ニ依リ脫退スルモノトス

一 死亡ノ時

但相続人ナシテ契員タルヘキコトヲ繼承セシムルコトヲ得

一 除 名

一 脫退ヲ申出タル時

第十六條 本契ハ左ノ事由ニ該當スルモノアルトキハ評議員會ノ決議ニ依リ此レヲ除名ス

一 契 事業ヲ妨害スル行爲アリト認ムルトキ

一 第十四條ノ誓約ニ違背セシ者、其ノ他信用ヲ失墜スル行爲アリシトキ

第十七條 本契ニ加入セムトスル者ハ契員二名以上ノ紹介ニ依リ契ニ請求スヘシ

第十八條 前條ノ場合ニ契長ハ評議員會ノ意見ヲ聞キ之ヲ決定ス

第十九條 本契ノ設立及役員ノ選任並ニ第八條、第十條、第十一條其ノ他重要ト認ムル事件ハ面長ヲ經テ郡守ニ報告ス

附 則

第二十條 本契設立ノ場合ハ第十四條第一號ノ事業ニ對スル貯金ハ契員各自出金ス

第二十一條 本契ニ奉ル契員ノ數ヲ

- 一 契員名簿
- 二 契員名簿
- 三 契員出納簿
- 四 契員購入契書

黃海道海州郡青龍面龍媒里漁業契

本契は青龍面龍媒里漁業契と稱し、大正十二年四月四日に創立を見た。漁業の改良發達を目的とし、出資方法は一日金五圓とし、各一人五口分を持ち、年三回に分納するのである、存続年限は十箇年で、現在契員二百名、基本財産三千圓に達してゐる。

黃海道海州郡青龍面龍媒里漁業契規約

第一章 總 則

第一條 本契區域内ニ居住セル漁業者ヲ以テ契員トシ漁業權ヲ獲得シ契員ノ事業ヲ補助シ利益ヲ増進セシメ兼テ共同ノ施設ヲナスヲ以テ目的トス

第二條 本契ハ青龍面龍媒里漁業契ト稱ス

第三條 本契ノ區域ハ黃海道海州郡青龍面龍媒里一圓トス

第四條 本契ノ事務所ハ黃海道海州郡青龍面龍媒里ニ置ク

第五條 本契ニ加入セムトスル者ハ其ノ旨契長ニ申出ツヘシ契長ハ其ノ住所氏名及年月日ヲ契員名簿ニ記載スルコト

第六條 契員漁業ノ廢止其ノ他ノ事由ニ依リ契員タル資格ヲ喪失シタルトキハ其ノ旨契長ニ申出ツヘシ

第七條 契員其ノ住所氏名ヲ變更シタルトキハ之ヲ契長ニ申出ツヘシ

第八條 前二條ノ申出アリタルトキハ契員名簿ヲ相當訂正又ハ削除スヘシ

第二章 役員

第九條 本契ニ左ノ役員ヲ置ク

契長一人、理事二人、監事二人、書記一人、役員ハ契員中間公認金五圓以上ノ納入者中ヨリ之ヲ選舉シ其ノ選任解任ハ郡守ノ承認ヲ受ケルニ依リ但シ役員總代會又ハ郡守ノ都合ニ依リ決議ヲ經テ契員外ヨリ之ヲ命スルコトヲ得役員ノ死亡又ハ任期滿了ニ依リ退任ハ郡守ニ届出ツヘシ契ノ事務ヲ補助スル爲相談役ヲ置クコトヲ得

第十條 契長ハ契ノ事務ヲ施行シ契ヲ代表ス

理事ハ契長ヲ助ケ契ノ事務ヲ處理ス

監事ハ契ノ財産及業務ニ行狀況ヲ監査ス契長故障アルトキハ理事之ヲ代理ス

書記ハ契長ノ命ニ從ヒ契ノ事務ニ從事ス

第十一條 契長及理事ノ任期ハ三箇年トシ監事書記ノ任期ハ二箇年トス但シ再選ヲ妨ケス補缺選舉ニ依リ就任シタル役員ハ前任者ノ任期

ヲ繼承ス役員ノ任期滿了ト雖後任者ノ就職スル迄其ノ職務ヲ行フ

第十二條 役員ハ名譽職トス但シ理事及書記ハ總代會ノ決議ヲ經テ有給トナスコトヲ得

第十三條 契員ハ相當ノ理由ナクシテ役員ノ當選ヲ辭シ又ハ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第三章 會 議

第十四條 契員ノ總會ハ通常總會及臨時總會トス但シ總會ノ代リニ總代會ヲ以テスルコトヲ得尙總代ノ人員ハ一里ニ付三人宛トシ創立總

會ニ於テ之ヲ五選ス

通常總代會ハ毎年一月二月ニ之ヲ招集スルノ外左ノ場合ニ之ヲ招集ス

一 契長ヲ必要ト認メタルトキ

二 監事與財產 監事執行ノ狀況ニ付報告ヲナス 必要ナルト認メ、

三 役員又ハ總代會ノ員五分ノ一以上ヨリ會議 旨及事由ヲ示シテ役員總會ヲ召集シ得ル時キ

尚第廿三條 場合ニ於テ役員、其ノ任期ヲ受ケ、一日ヨリ一週間内ニテ召集スヘシ

第十五條 役員總會又ハ總代會ヲ召集スルニ少クテモ三日前ニ會議ノ期ヲ、事項日時及場所ノ規定ニ通知スヘシ

臨時召集ノ際ニ役員總會又ハ總代會ヲ召集スルニハ前項ノ期間ニ短縮スルコトヲ得

第十六條 役員總會又ハ總代會ニ於ケル議長ハ、役員之ニ當リ、要長故也トシ、理事之ニ代リ、要長理事夫、裁停ヲ受ケトキハ、出席役員中ヨリ之ヲ互選ス

第十七條 役員總會又ハ總代會ハ通知以外ノ事項ヲ議之ヲ決議スルコトヲ得但總要員又ハ總代會三分ノ二以上出席アルニ要ス

但シ同一事項ニ付再度召集シタルトキハ此ノ限リニマラス

第十八條 役員總會ノ決議ハ出席シタル役員ノ議決權ニ過半數ヲ得テ之ニ決ス可キ否同數ナレトキハ議長之ヲ決ス

第十九條 役員總會及總代會ノ決議録ハ決議シタル事項及出席者數其ノ他會議ノ顛末ヲ記載シ之ニ議長及出席役員二名以上記名捺印ノ上

都守ニ届出シヘシ

第二十條 役員總會及總代會ノ議決ニ關スル細則ハ總代會ニ於テ之ヲ定ム

第四章 會計及財産管理

第二十一條 翌ノ事業年度ハ一箇年トシ、毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終了ス

第二十二條 毎年度剩餘金ハ左ノ範圍内ニ於テ役員總會又ハ總代會ノ決議ヲ經テ之ヲ處分ス

- 一 基金ノ積立剩餘金ノ百分ノ二十以上
- 一 遺贈者救済資金ノ積立同百分ノ三十以上
- 一 事業資金ノ積立同百分ノ三十以上
- 一 翌年度繰越金同百分ノ二十以下

第二十三條 基金遺難救恤資金事業資金其ノ他ノ現金ハ郵便貯金又ハ金庫組合預金トナスモノトス

但シ五圓未満ナルトキハ契込ニ於テ之ヲ保管スルコトヲ得

第二十四條 契込ハ毎年收支決算書剩餘金ノ處分書財産ノ目録及事業報告書ヲ調製シ監事ノ審査ヲ受ケ之ヲ契込總會又ハ總代會ニ提出シ

テ其ノ承認ヲ求ムヘシ前項ノ承認ヲ得タルトキハ之ヲ郡守ニ届出クヘシ

第二十五條 本規約ニ規定アルモノヲ除ク外會計及財産管理ニ關スル事項ハ契込總會又ハ總代會ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム

第五章 契込ノ漁業及契込ノ賦課徵收方法

第二十六條 契込ノ漁業方法ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 淺瀬ハ七月十五日ヨリ八月十五日迄禁漁期ヲ除キ隨時契込員共同シテ之ヲ採捕ス

二 其ノ他ノ漁業ハ漁期中適宜ニ從漁ス

第二十七條 契込ノ賦課徵收並ニ會計及財産ノ管理ニ關スル事項ハ總代會ノ決議ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第二十八條 契込ハ毎年四月一日現在ノ契込員ニ賦課ス四月ヨリ五月迄ノ間ニ於テ之ヲ徵收ス但シ五月五日以後ノ加入者ハ加入ノ際之ヲ徵收ス

第二十九條 納入シタル契込ハ如何ナリ事由アルモ返還セス

第六章 共同施設事業

第三十條 本契込漁村ノ共同福利増進及漁業者ノ利益ヲ謀ルタメ地先沿岸ニ第六種免許ヲ出願シ尙漁獲物共同販賣及日用品ノ共同購買其

ノ他必要ナル施設ヲ爲ス

事業部ノ規定ハ契込總會又ハ總代會ノ決議ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第三十一條 遺難救恤資金ハ契込總會又ハ總代會ノ決議ニ依リ別ニ定ムル規定ニ從ヒ左ノ費途ニ之ヲ支出ス

一 契込員又ハ其ノ家族遺難ニ依リ漁具又ハ漁船ヲ喪失毀損シタルトキハ其ノ新造又ハ修繕費ノ補助

二 契込員又ハ其ノ家族遺難ニ依リ負債シ又疾病シ罹リ若ハ死亡シタルトキハ其ノ醫療費又ハ葬式費ノ補助若ハ遺族ノ扶助料

三 契員又ハ其ノ家族流シタルトキハ其ノ歸郷旅費ノ補助

四 遺贈者チ救助シタルモノニ對スル賞與金又ハ謝金

第三十二條 遺贈ニ際シ補助ヲ受ケ又ハ救助ヲ爲シタル者ハ選擇ナク其ノ事實ヲ契員ニ申出ルヘシ

第三十三條 事業資金ハ左ノ費途ニ之チ支出ス

一 相當ノ擔保ヲ供スル契員ニ必要ナル前借資金ノ貸付

二 前條ノ年契員總會又ハ總代會ノ議決ニ依リ定メタル共同施設事業ノ資金

第七章 違約者處分

第三十四條 契員ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五圓以下ノ過怠金ヲ課シ又ハ一箇年間員數ノ五割ヲ超過ス

一 款ノ七第十三條ニ定メタル役員ノ職職ヲ爲サス又ハ第二十六條規定ニ違反シテ漁業ヲ爲シタルトキ

二 契員其ノ他契員對シテ支拂ノハキ金錢ノ支拂ヲ怠リ二回以上ノ督促ヲ受ケルモ尙其ノ義務ヲ履行セザルトキ

三 契ノ業務ヲ妨クル行爲アリタルトキ

四 犯罪其ノ他不正ノ行爲ニヨリ契ノ信用ヲ毀損シメルトキ

第三十五條 違約處分ハ契長之チ行フ但シ其ノ事態重キ者ハ監事ノ意見ヲ聽キ之チ行フ

第三十六條 違約處分ヲ受ケタル者ハ指定ノ期間内ニ過怠金ヲ完約スヘシ

第八章 解散及清算

第三十七條 契解散シタルトキハ契長清算人トナル但シ契員總會又ハ總代會ニ於テ他人ヲ選任シタルトキハ此ノ限りニアラス清算人

算及財産處分ノ方法ヲ定メ都守ノ認可ヲ受ケルヘシ

慶尙北道達城郡殖産契

1. 名 稱 達城郡殖産契

2、所在地 達城郡各面事務所

3、沿革 各方面に貯穀契なるものありしが、大正十年春現契に組織を變更した。

1、事業概況 現に加入者七千八十七人、出資總額三萬九千五百九圓にして、貯金額拾萬圓に達すれば（最初五箇年の計畫なりしも、大正十五年更に十箇年に延長）契員間に低利資金を融通し、相互の資力の増進を圖らむとしてゐる。

殖産契規約

第一章 總則

第一條 本契ハ達城郡何面殖産契ト稱ス

第二條 本契ハ農家ニ勸励貯蓄ヲ奨メ資力ノ増進ヲ圖ルヲ以テ目的トシテ左記業務ヲ行フ

一、契員ハ今後五箇年ヲ期シ毎年春秋ニ於テ麥稈其ノ他穀類ヲ各一斗宛契ニ貯穀スル事

二、前記貯穀ハ相當ノ時價ヲ以テ之ヲ賣却シ代金ハ金融組合若ハ確實ナキ銀行ニ預金スルコト

三、十箇年滿期後ニ於テ相當ノ預金額ニ達スル時ハ之ヲ基金トシテ農村金融機關ノ設立ヲ爲ス事

第三條 本契ノ事務所ハ當分ノ間面事務所内ニ置ク

第四條 本契ノ區域ハ面一圓トシ區域ナ分チテ左ノ何區トナス

何 區

第二章 契員

第五條 契員ハ本契區域内ニ於テ農業ヲ營ムモノハ加入スルモノトス但シ契長ヨリ加入ノ資格ナキト認めテモノハ之ヲ省ス

第六條 契員死亡シタルトキハ其ノ相続人又ハ相當スルモノ契員ノ資格ヲ繼承ス

第七條 契員本區域外ニ移住スル時ハ既往ニ於ケル貯穀代金ヲ還付ス

第八條 契員左記事項ノ一ニ該當スルモノハ之ヲ除名脱退スルモノトス

一、契ノ規約ヲ遵守セズ又ハ契ノ體面ヲ汚損スル行爲アルモノ

二、契ノ貯穀ヲ二回以上滞納アルモノ

但シ除名脱退者ハ既往ノ貯穀及貯金ハ之ヲ還付セス

第三章 役員

第九條 本契ニ左ノ役員ヲ置キ名譽職トフ

但シ理事ハ六十圓以内ノ年末手當ヲ支給スルコトヲ得

契長一名、理事一名、幹事若干名、監査員若干名

第十條 契長ハ當該面長ヲ之ニ推選シ理事ハ當該面書記ノ内ヨリ契長之ヲ囑託ス

幹事ハ各區一名トシ區長其ノ職ニ當ル

監査ハ各區一名トシ面協議員ヲ之ニ推薦ス

第十一條 契長ハ契ヲ代表シ一切ノ契務ヲ擔任ス契長事故アル時ハ理事其ノ職ヲ代理ス

理事ハ契長ノ命ヲ受ケ事務ヲ執行ス

幹事ハ契長ノ指揮ヲ受ケ其ノ區内ニ屬スル貯穀ノ取立又ハ保管等ノ事務ヲ掌ル

監査員ハ本契ノ重要事項ヲ審査シ又其ノ區内ニ於ケル貯穀及貯金其ノ他金品出納事務ノ一切ヲ監査ス

第十二條 役員ノ任免ハ郡守ノ承認ヲ受ケ契長之ヲ行フ

第十三條 役員ニシテ其ノ本職交遊ノ場合ハ後任者ヲ以テ之ニ充ツ

第四章 業務

第十四條 契長ハ春秋貯穀ノ時期ニ於テ別紙第一號ノ貯穀案帳ヲ調製シ各區幹事ニ貯穀取立ノ通知ト共ニ之ヲ送達スヘシ

第十五條 各區幹事前條ノ通知ヲ受ケタル時ハ直ニ各契員ニ通知シ貯穀ノ取立ニ着手スヘシ

第十六條 各區幹事前條取立ナリシ時ハ貯穀臺帳ニ夫々記入整理ナリシ納未納ヲ明瞭ニスヘシ

第十七條 各區幹事前條取立ヲ終リタル時ハ面協議員宅若ハ確實ナリモノニ保管セシメ第二號ノ保管證書ヲ發シ貯穀臺帳ト共ニ之ヲ

契長ニ提出スヘシ

第十八條 貯穀取立中若ハ保管中ニ於テ盜難其ノ他ノ不注意ニ依リ被害アレ時ハ各區幹事又ハ保管者ヨリ之ヲ辨償ノ義務ヲ負フモノ

トス

第十九條 監査員ハ當時各幹事ノ貯穀取立ノ狀況及保管方ヲ査察シ貯穀臺帳及預金通帳ヲ臨檢スル營業券ノ確實ヲ期スヘシ

第二十條 監査員ニ於テ各區幹事其ノ他役員ニ於テハ不正行爲ヲ發疑アル時ハ直ニ其ノ旨ヲ郡守ニ内報スヘシ

第二十一條 契長ハ第十七條ニ依リ各區幹事ヨリ提出セル貯穀臺帳及保管證書ニ付計算檢査ナリシ正確ヲ認メタル上ハ第三號ノ様式

ニ依リ直ニ郡守ニ報告スヘシ

第二十二條 契長ハ各監査員立書ノ上保管費ヲ適當ノ時價ニ依リ買取ナリ代金ハ即時金融組合若ハ確實ナル銀行ニ預金ヲトスト

共ニ第四號ニ依リ直ニ郡守ニ報告スヘシ

但預金者ノ名義ハ河面殖産契長封筒トナスヘシ

第二十三條 契長ハ第五號様式ニ依リ預金臺帳ヲ調整シ預金通帳ト共ニ面簡付ノ余額ニ格納シ嚴重ニ保管スヘシ

第二十四條 契規約ヲ變更シ又ハ改修ヲ加ヘントスル時ハ監査員ノ同意書ヲ添付シ郡守ノ承認ヲ受クヘシ

附 則

第二十五條 本契ハ大正十年春ヨリ實施ス既設ノ面貯穀契ハ本契規約ニヨリ設立シタルモノト看做ス

第二十七條 契長ハ別紙第五號ノ現金整理簿ヲ備付ケ現金ノ出納事務ヲ明瞭ニスヘシ

ハ様式省略ス

慶尙南道晉州郡琴山面貯蓄組合

本組合は名稱こそ組合なる文字を附しあるも、其の實質内容に於て從來の契と同一なるを以て是れを調査掲記した。

本組合は大正十二年國民精神振作に關する大詔の趣旨を體し、同年十二月より設立したるものにして、本組合の事業たるや而民一般の堅實なる氣風を養成すると共に、勤勉貯蓄を獎勵し、以て實力涵養を主なる目的とするものにして、現在の組合員數五百二十三名、組合員貯金額千三百十二圓の多額に達した。之が現金の運用方法は、主として組合員間に於て相當利息を附し農資金に充當するものにして、將來組合解散の際は貯蓄金額に對し年六分五厘の利息を附して配當するのである。

組合役員としては、組合長一名、幹事七名を置き、組合に於ける總ての事務を統轄してゐる。

慶尙南道蔚山郡蔚山面殖利契

- 1、契の沿革 大正十一年に面内有志者八十人を以て組織したるものにして、其の名を殖利契と稱する。
- 2、契の事業概況及び其の申合せ 毎月一人に付五十錢宛出金し、其の出金全額を契員中一人に限り最低利息にて融通するを目的とし、之に對する申合せは左の如くである。

イ、毎月一回宛贈契ノレロト

リ、契金ヲ融通スルニハ借用希望者ナクテ抽籤セシムルモノナリシカ最高利天規則ニ定メアル範圍内ナ附シタル者ニ對シ貸付ス

ハ、貸付ヲ爲スニ於テ連帶保證人三人ノ連署ヲ要ス

ニ、抽籤ノ結果貸付金ニ餘裕ナ生シタルトキハ其ノ剩餘分ハ金融組合ニ貯蓄スルコト

ホ、二年毎ニ利益ヲ配當スルコト

慶尙南道蔚山郡西生面貯穀契

1、契の沿革 大正五年面内有志者數人の發起の下に設立せられたるものにして、契員は而民中希望者を以て組織したるものにして其の名を貯穀契と稱する。

2、契の事業概況 契員一人に付き入契と同時に一斗宛出財し、其の契金を以て契員中の申込者に限り長利の約例にて貸與する（長利とは朝鮮舊慣例に依る金利の標語にして今年一斗を貸與すれば一週年後に倍償するものである）。定期總會は毎年舊三月三日に會員半数以上の出席を以て開會し、其の當日一年の經過報告並に收支決算の報告をする。尙ほ右貯穀は凶年に際し契員中困難に臨みたるるとき救助に供する目的である。

本契には別段右文の規約としてはなく、只申合せが規約となつてゐるのみである。

黃海道信川郡信川面殖産契

本契は殖産契と稱し、大正十一年十二月二十五日の創設に係り殖産を目的として組織されたもので、存続年限五箇年と定めてゐる。出資は創立と共に各人二百圓を出し、爾後毎月一圓宛を醸出し、現在會

員十一人契財産六千圓に達してゐる。

殖産契規約

第一條 本契ハ殖産契ト稱ス

第二條 本契ハ殖産ノ目的ヲ以テ組織ス

第三條 本契ニ加入セントスルモノハ一人前貳百圓及月ニ五圓ヲ出資アリコト但シ中途加入スルモノハ此ノ限リニアラス

第四條 本契ニ左ノ役員ヲ置ク

契長一、理事一、會計一

第五條 契長、理事及會計ハ任期ナ一箇年トス任期滿了セハ契會ヲ開キ選舉スルモノトス

第六條 契金ノ收支計算表ハ一年ニ二回作製シ契長ニ提出スルコト右ハ會計ノ專任トス

第七條 本契貸借ニアリテハ利率年三割六歩トシ一年ヲ通シテ六箇月迄ヲ期限トス

第八條 本契存続年限ハ五箇年ニシテ期限滿了セハ契金ヲ分配スルモノトス但シ期限滿了セシモ各契員ノ同意ヲ得テ再ヒ組織スルコトヲ得

黃海道載寧郡下方面紀念貯蓄契

本契は紀念貯蓄契と稱し、大正十三年六月五日、皇太子殿下の御成婚を奉祝紀念の爲めに貯蓄を目的として組織されたものであつて、現在加入者三十名、積立金八十五圓に達してゐる。出資は毎年各人に付小麦一斗、粟一斗宛を穀收期に於て納付するのであつて、存続年限は永久である。

下方面花石里紀念貯蓄契規約

第一條 本契ハ下方面花石里記念貯蓄契ト稱シ下方面花石里内居住者ヲ以テ組織ス

第二條 本契ハ勸業貯蓄ヲ以テ皇太子殿下ノ御成婚ヲ奉祝紀念スルヲ目的トス

第三條 本契ノ事務所ハ當分ノ内下方面事務所内ニ置ク

第二章 貯蓄及拂戻

第四條 契員ハ第二條ノ目的ヲ達スル爲メ勸業ヲ獎勵シ預託貯蓄スルコトヲス

本人ノ希望ニ依リ三種以上ノ貯蓄スルコトヲ得貯蓄ハ精選シ夾雜物ノ混入セザルハ勿論充分乾燥シタル優良品タルコトヲ要ス

種類

貯蓄量

預託期日

小麦

一斗

七月二十五日

粟

一斗

十月十日

第五條 契員ハ契員ノ類入セテ貯蓄品ヲ貯蓄シ其ノ不良ナル物ハ交換ヲ命スルコトヲ得

第六條 契長ハ貯蓄品ヲ受人タルトキハ第一號様式ノ貯蓄通帳ニ月日、種類、數量等ヲ記入認印シ本人ニ之ヲ交付スヘシ

第七條 貯蓄通帳ナル失シタルトキハ直ニ契長ニ届出シ再交付ヲ受クハシ再交付通帳ニハ表面欄外ニ「亡失交付」ト朱書スルモノトス

第八條 貯蓄通帳ヲ汚損又ハ毀損シ新通帳ヲ交付ヲ受ケムトスルモノハ舊通帳ヲ添ヘ契長ニ請求スルコトヲ得

第九條 第七條及第八條ニ依リ新通帳ヲ交付ヲ受ケムトスルモノハ手数料トシテ十錢ヲ納ムルモノトス

第十條 契員左記各號ノ一ニ該當シタルトキハ評議員會ノ決議ヲ經テ拂戻ヲ爲スコトヲ得

一 天災地變ニ遭遇シタルトキ

二 本人又ハ家族傷疾疾病ニ罹ルタルトキ

三 本人又ハ家族死亡シタルトキ

四 一家ノ經濟ニ重大ノ變動ヲ生シタルトキ

第三章 貸付

第十一條 貯蓄及貯金期間一年以内利息ハ一分八厘ノ割合ナリ以テ該區域内居住者ニ貸付スルコトヲ得

但シ該種ハ一人ニ付時價ニ換算シ五十圓ヲ超エルヲ得ス現金貸付ハ一人ニ付三十圓ヲ限度トス

第十二條 貸付ニ受ケムトスル者ハ口頭ニテ契長ニ申出ツヘシ

第十三條 契長ハ貸付申出ノ原因ヲ逐次放逸ニ依ルニ非ラサルコトヲ認メタルトキハ評議員ノ調査シテ信用程度ニ應ジ貸出キ爲シ

第二種株式ノ信用證ヲ徵スヘシ

第十四條 貸付者ハ現品債物ナルトキハ信人品ト同等品位ニ乾燥調製ヲ爲シタル現金債物ナルトキハ現金債物ヲ以テ元本及利息ヲ期
限内ニ償還スヘシ

第十五條 貸付者返付ナ意レトキハ期限後一圓ニ對シ現品債物ニハ元本一石ニ付七升現金債物ハ元金百圓ニ付日歩七錢ノ割合ヲ以テ

延滞利息ヲ徵スヘシ

第十六條 契長ハ貸付債物ヲ検査シ不良ナル物ハ交換ヲ命スルコトヲ得

第四章 概 論

第十七條 本契ニ左ノ役員ヲ置ク

契 長 一名

副契長 一名

評議員 五名

理事 二名

第十八條 契長ハ下方面ノ面長ヲ推戴ス

副契長及評議員ハ總會ニ於テ選舉ス其ノ任期ハ二箇年トス但シ再選ヲ妨ケス

理事ハ會長之ヲ囑託ス

第十九條 選舉ニ依リ就任シタル役員ニ缺員ナ生シ適當總會ヲ持ツコト能ハサルトキハ臨時總會ヲ開キ補缺選舉ヲ行フコトヲ得

第二十條 滿缺選舉ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第二十一條 役員ノ職務權限左ノ如シ

一 契長ハ契ノ代表シ一切ノ業務ヲ統理ス

二 副契長ハ契長ヲ輔佐シ契長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

三 評議員ハ重要事項ヲ審議シ任スル外信用程度調査及時給並債務償還ノ督勵ニ任スルモノトス評議員ハ定員ノ半數以上ノ同意ヲ得テ

目的ヲ示シ評議員會ヲ開催スルコトヲ得理事ハ契長ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス

第二十二條 役員ハ名譽職トス但シ豫算ニ定メタル所ニ依リ評議員會ノ議決ヲ經テ賞與金ヲ給スルコトヲ得

第二十三條 役員ハ故意又ハ重大ノ過失ニ依リ契ニ損害ヲ及ホシタルトキハ總會ノ決議ヲ以テ賠償ヲ負サシムルコトアリヘシ

第二十四條 本契ハ總會ヲ通シ總會、臨時總會、評議員會トシ契長之ヲ議長トシモントス

第二十五條 總會總會ハ毎年一回之ヲ開キ左記事項ヲ決議ス

一 事務費豫算及決算ニ關スル事項

二 事業成績ニ關スル事項

三 役員ノ罷免改任役員ノ除名處分、規約變更

四 前各項ノ外契長ニ於テ必要ト認メタル事項

第二十六條 臨時總會ハ契長ヲ召集必要ト認メタルトキ及契員三分ノ一以上連署シ目的ヲ示シ開催ヲ要求シタルトキ之ヲ開催ス

第二十七條 評議員會ハ契長ニ於テ必要ト認メタルトキ及評議員ノ半數以上連署シ目的ヲ示シ開催ヲ要求シタルトキ之ヲ開催ス

第二十八條 總會又ハ評議員會ヲ開催スルニ付シテハ開會ノ日ヨリ少クトモ三日前ニ日時、場所及附議事項ヲ關係者ニ通知スヘシ

但シ急務ナル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十九條 會議ノ決議出席者ノ過半數ヲ以テ定ムルコト可同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニ付スルモノトス

規約ノ變更ハ契員半數以上出席スルニテサレハ決議スルコトヲ得ス

第三十條 會議録ハ議長之ヲ作り理事以外ノ出席者中ヨリ三名之ニ署名捺印スルモノトス

第五章 會 計

第三十一條 契ノ事業年度ハ毎年一月一日ヨリ十二月三十一日迄トシ年度ノ終ニ於テ損益計算ヲ爲スモノトス

第三十二條 利益ノ一割ヲ積損補填ニ充ツル爲積立ス積立費用ノ一部ハ評議員會ハ決議ヲ經テ現金ニ之ヲ替ヘ積立ツルコトヲ得

第三十三條 利益中ヨリ前條ノ積立ヲ控除シタル殘餘ノ二割ヲ次年度ノ事務費ニ充當スルモノトス

但シ初年度ハ契員會ヨリ三十圓宛テ出金スルモノトス

第三十四條 前條事務費ニシテ經常費ヲ支辨スルニ足ラザルトキハ契員一人ニ付二十圓以內ヲ徵スルコトヲ得

第三十五條 利益ハ第二十二條ニ依ル積立及第三十三條ニ依ル事務費ヲ控除シタル後ニ在リナレバ契員ニ配當スルコトヲ得ス

第三十六條 利益配當ハ本人ノ貯蓄ニ組入ルモノトス

第三十七條 利益ヲ契員ニ配當シ尙餘アレトキハ次年度ニ繰越スルモノトス

第三十八條 契長ハ決算ノ結果ニ依リ事業報告書、收支計算書、利益處分案ヲ作製シ通電總寄ニ提出スヘシ

第六章 加入、脱退、褒賞、除名

第三十九條 新ニ加入セムトスルモノハ第二號様式ノ加入申込書ヲ契長ニ提出シ承認ヲ受クヘシ

第四十條 契長將ニ加入申込書ヲ受ケタルトキハ評議員會ノ意見ヲ徵シ諾否ノ決定ヲ爲スヘシ

第四十一條 契員ヨリ脱退申出アリタルトキハ己ヲ得ザル事由アル場合ニ限り評議員會ノ議決ヲ經テ之ヲ許可スルコトヲ得

第四十二條 脱退者ニハ既に貯蓄ノ九割ヲ拂戻スモノトス

但シ脱退事由カ本人ノ死亡郡外移居タルトキハ即時金額ヲ拂戻スモノトス

第四十三條 前條拂戻ノ除契ニ同一種類ノ貯蓄ナキトキハ貸付回次第直ニ拂戻スモノトス

第四十四條 脱退者ノ貯蓄ニ對スル利益配當ハ拂戻當日迄ノ分ヲ決算後支拂ノモノトス

第四十五條 脱退者ニ對シ貸付アリ場合ハ債務辨濟後ニアリサレバ貯蓄ノ拂戻ヲ爲ササルモノトス

前項ノ場合ニ於テ契ハ債務及利息ト拂戻貯蓄ト相殺スルコトヲ得

第四十六條 役員ニ過シキトキハ年度末決算後ニアラサレハ時音押戻ヲ爲ササルモノトス

第四十七條 死亡シタキ役員ノ相続者ハ届出ニ依リ其ノ權利ヲ繼承ス

第四十八條 役員等 其ノ内何シカハ其ノ職務停止ノ爲メ其ノ成績良好ナル者ニ對シテハ評議員會ノ議決ヲ經テ總會ニ於テ表彰スルコトヲ

可成表章者ニ、第五等様式圖樣ヲ交付スルモノトス

第四十九條 役員等記名ニ一ニ議決スル場合ハ總會ノ決議ニ依リ除名ス

第五十條 役員等ノ職務停止ノ爲メ其ノ成績良好ナル者ニ對シテハ評議員會ノ議決ヲ經テ總會ニ於テ表彰スルコトヲ

可成表章者ニ、第五等様式圖樣ヲ交付スルモノトス

第五十一條 役員等ノ職務停止ノ爲メ其ノ成績良好ナル者ニ對シテハ評議員會ノ議決ヲ經テ總會ニ於テ表彰スルコトヲ

可成表章者ニ、第五等様式圖樣ヲ交付スルモノトス

第七章 附則

第五十二條 役員等ノ事項ヲ行フコトナ得

總務部出部ノ意見ヲ尊重スルコト

役員三分ノ一以上 同意アルトシ、目的ヲ示シ臨時總會開催ヲ要求スルコト

役員等ノ職務停止ノ爲メ其ノ成績良好ナル者ニ對シテハ評議員會ノ議決ヲ經テ總會ニ於テ表彰スルコトヲ

第五十三條 本契ニ在リ帳簿ヲ備ヘルモノトス

一、貯蓄簿帳

二、積立簿帳

三、貸付簿帳

四、通帳再交付簿帳

五、契員臺帳

一、契 誌

一、評議員會ヨリ合議事録

一、總會々議事録

一、收納簿

一、事務費現金受拂簿

一、事務費支出内課簿

一、支拂證憑綴

一、借用證書綴

一、往復文書綴

一、文書件名簿

第五十四條 本契ノ規約ハ總會ノ議決ヲ經テ或郡守ノ認可ヲ得ルニ在サレハ變更スルコトヲ得ス

第五十五條 契ノ事務法行上必要ナル細則ハ評議員會ノ議決ヲ經テ契長之ヲ定ム

附 則

本規約ハ大正十三年六月ヨリ施行ス

本規約ニ規定シタル事項以外ノ事件ノ解決ハ總會ノ決議ヲ經テ或郡守ノ指揮ヲ仰クモノトス

黃海道海州郡勤農貯蓄契

本契は勤農貯蓄契と稱し、大正九年十月農業資金の融通及産業開發を目的として組織されたものである。現在契員四十一名、積立金一千二百六十圓に達してゐる。出資方法は毎年精調製の際耕作者の所要種子同量額を初めに出資するのである。積立資金は契員又は他の者に短期貸付を行つて居り、存続年限

は永久である、

勤農貯蓄契約

第一條 本契ハ勤農貯蓄契ト稱ス

第二條 目的

本契ハ契員相互協力シテ存農資金ヲ融通セシメ以テ農業發達ヲ圖ルヲ目的トス

第三條 契員及役員

契員ハ契長ヲ小作人ヲ以テ組織ス

契長ハ本契員耕作地主トス

幹事ハ本契員集團地ニ於テ最も信用アリ小作人ヲ以テ之ニ充ツ

第四條 出資方法及期限

(一) 出資ハ毎年秋期調査ノ際其ノ耕作シユル水田ノ種子同量數ヲ其本金トシニ契ニ出資スルモノトス

(二) 期限ハ十箇年トス

第五條 貸付方法及利率

契員間資金ノ融通ヲ圖リ餘額アリ際ハ契員外ニ之ヲ貸付ノ利率ハ當時一般利率ヨリ一割減トス

貸付ノ際ハ契長及幹事協議ノ上之ヲナス

第六條 出資金償還ノ方法

(一) 契員住所ヲ變シ契長ノ土地ヲ耕作不能ノ際又其他不得已事情ニヨリ退契ノ際ハ出資總額ニ對スル利益ノ配當ニ就テハ總會ノ決リ議ヲ經テ之ヲ定ムルモノトス

(二) 契ノ規約ニ違反シタル際ハ各幹事ノ認定ニ依リ契長ハ小作權ヲ取消出資額ノミヲ返濟スルモノトス

(三) 本組合管掌田圃は後ヨリハ總管決議ニ依リ基本資産ヨリ生スル利息ヲ各契員出資額ニ依リ配當セシムルモノトス
第七條 本契員ハ總管長モサレ限リ小作權ハ永年トシ一契長ハ如何ナル事情アルモ之ヲ變動スルコトヲ得ス
但シ契員土地ノ賣買ノ際ハ其責任ヲ有セサリモノトス

第八條 本契ハ永年ニ經營セサルモノトス

第九條 本契ハ年一回以上定期總會ヲ開クモノトス

舊曆正月中之ヲ開キ至五勤農方法ヲ席上ニ於テ相定メ實行スルモノトス

勤農ノ方法

一、種子選擇及改良

二、施肥及整地

三、耕作方法ノ改良

四、調製及其他諸般ノ必要事項

第十條 本規約ノ外必要ト認ムレ案件ハ總會ニ於テ之ヲ追加削除スルモノトス

慶尚北道醴泉郡醴泉備荒貯蓄契

1. 名 稱 醴泉共益組合

2. 所在地 慶尚北道醴泉郡

3. 沿革 最初醴泉備荒貯蓄契なるものであつたが、大正九年現組合に組織を變更したのである。

4. 事業概況 組合員三千百六十人、出資總額二萬五千三百圓にして、組合員の産業、其他經濟の發達

を企圖する事業に對し低利資金を融通し、組合員相互間の利益増進を爲しつゝある。

醴泉共益組合定款

第一章 總 則

第一條 本組合ハ組合員ノ產業其ノ他經濟ノ發達ヲ企圖シ組合員相互間ノ利益増進ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本組合ハ醴泉共益組合ト稱ス

第三條 本組合ハ醴泉郡内ニ居住スル農、商、工業者及本組合ノ趣旨ニ賛同スル者ヲ以テ組織ス

第四條 本組合ノ事務所ハ醴泉郡醴泉面ニ設ケ

第五條 本組合ハ醴泉郡守ノ認可ヲ受テ前項ノ事務所以外ノ地ニ出張所ヲ設置スルコトヲ得

第二章 組合員ノ權利義務

第六條 出資金額ハ一口二圓トス

組合員ノ出資一口以上ナ有スヘシ

第七條 出資金ハ年二期ニ分テ組合ニ拂込ヲ爲スヘシ

第八條 組合ハ組合員ニ出資證券ヲ交付ス

出資證券ニハ出資額、拂込額ヲ記入シ組合長並理事之ニ連署ス

第九條 組合員死亡シタル場合ハ相続人之一人承継スルモノトス

第十條 組合員ノ額ハ出資額ヲ限度トシ毎事業年度ノ剩餘金ノ三分ノ一以上ヲ積立ツルモノトス

第十一條 組合員ハ自己ノ所要ニ應ジ組合ニ對シ資金ノ貸付ヲ請求スヘシ

第十二條 組合員ハ何時ニテモ組合ノ帳簿ヲ閲覧スルコトヲ得

第三章 組合ノ機關

第十三條 組合ハ左ノ役員ヲ置ケ

組合長一人、理事一人、監事四人、評議員十人

役員ノ資格ハ佛達濟出資金ニ應シ組合長及理事ハ百口以上、監事及評議員ハ十五口以上ヲ有スルモノトス但郡守ノ推薦ニ係ル體泉郡及金湖組合理事タル監事ハ此ノ限ニ在ラス

組合長ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任シ郡守ノ認可ヲ受ケ就任スルモノトス

理事ハ當分ノ間郡守ノ推薦ニ係ル候補者中ヨリ組合長ニ於テ評議員ノ意見ニ依リ之ヲ任命ス

監事ハ組合員タル體泉郡、金湖組合理事又ハ有志者中ヨリ郡守ノ推薦ニ係ル者ニ就キ組合長之ヲ囑託ス

評議員ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任ス

第十四條 組合長、監事及評議員ノ任期ハ三年トス

但任期中ノ最終決算期ニ關スル定時總會ノ終結ニ至ラズ迄其ノ任期ヲ伸長スルコトヲ得

第十五條 組合長ハ組合ヲ代表ス

組合長ハ總會及評議員會ノ議長ト爲ル

組合長事故アルトキハ理事之ヲ代理ス

第十六條 理事ハ組合ノ業務ヲ執行ス

第十七條 監事ハ組合ノ財産及業務執行ノ狀況ヲ監在ス

第十八條 評議員會ハ評議員ヲ以テ組織ス

評議員會ハ必要ニ應シ組合長之ヲ招集シ定款ニ定メタル事項其ノ他重要ト認ムル事項ヲ議決ス

評議員會ハ評議員定數ノ半数以上出席シ之ニ非サレハ之ヲ開クコトヲ得ス

議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決シ評議員會ニ於テ議決シタル事項ハ決議録ニ記載シ出席員之ニ署名捺印ス

ヘシ

評議員ハ組合ノ業務ニ關シ意見ヲ述フレコトヲ得

第十五條 總會ハ定時及臨時ノ二種トス

定時總會ハ毎年四月

臨時總會ハ組合長之ヲ必要ト認メタルトキ

第二十條 總會ヲ召集ハ少クモ開會十日前ニ其ノ會議ノ目的並事項ヲ示シタル書面ヲ以テ各組台員ニ通知スヘシ

第二十一條 總會ハ組台員三分ノ一以上出席スルニアラサレハ開會スルコトヲ得ス

總會ノ決議ハ出席者過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

第二十二條 組台員ハ拂込済出資金一口ニ付一箇ノ議決權ヲ有ス拂込済出資金十一口以上ノモノニ付テハ二口ニ付一箇ノ議決權ヲ有ス但總議決權百滿ヲ超ユコトヲ得ス

第二十三條 組台員ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ委任狀ヲ提出スルモノトス

代理人ハ組台員タルヲ要ス

第二十四條 理事ハ定時總會ノ日ヨリ一週間前ニ財産目錄、貸借對照表、事業報告書及剩餘金處分案ヲ監事ニ提出シ且之ヲ本組合事務所ニ備フヘシ

第二十五條 組合長及理事ハ前條ニ掲ケタル書類及監事ノ意見書ヲ定時總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムヘシ

組合長及理事前項ノ承認ヲ得タルトモハ二週間内ニ總會ノ願本並關係書類ヲ耶守ニ提出スヘシ

第二十六條 總會ノ決議録ハ理事之ヲ作り組合長及監事之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

總會出席者名簿ハ決議録ニ之ヲ附録スヘシ

第二十七條 組合長、監事及評議員ハ名譽職トス

組合長、監事及評議員ハ一事業年度毎ニ左ノ手當金ヲ支給ス

組合長 十圓以上三十圓以下

監事及評議員

十圓以上二十圓以下

理事ノ給料ハ評議員會ノ意見ニ依リ郡守ノ承認ヲ經テ組合長之ヲ定ム

第二十八條 本組合ノ職制、給與、服務及懲戒ニ關スル規程ハ評議員會ノ議決ニ依リ郡守ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム

第四章、業務ノ執行

第二十九條 本組合ノ事業年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第三十條 理事ハ毎事業年度ノ終ニ於テ翌年度ノ資金ノ運轉其ノ他業務上ノ計畫ヲ定メ組合長ノ承認ヲ經テ實行スヘシ

第三十一條 左ノ事項ハ評議員會ノ決議ニ附スヘシ

一、組合用土地、建物ヲ取得シ又ハ處分セムトスルトキ

二、組合用建物ヲ新築、改築又ハ増築セムトスルトキ

三、組合貸付金ノ限度又ハ利率ヲ定メ又ハ變更セムトスルトキ

四、出資金拂込ノ期日ヲ定ムルトキ

五、其ノ他重要ト認ムル事項

第三十二條 業務執行ニ關スル規程ハ評議員會ノ議決ニ依リ郡守ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム

第三十三條 本組合ハ第一條ノ目的ヲ達セムカ爲メ組合員ニ供利貸付ヲ爲スヘシ

第三十四條 貸付條件ハ信用又ハ擔保トシ左ノ場合ニアラサレハ貸付スルトコトヲ得ス

一、農林業ニ關スル必要ナル資金ヲ要スル場合

二、旱水害其ノ他災難ニ罹リ救済資金ヲ要スル場合

三、土地開墾並治山、治水事業ニ關スル資金ヲ要スル場合

四、冠、婚、喪、祭費用並紡績ニ關スル資金ヲ要スル場合

五、教育資金ヲ要スル場合

六、納稅資金ヲ要スル場合

七、其ノ他特殊ノ事情アリ場合

信用貸付ハ百圓以上百圓以内但シ擔保貸ハ百圓以上千圓以内トス

第三十五條 前條ノ貸付ハ信用及擔保貸付ヲ問ハズ組合員二人以上ノ連帶保證アルニアラサレハ貸付スルコトヲ得ス

第三十六條 貸付利率ハ評議員會ノ決議ニ依リ郡守ノ認可ヲ得テ決定スルモノトス

第五章 剩餘金及缺損補填

第三十七條 理事ハ毎事業年度ノ終ニ於テ諸勘定ヲ決算スルヘシ

前項ノ決算ヲ終ラザルトキハ財産目録、貸借對照表、事業報告書及剩餘金與分案ヲ作成スヘシ

第三十八條 剩餘金ハ第三十條ニ定メタル積立金額ヲ控除シ左ノ割合ヲ以テ處分スヘシ

組合員ノ配當金ハ各組合員ノ拂込濟出資額ニ對シ年一割以内

前項ノ處分ヲ爲シ尙殘餘アリトキハ翌年度ヘ繰越スルモノトス

第三十九條 組合損失金ノ補填ハ積立金ヨリ之ヲ補填ナナスヘシ

前項ニ依リ損失ノ補填ヲ爲サルトストキハ評議員會ノ議決ヲ經テ郡守ノ認可ヲ受クルモノトス

第六章 加入及脱退

第四十條 新ニ組合ニ加入セムトスル者ハ評議員ノ紹介ヲ以テ組合ニ申込ムヘシ

前項ノ申込アリトキハ評議員會ノ議決ニ附シ其ノ諾否ヲ決スルモノトス加入申込ノ承諾ヲ爲シタルトキハ其旨申込人ニ通知シ出資

金額ノ拂込ヲ爲サシメタル後組合名簿ニ記載スルコトヲ要ス

第四十一條 組合員其ノ持分ヲ譲渡セムトストキハ組合長ノ承諾ヲ受クルコトヲ要ス

持分譲受人組合員ニ非サルトキハ前條ノ規定ヲ準用ス

第四十二條 組合員ノ左ノ事由ニ該當セザル場合ニ脱退スルコトヲ得ス

一、組合員タル資格ノ喪失

二、死亡

三、破産

四、禁治産

五、除名

第四十三條 組合員脱退シタルトキハ事業年度ニ於テ出資金ノ拂戻ヲ爲ス

脱退シタル組合員組合ニ對スル債務ヲ完済スル迄ハ組合ハ其ノ持分ノ拂戻ヲ停止ス

第四十四條 組合員ハ左ノ各項ノ一ニ該當スルトキハ評議員會ノ決議ニ依リ之ヲ除名ス

一、出資ノ拂込其ノ他組合ニ對スル債務ノ支拂ヲ怠リタルトキ

二、組合ノ事務ヲ防クルノ行爲アリタルトキ

三、犯罪其ノ他ノ行爲ニ依リ信用ヲ失ヒタルトキ

四、組合員タルノ體面ヲ汚損スルノ行爲アリタルトキ

第七章 官廳ノ監督

第四十五條 本組合ハ豊泉郡守ノ監督ヲ受クレモノトス

第四十六條 郡守ハ何時ニテモ組合ノ業務及財産ノ狀況ヲ報告セシメ又ハ之ヲ検査スルコトヲ得

第四十七條 郡守ハ組合ノ業務又ハ財産ノ狀況ニ依リ組合ニ對シ必要ナル措置ヲ爲サンムルコトヲ得

第八章 解 散

第四十八條 本組合ハ左ノ事由ニ依リ解散ス

一、定款ニ定メタル存立時期ヲ滿了

二、總會ノ決議

前項解散、決議ハ郡守ノ認可ヲ受ケテ効力ヲ生ス、モトス

第四十九條 解散ノ場合ニハ組合ノ財産ヲ以テ組合員ノ拂込出資額ヲ按分シテ分配スルモノトス

第九章 清算

第五十條 本組合解散シタトキハ直ニ清算ヲ爲スコトヲ要ス

第五十一條 清算人ハ郡守ノ推薦セリ者ナシテ之ニ當ラシム

第五十二條 清算人ハ就職後速ニ組合ノ財産ノ狀況ヲ調査シテ産目録及貸借對照表ヲ作り總會ヲ召集シ之ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムヘシ

ムヘシ

第五十三條 清算人ハ組合ノ財産ヲ供託ス、ニ非サシ、組合ノ財産ヲ分配スルコトヲ得ス

第五十四條 清算事務終了タトキハ清算人ハ、理書ヲ、決算報告書ヲ作り總會ヲ召集シ之ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムヘシ

第五十五條 第二十二條乃至第二十二條ノ規定ハ組合ノ清算ニシテ準用ス

附則

本定章ハ總會ノ議決ニ依リ郡守ノ認可ヲ經テ之ニ定ム

慶尚南道東萊郡西面獎學契

1. 名稱 獎學契

2. 所在地 東萊郡西面鐵盤里

3. 沿革 光武元年本里に獎學契なるもの二契ありて貯蓄しつつありしが、大正八年併合して鐵盤里獎學契の組織を見るに至つた。

4. 事業の概況 前立以來其の目的たる培英義塾の教育費の一部補助をなしつつある。

獎學契規則

第一章 名稱、位置

第一條 本會ハ「獎學契學契」ト稱ス

第二條 本會ハ東京都西面澁谷區ニ置ケ

第二章 目的

第三條 本會ハ育英事業ヲ目的トス

第三章 會員

第四條 本會々員ハ本會目的ヲ贊助スル人士ヲ以テ組織ス

第五條 本會々員ハ會ノ規則ヲ遵守シ會費ヲ負擔スルノ義務ヲ有ス

第四章 任 員

第六條 本會任員ハ左ノ如シ

會長 一人

財 務 一人

監 査 一人

第七條 會長ハ本會ヲ代表ス

第八條 財務ハ文書ノ財政ヲ掌理ス

第九條 監査ハ証文簿ヲ監査ス

第五章 集 會

第十條 本會ノ集合ハ左ノ如シ

一、定例總會

二、臨時總會

第十一條 總會八年二回(春秋)會具之ヲ召集ス

第十二條 臨時總會ノ特開ノ事情有リ時會長比、召集ス

第六章 附 政

第十三條 本會ノ附政ハ會費、義捐金、補助金、元基本金共、他收入ヲ以テス

第十四條 本會附政ノ收着費ニ充テス

第七章 附 庶

第十五條 本會附政中不測ノ難有リトキハ總會ニ於テ之ヲ改正シ又ハ追加ス

愛尚南道密陽郡密陽面嶺南契

一、契ノ位ニ 密陽郡密陽面城内里

二、契ノ名稱 嶺南契

三、契ノ人員 契長一名 有司一名 書記一人 幹事一名

四、契ノ目的 父老葬補給

五、契ノ財源 官捐也

六、契ノ員數 二十五名

七、契ノ沿革

本契ハ父母葬補給を目的とし、地元二三有志青年が互に寄り集り大正六年十月十五日を以て發起し

大正六年十一月一日午前十一時より同契創立總會を「表文昊」方に於て開催し、契則作成並に役員推薦其の他必要事項討議の上本契の成立を見るに至つた。而して本契の目的は前述の如く祖先傳來の例に學び、父母葬禮補護に在るのである。本契に關し特に認むべき沿革上の特色無きも、單に規約内容の如く地方青年の向上機關を設けてゐる。

因に本契主宰者の住所氏名を示すと左の如くである。

密陽面内二洞 表文昊 李章壽

同 内一洞 車貞奎 朴尙五

嶺南契規約

第一條 本契ハ嶺南契ト稱ス

第二條 本契ハ德育智體養成ヲ目的トシ

第三條 本契ノ位置ハ密陽城内ト定ム

第四條 本契ノ機關タル役員ハ契員ノ選挙ニヨル

第五條 本契ノ目的ヲ達スル爲メ事務ノ處理ヲナス機關ハ左ノ如シ

(一) 德育部、(二) 智育部、(三) 體育部

第六條 契長一名、會計一名、書記一名、幹事一名ヲ置ク

第七條 本契社員ノ職務ハ左ノ如シ

契長ハ契中一切ノ事務ヲ總轄ス

會計ハ金錢出納及會計ニ對スル諸般事項ヲ處理シ幹事ハ契中ノ指示ヲ受ケ諸般通知事項ヲ負擔ス

第八條 本契集合ノ種類ハ定期總會ト臨時總會ニ分ツ

第九條 原則及細則 規定事項ハ通常條例ニ依リ重要ナル事項ハ總會ニテ決議ス

第十條 本契規程違反ラサル者ハ除名ス但シ既納金ハ還付セズ

細 則

第十一條 1 情誼、篤厚、慶吊相問相救

但シ當喪時契員一同ハ一個人ニ付キ金二十錢ヲ出資シ徹夜及誼喪スルコト若シ不應者ハ原則ニ依リ處決ス

2 徳育涵養

品行上ノ監督宗教的精神ヲ扶ニスノ公共事業

3 智識充實

講演會、討論會ノ開催

4 體育發達

野球、蹴球、庭球、行幸等ノ實行體操運動會ノ開催

第十二條 本則ト訂正ノ必要アリ時ハ總會ニ於テ決議ス

第十三條 本契ノ便宜ニ依リ五名ノ組長ヲ置、契行ヲ補助ス

第十四條 本則ハ發布、日ヨリ施行ス

平安南道順川郡護喪花契

本契は護喪花契と稱し、喪祭事の補助並に會員相互の親睦を目的として組織せられたる、出資額は五十錢宛を各員入會の際に出資し、其を利殖して契費に充てゝるを以て存続年限の定めは別段になく、永年に持續せらるるのである。現在加入者は四十五名にして、其の所有財産は二十二圓五十錢である。

護喪花契規約

- 第一條 本契ノ名稱ハ護喪花契ト稱ス
- 第二條 入契金ハ各自五十錢宛拂込ムモノトス
- 第三條 契員父母喪事ノ時ニハ契員一同ハ徹夜スルモノトス
- 第四條 徹夜ノ時無故不參者ニハ違約金五十錢ヲ徴收スルモノトス
- 第五條 贈儀ハ花具色一枚ヲ出給スルモノトス
- 第六條 父母縮禮時ニ於ケル贈儀ハ金三十錢トス
- 第七條 無故不參者ハ違約金十錢トス
- 第八條 護喪時ニ於テ無故不出員ハ違約金五十錢トス
- 第九條 契金ノ利率ハ參照ト定ム
- 第十條 契金借用者ハ契員中又ハ他ノ有資産者ヲ保證人トナスヘシ
- 第十一條 故意ニ不參セル者ハ完全テ返戻スルコトナク契ヨリ脱退セシム
- 第十二條 子弟葬時ニ於テハ金二十錢トス
- 第十三條 契具寧日ハ毎年十二月二十日ニ定ム
- 第十四條 契長ニハ北重一設トス
- 第十五條 契長ニハ北重一設トス
- 第十六條 契員契金未收ノトキハ贈儀金ヲ給セス
- 第十七條 花具不預員ニ對シテハ代金ニ買宛出給シ
- 第十八條 本契ノ存立期間ハ永年トス

慶尙南道梁山郡東面喪布契

一、契の位置 梁山郡東面法基里

一、契の名稱 喪布契と稱す

本契は明治二十六年頃契員二十名が集團設立したるものにして、最初基本金として五十錢宛を醸出し、其の目的は契員たる其の者の夫婦及父母死亡後に於ける救助するをへ右死亡當日より葬式を終るまで毎日喪家に赴き手傳は勿論毎夜一人毎に提燈を持參し徹夜番を爲す爾後一年、二年祭日にも前同斷り目的とし、爾來十年間繼續し來りしが明治三十六年頃生憎凶年に當り契員中九名は離散に際し、基金を配當し殘員十一名は現今に至るまで之を繼續し來れるが、基本金は僅に五十四圓に過ぎない。

1. 事業の概況

上記の如く死亡救助を目的とし自己夫婦及父母に限り事故發生度毎に朝鮮麻布一疋、白紙一束、濁酒一盆、一年、二年祭日は濁酒一盆、洋燭一封宛を原則とし、其の他契員中小農家の資金即ち肥料代金等に貸借するに於てある。

2. 契の規約

規約は別に設けられたるものなく大體前記事項を申合せ決定する如うである。

一、契の取締方法

前記目的の事故が発生したるときは本人より直に契長に通知を爲し、契に於ける一切の事務は契長に於て處理するのである。

平安南道順川郡新倉老人契

本契は新倉老人契と稱し、喪祭事の補助並に會員相互の親睦を目的として組織せられてゐる。出資額は入契當時各人五圓宛を出資し、其を積立て其の利子を以て費用に當てゝある、存続年限の定めは別段ない。現在加入者数は三十五人に達して契有財産は一百七十五圓の多きに及んでゐる。

新倉老人契規約

- 第一條 尊儀ハ四契ニ定ムル事
- 第二條 永感下人ハ當故大祥時ニ於テ三圓宛出給マシム事
- 第三條 子弟入例ハ一回ヲ以テ定ムル事
- 第四條 護喪時ニ於テ無故不參ノ人ハ罰金五十錢ヲ懲棒スル事
- 第五條 契會日字ハ三月三日ト九月九日ト定ムル事
- 第六條 契錢殖利ハ月二割五歩ト定メ債務者ニ於テ有實ナリ保證人ヲ連帶シ債給スル事
- 第七條 契錢債用時ニ於テ契員共同開會シ數債スル事
- 第八條 三年内ニ尊儀生シタマハ時ハ契員各自二十錢宛贈儀スル事
- 第九條 大小祥喪葬ノ時焼酒一鉢宛致慰スル事
- 第十條 契長北魚一級、副契長北魚半級ヲ以テ歲儀スル事

第十一條 本契ノ基本合ハ契員一人ニ付五圓宛出スルモノトス

第十二條 存立期間ハ永年ト定ム

咸鏡北道の洞契

咸鏡北道は朝鮮ノ最北に位し運輸交通極めて不便なりし爲、住民は徒らに舊弊を墨守し民業甚だ不振
せず、一饑不時、災害に遭はんか忽にして負債を生じ、容易に之が償却をなす能はざるのみならず、
時に至りては草根木皮を嚼みて露命を繋ぐものあるの狀態なりしを以て、之を救済し、洞内協同一致
して鬻儉淳朴の美風を傳興し、産業改善進歩を圖り、相互扶掖して全洞の福利を増進せしむべく、古來
朝鮮に行はれたる呂氏郷約を鑑とし内地に於て行はるゝ産業組合及報徳社を緯としたる洞契規則を制定
し、明治四十四年道令を以て各洞に之が設立を命じ、一面府郡をして其の主旨徹底と事業經營の方法を
指導誘掖せしめたる結果、今迄道内全洞里に其の之が設立を見ざる所なきに至つた、今其の組織及び事
業の概要を記すは左の通りである。

一、契ノ組織

一、洞里内ノ戸主及十歳以上ノ男子ハ當然契員トラシム。

二、役員トシテ契長、契次、理事及書記ヲ置ク。

三、評議員十名以内ヲ設キ毎年三月、六月、九月、十二月ノ四回ニ定期評議員會ヲ開會シ契務執行方法契長ノ諮問事項ヲ協議ス。

契員貯蓄事項等ヲ決議ス。

四、毎年一回定期總會ヲ開キ重要ナル事項ノ施行方法及費決算員ノ遵守事項協定契財産處分等ヲ議決ス。

二、出資金貯金及喜捨金

一、戸主等ハ契員ハ契設立ノ際出資シラレシノトス、出資一口ノ金額ハ五十錢ニシテ一人ニ付十日迄ヲ所持スルコトナリ、出資金ハ契基金ニ納入ス。

二、戸主等ハ契員ハ相當ニ忠シテ協定ニ依リ指定セラレタル等款相當ノ金額ヲ毎月貯金スルコト外、要ハ、障及入豆ノ收穫期ニ於テハ三十ナ貯蓄ス。

一等二十五錢 二等十五錢 三等五錢

三、戸主ニ非ザル契員ハ任意ノ金額ノ貯蓄貯金ス。

四、家屋ヲ新築シ又ハ上増ヲ爲入シラレトキハ契ニ一定ノ喜捨金ヲ納入ス、喜捨金ハ契基金ニ納入ス。

三、契ノ主ナル實行事項

一、契員ハ總會ノ協定事項ヲ遵守シ農事改良ニ注意シ農業ニ持勵スルコト。

二、産業ニ關スル種子肥料器具等ノ購入及産物ノ販賣ニ就テハ契長ノ指揮ニ從ヒ共同執行スルコト。

三、契ノ基金及貯金ハ契員ハ産業資金ニ融通スルコト。

貸付期間ハ一箇年トシ其利率ハ八分以内トシ、契員貸付金額ハ評議員會ニ於テ評定セリ信用程度表ニ依レ。

四、畜牛種甘ハ道指定ノ種牝牛ヲ以テシ産交尾ナナナス又牛馬冬季間ノ飼料トシテ夏季乾草ヲ貯藏スルコト。

五、契員ハ道ノ獎勵方針ニ基キ改良麻布ヲ製織シ其製品ハ契長ノ検査ヲ受ケルコト。

六、契員ハ山野堤防道路ノ植樹及灌漑排水等ノ公共事業ハ勿論種別取調製等ニ至ルマテ相互援助シテ其ノ完成ナ期スルコト。

七、山林ヲ愛護シ營林方法ヲ定メ稚樹ノ保護シ濫伐セザルコト。

八、住宅ノ周圍ニハ有用樹木ヲ植栽スルコト。

九、性質操行共優良ナル契員ノ子弟ニシテ貧窮ノ爲公立普通學校ニ入學スル能ハサルモノアルトキハ、或ルヘカ契ニ於テ補助入學セシムルコト。

一〇、主要ナル法令、右益ナリ新聞、雜誌又ハ著書等ヲ契ニ備付ケテ契員ニ同覽シ又ハ時々講話會ヲ開クコト。

一一、洞内ニ通スル大路踏破ハ契員協同シ、各戸ニ通スル小路ハ各戸ニ於テ隨時修補スルコト。

一二、長幼ノ序ヲ守リ、誠意ヲ以テ相互敬愛シ信義ヲ旨トシ國法ヲ遵守スルコト。

一三、契員中醜酒、粗暴、懶惰、賭博、酗酒等ノ非行アリトキハ、確保契員ニ於テ懇切ニ忠告シ尙悛マサルトキハ契長ニ申告スルコト。

一四、前項ニ依リ申告セラレタルモノ及重大ナル非行者ハ其ノ情狀ニ依リ評議員會又ハ總會ニ附議シ處分法ヲ定ムルコト。

一五、冠婚葬祭其ノ他慶弔ノ禮典贈答並ニ男女服裝等ハ質素ヲ旨トシ虚偽ヲ避クルコト。

一六、租稅公課ハ必ス期限内ニ納付スルコト。

一七、契員又ハ其家族死亡シタルトキハ契ヨリ禮儀ヲ贈リ哀悼ノ意ヲ表スルコト。

一八、契員ノ壯丁疾病ノ爲メ生業ニ從事シ能ハサルトキハ契員協力操業シ家計ヲ保タシムルコト。

一九、契員水火其ノ他ノ災害ニ罹ルトキハ、馳集救援ヲ怠ラサルハ勿論罹災者ニハ其ノ狀況ニ應ジ、契ヨリ相當ノ金額ヲ無利息ニテ貸付又ハ贈與スルコト。

여 백

第四章 契の現状

第一節 契の地方別調査

契の種類並に性質、組織内容、及び分布状況等に關しては大體説明したから、契の現状に就いて詳細に觀察して見たい。先づその地方別調査の一例として、忠清北道と慶尙北道に行はる、契の府郡島別調査を掲ぐることにした。これに依つて見るときは、獨り右の二道のみならず、現在朝鮮の各地方に於て、如何なる契が、如何なる程度に普及し、また如何なる働きを爲しつゝあるかは、略ぼ推測し得らるであらうと思ふ。

忠清北道

清州郡

契の種類	契の性質	契數	契の財産			契の組織
			土地	家屋	現金	
公共事業を目的とするもの	契	三	田	家屋	現金	各自部落に於て共同的 生活の向上を計り契接 者一人に付一圓五十錢 宛贈出す
			田	家屋	現金	
各自部落の土木、衛生、産業の助長、生活の向上を計りつゝあり	契	六	田	家屋	現金	各自部落に於て共同的 生活の向上を計り契接 者一人に付一圓五十錢 宛贈出す
			田	家屋	現金	

扶助を目的とするもの	産業を目的とするもの	金融を目的とするもの	教育を目的とするもの	納税を目的とするもの	揚善懲悪を目的とするもの
<p>商務契 商業者等に於て相互扶助を爲しつゝあり</p> <p>爲親契 喪祭等に相互扶助を實行しつゝあり</p> <p>畜牛契 犢牛買入、畜牛改良を實行しつゝあり</p> <p>農事改良契 種子改良及一般農事改良を實行しつゝあり</p> <p>興業契 契員集合場を定め、總以器具等を製造しつゝあり</p>	<p>月收契 金銭貸借を爲しつゝあり</p> <p>貯蓄契 主として金銭貸借を爲しつゝあり</p> <p>幼年教育契 幼年教育を目的とし契員子弟中秀才を選抜し教育を受けしむるものなるなり</p> <p>學資契 幼年教育を目的とし契員子弟中秀才を選抜し教育を受けしむるものなるなり</p> <p>書堂契 何れも未だ貧窮なり</p>	<p>納税契 納税を目的とし毎月十錢宛貯蓄するものなり</p>	<p>揚善契 揚善懲悪を目的とするも未だ實行に至らず</p>		
一	二	三	一	二	一
七、五	一、二五〇	四、五〇〇	四、三〇	六、五〇	五〇
一、三三〇	六、二七五	四、六〇〇	一、四四〇	六、五〇	五〇
六、八三	六、二七五	四、六〇〇	一、四四〇	六、五〇	五〇
二、三〇〇	六、二七五	四、六〇〇	一、四四〇	六、五〇	五〇
二、六九〇	六、二七五	四、六〇〇	一、四四〇	六、五〇	五〇
一、二五〇	六、二七五	四、六〇〇	一、四四〇	六、五〇	五〇
三	四	五	六	七	八
<p>産業の啓達を目的とし會員協賛なり會計、庶務、物品保管を置き、出資は製品、資金を積立るものとする而して存続期限は無期限にして解散に契員協賛に依る</p>	<p>商業資金の融通を目的とし何れも契長、會計は外務、幹事を兼ぎ出資は一人に付五圓又は十圓とす</p> <p>契員子弟中秀才を選抜し教育を受けしむる目的にして出資は一人に付五圓又は十圓とす</p> <p>積立純利を爲しつゝあり役員に契長會計とす</p>	<p>納税を目的とし毎月五十錢宛積立契長會計之を符掌す</p>	<p>揚善懲悪を目的とし契長會計を置きたるも未だ實行に至らず</p>		
一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五
六、八五	六、八五	六、八五	六、八五	六、八五	六、八五

報 恩 郡

冠婚喪祭に必要なる器具の購入を目的とするもの
 冠婚喪祭に必要なる器具の購入を目的とするものを實行しつゝあり

契の種類

契の性質契數

上田 田 地 家屋山 野現金者數
 契加入 契の組織

公助契

毎年一回所定の期日契員集合し財産の利殖を爲し契の收支決濟を行ふ

一

一

一

一

一

一

一

三〇

三〇

三八

扶助を目的とするもの

爲親契

毎年十一月月中旬一回契員集合し出資金の貸付の元利の收支計算を爲す

二

一

一

一

一

一

一

二〇

二五

産業を目的とするもの

購牛契

毎月一回契員會合し抽籤を行ひ當合者に購牛資金を交付す

一

一

一

一

一

一

一

三

三

畜牛契

同

一

一

一

一

一

一

一

三

三

契長は契を經理し出資は五升×に現金を醸出し部落民は全部契員とす

大正十二年十一月十日一人の出資額三圓五錢宛の出合せ契員相互間の貸付を爲すを目的とする契は五年なり
 契を組織する當初に契員一人前の出資額に對する代金(租一斗に對する代金)を換算し平等に貸出し年々利殖に若干の金品を貯るも主として父母に對する死亡又は遺孀等のとき十年限は有司ある普通み
 毎月一回契員各自出資し畜牛の増殖を圖るを目的とし契長一人に對して契務を掌り存続期間二十四箇月とす

令出を目的とするもの

洞 契 毎年十一月、中一回宛員台集台と資金の利城を向る

納税を目的とするもの

戸 契 毎年一二期戸納納税告知書を受けたる場合は直ち此契金にて納付す

公共事業を目的とするもの

書 堂 契 毎年十一月契員集合し金銭の收支を爲す

洞 祭 契 年一回契金を以て洞祭を行ふ十一月中に行ふ

山 祭 契 毎年十一月中に山祭を行ふ

六	二	一	二	三	一	六
一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一
六	三	二	五	二	七	七
二	六	二	六	三	七	七
一	六	一	五	一	七	七
六	六	一	五	一	七	七
一	六	一	五	一	七	七
二	六	一	五	一	七	七
一	六	一	五	一	七	七
六	六	一	五	一	七	七
一	六	一	五	一	七	七
六	六	一	五	一	七	七
一	六	一	五	一	七	七
六	六	一	五	一	七	七
一	六	一	五	一	七	七
六	六	一	五	一	七	七

契員台平定の出立金を
 毎年々々納税し毎月
 必要となる額は
 各個人に使用したる
 分額なるものありて契
 金を連理す

契員台平定は一契員
 一人を以て契員とし
 存貯の契員は契員台
 長ありて契員を連理す

納税を目的とする契員一
 名高が一契員を以て
 ともに納税し年々其の
 利子にて戸納納税を
 員に契員ありて契員を
 連理す其の契員台長
 (一)

書堂漢文の契員一
 人に付金一圓を以て
 納付し契員台長ありて
 契員台の定額なり

其の里の災厄疾病等を
 除去する爲の祭事に
 して契員一名以上其
 の現金を取爲の貸付し其
 の利子にて洞祭を行ふ

虎の爲め人畜の被害無
 きを山神に祈る祭事に
 して契員一名五人以上
 の現金を取爲の貸付し
 其の利子にて祭費に充
 して神の悪戯なりとの

沃川郡

契の種類 契の性質 契数

土地の財産 契加入

契の組織

公共事業を
目的とする

洞 契 利息を以て洞中雜
費に補用す 元
田 蓄 地 家 屋 山 野 現 金 者 数

洞中雜費に充つるを目的とし役員としては個人を以て補佐せしむる方法を年代久遠に付未詳

一心契 殖利の上人物養成に充つ 一
四(三) 三

相互親睦及後進人物養成を目的とし役員四人あり出資方法は一口に付二百五十圓一回拂込金十圓(年一回)にして存続年限十五年なり

爲親契 殖利の上契員親族の葬式費に充つ 六
四(五) 一五

契員相互の父母は勿論近親死亡したるときは葬式費用の非助を目的とし役員は契長一人有同一人あり出資方法に毎月一回一人三十圓宛繰出す

扶助を目的とするもの

喪與契 葬具費に充つ 四
二(三) 一五

契員相互間葬具の貸與を目的とす

遮目契 婚姻葬式費に充つ 二
三(五) 七
屏風契 同 一
一(五) 九

婚姻葬式に際し入幕の貸與を目的とす
婚姻葬式に際し屏風の貸與を目的とす

迷信より出たるものな

鎮川郡

契の種類	契の性質	契數	契の財産				契加入者數	契の組織
			土地	家屋	山野	現金		
同一契	一年一回總會あり有給役員一人契務を管理す	—	—	—	—	—	—	—
殖産契	出資金を以て毎年殖利す	—	—	—	—	—	—	—
娯樂を目的とするもの	一人に付毎月零錢宛出資して懇談又は遊戯費に使用す	—	—	—	—	—	—	—
公共事業を目的とするもの	戸税契	元	—	—	—	—	—	—
	井戸契	—	—	—	—	—	—	—
	婚喪契	元	—	—	—	—	—	—
	爲親契	元	—	—	—	—	—	—

出資方法は一人一口に付一箇月五十錢宛拂込む存続期限は五箇年とす
 毎年一圓五十錢宛出資積立す年限は十年とす
 存続年限なし
 契の目的は各々上欄契の性質に記載しある通りとす契の役員は男長一人有司若干名宛とす
 出資額は契員每人當米又は現金を平均出資す

出資方法：契の設立當時各々出資し有司をして出納せしむ
 存続年限：久永無散事
 由：なし

契の種類	出資方法	存続年限	由
社契	出資金を五分以下に貸付其の利子に二分中事故ある時相當に減す	一	一
利息契	同法方法にて利息を減す	二	一
小作を目的とするもの	同上の方法にて貸付金利子を以て契中に相当な設備す	二	一
宗	同上の方法にて宗中の費用に使用す	六	一
産業を目的とするもの	同上の方法にて貸付利子を貯蓄す	二	一

槐山郡

契の種類	契の件数	土地	家屋	山	野	現金	契加入者数
社契	二	田	一	一	一	一	一
利息契	二	田	一	一	一	一	一
小作を目的とするもの	二	田	一	一	一	一	一
宗	六	田	一	一	一	一	一
産業を目的とするもの	二	田	一	一	一	一	一

契の種類	契の件数	土地	家屋	山	野	現金	契加入者数
社契	二	田	一	一	一	一	一
利息契	二	田	一	一	一	一	一
小作を目的とするもの	二	田	一	一	一	一	一
宗	六	田	一	一	一	一	一
産業を目的とするもの	二	田	一	一	一	一	一

契の組織
 契長一人有司一人戸長一人に充つるため契はして存続期限は永久
 目的は造林の爲めにして存続期限は永久有司一人
 一年中途中の費用に充てるためにして契長一人有司一人永久存続

陰城郡

公共事業な 目的とする	契の種類	契の性質	契數	野産			契加入	契の組織
				田	家屋	山		
戸布契 同	契	毎年十一月頃總會を開き諸般の事務を協議するに際して現金の貸付及回収をなす契員にあらざる者に貸付)	五	一	一	一	五	契員に冠婚道具無償貸付以外のものを契員に貸付の時料金を徴し契の経費に充つ
			一	一	一	一	一	契員に冠婚道具無償貸付以外のものを契員に貸付の時料金を徴し契の経費に充つ
								契員一人三回を出資者に依り當該者に生息購入給付す
								毎月六月三十日及十二月二十日に利率を計算し契員に適宜貸付す
								固有の資金なく毎月抽籤金六十筒にして存続期限二十筒牛購入の目的なり
								農業資金融通の目的を以て設立契員一人を以て設立契員一人、存続期間は一理事

納税を目的とするもの	産業を目的とするもの		扶助を目的とするもの				興學契		
	造林契	勸業契	喪契	婚契	喪布契	爲親契		扶助契	
一年一回總會を以て貸付金の出納をなす	現金を有利貸付し之を以て造林費に充つ	現金を有利貸付し之を以て植桑費に充つ	契員中喪事あれば扶助し其の他は同上	契員中婚姻あれば扶助し他は同上	同	契員中喪事あれば貸付し一箇年一回總會を開く	契員中喪事あれば有利貸付す	春秋各一回米及麥を出資し之を貸却の上現金を以て有利貸付	春秋各一回米及麥を一人平均一斗宛を出資し之を貸却の上現金を以て有利貸付
三	八	一	三	一	三	三	一	一	一
六六	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一五〇	140	50	三五〇	50	1,000	一、三五〇 米一五〇石	200	元) 1,000	元) 1,000
三〇	八三	五	七	50	50	三〇	50		
契員出資は各米一升現金幾何へ契にあつて(違)戸税納付の上殘額を購入す契員は契長、永久存続	契員出資は各五升以上は契長、會計にして毎年巡番さす永久存続	契員出資は各三十錢契員は契長、幹事、書記存続期限は十年	契員出資は各一圓、白米一斗(貸却)契員は契長、幹事、永久存続	契員出資は各一圓、役員は契長永久存続	契員出資は各一圓、役員は契長、總務、幹事書記存続期間に契員各一回の扶助を終る迄	契員出資は各十圓、役員は契長、存続期限は二十年	契員は契長、幹事、書記永久存続	契員出資は各一圓、役員は契長、幹事、書記永久存続	契員の出資は三年間毎年一人平均米及麥一斗宛役員は契長、書記、評議員、幹事、永久存続

忠州郡

種類	命額を目的とするもの			契の組織
	殖利契	貯蓄契	殖産契	
同上	同上	同上	同上	<p>契員出資は各一圓役員管理事務は永久存続</p> <p>契員の出資は毎年一圓役員管理事務は二年存続</p> <p>契員出資は各一圓五十圓役員は契員、評議員書記永久存続</p>

契の種類 契の性質 契数

土地の財産 / 契加入者数

契の組織

殖利契
 田有林野貸付を受
 取、里田組合を以て
 殖利するを目的とす

産業を目的とするもの

殖産契
 抽籤法により當
 籤者を定め評議員
 の同意を得て寄牛
 を購入して之を當
 籤者に預託す畜産
 を目的とす

殖産契
 田有林野貸付を受
 取、里田組合を以て
 殖産するを目的とす

忠州面長を契長とし同
 面安林、宗民、校、洞、里、民
 を契員とし殖利費用は
 戸数により割當負擔す

忠州面安林里長を契
 長とし評議員五名を選
 定し以て契を組織す

契長、評議員、監視を
 置き出資は一年二
 圓八十四年迄に出す
 九年存続

堤川郡

契の種類 契の性質 契数 契の地 財産 契加入

契の種類	契の性質	契数	契の地	財産	契加入
孝信契	指定せる家族死亡の際自願を支給するを目的とし、現在子名に對し扶助を爲したり元金は日五分五厘にて貸付す	一	田	家屋山野現金	六〇〇 <small>円</small>
相信契	契約の家族に死亡あるときは、契の財産利子を以て金五十兩を給與す(五利子にて不足の場合扶助す)	一	田	家屋山野現金	三〇〇
興隆契	同前	一	田	家屋山野現金	三〇〇
互相契	父母喪事に相互扶助す現在は契員全部に扶助を終り	一	田	家屋山野現金	四
婚喪契	大正諸年に成立し、大正諸年以後に成立し、利子及現金を以て婚喪の際契員一名に付、遺囑扶助す但名二回限とし元利金は年五分にて貸付し、年五回返済す元利金を返済す	三	田	家屋山野現金	二四〇
婚姻契	契員中婚姻あれば、金四十圓を一名一回限支給す	一	田	家屋山野現金	一〇〇

契の組織

役員は契長、事務書記、有司、出資金を契成立の際一人五十圓を出資し、存続期間満了時、契員全部に扶助を由せしめ、了したる時解散す

役員は契長のみ、出資者一人に付六十圓を加入資金にて出資す、永久存続

役員は契長、契成立の時一時に一人に付一圓を出資す、永久存続

一人米五升を出資す、存続期間は各契員一回、事實精算の爲に存在す

契員家族に於て婚喪に付、同金額を契員一名に付、遺囑扶助す、但名二回限とし、元利金は年五分にて貸付し、年五回返済す

契成立の時一人五圓を出資す、存続期限は前項に同じし

丹 陽 郡

金額を目的とするもの	納税を目的とするもの	親樂を目的とするもの	公共事業を目的とするもの
補助契	戸布契	并平契	葬祭契
明治二十九年成立の婚費の支給も、二十一年の支給も、同契の目的を以て下記の契に變更す	貸付期間は六箇月利率は年五割、年春秋二期に利子を取立、右利子を毎年積立て此の元金に使用す	別名花柳契と稱し、除く四月十日に陰り財産の利子を以て、安樂な開き古来の音楽を演奏するに、月四分乃至五分の利率を、借付す	喪具及婚具を購入し、置き契員に貸付す。財産は月四分乃至五分にて貸付す
一 二九 一五 — — — — — — 一〇 五	四 — — — — — — — — 三五 三八	一 — — — — — — — — 一〇 三	— — — — — — — — — 一五 三
目的は、親樂、役員、長、契成立の時、一人五、十、錢宛出資す、永久存続	戸税納付を目的とする、契長一人あり、契員は在りざる者、新加入する時は米一斗を出費せしむ、永久存続	役員は契長、契成立の時、一人に付二圓宛出資す	役員は契長、契成立の際、一人に付五十錢宛の出資す、存続期限は永久

契の目的 契の住賃契数 土地 田 畝 屋 田 野 宅 金 者 数 契の組織

公共事業の目的とする 住賃契 日歩五厘の利率を以て貸付したる形 償還徴収す 一 | | | 五 | 三 | 契

扶助を目的とする 表契 布 同前 六 | | | | | 三 | 七 | 契

産業を目的とする 簿手契 契員より毎月雑金十之を以て抽籤し、當籤の者には畜牛一頭を購入支給す 三 | | | | | | 五

慶尚北道

府郡邑名 目的 契数 契の財産 契加入者数 契の種類及性質 役員 出資額 出資方法 存続年限 解散事由

大邱	扶助	三	一七九	一	吉内の際金品を贈與す	契書記長	五圓乃至十圓	平均一人一圓五毫、筒月三掛	三筒月又は筒月送	同
上	簿手	三	一〇八	三	同	同	五圓又は十圓	同	同	同

吉内繁殖を目的とする契 一組に付契員一名、書記一名、評議員二名、出資金は契員一人に付存続契員全員畜牛二頭、存続契員全員畜牛一頭、所有後解散す

婚嫁に扶助するを目的として契員一名書記一名を選定し出資額一十一年に金五十錢宛抽出十年に金一十

山野保護を目的として出資額一人有司三人にして計一六圓六十錢を永

久存続す

達

城				
扶助	産業	金融	貯蓄	その他
二	一	六	四	二
一、五五五 五五五町歩	一五五	三六、五九九	六、三三二	一、五九九
五六	一五五	七、二七	六三	五三
慶弔の贈金を贈る	米改良	低利資金融通	貯蓄	奨學
契長一 理事一 幹事若干	同	同	同	同
大勢一斗 又は一 五箇年間	同	同	同	同
毎年春秋 の出資	同	同	同	同
永	同	同	同	同
久	同	同	同	同
なし	同	同	同	同

軍

城				
扶助	産業	貯蓄	奨學	教育
九	三	七	三	一
五五五	八三三	七、五五五	一、三三三	二、七
三三三	六	三、五五五	四七	一三
慶弔災害の際相助す	土地改良畜牛奨励	貯蓄	父母の遊賞費	奨學
有司二人 又は幹事 三人	幹事三人 乃至八人	幹事二人 乃至十六 人	有司三人	同
一箇の 設置當 時	半額より 五圓まで	妻又は稚 三升を毎 年或は金 三圓	一人當三圓	概二升
十年又は 五十年	永	十年又は 永	同	三箇年間 出資す
なし	同	同	永	定めなし
なし	同	同	同	同

義

城				
扶助	産業	奨學	計	その他
二	四	三	二	二
一、五五五 五五五町歩	五二	二、五五五	九、八九九	二、五九九
五六	一六	二、七	六、九九	二、七
慶弔の贈金を贈る	畜牛改良	經濟上の困窮者又は 之に陥らんとする者 を救ふ	契長一 理事一 幹事若干	同
大勢一斗 又は一 五箇年間	同	同	同	同
毎年春秋 の出資	同	同	同	同
永	同	同	同	同
久	同	同	同	同
なし	同	同	同	同

青		東		安	
扶	計	扶	計	扶	計
助	納	助	納	助	計
七	五	七	二	四	一〇
六三	五、九六	七、四九	一、九六	三九	五、四三
三五	三、八三	三、五六	一、〇九	一五	三、三二
非式資金に充當	納	吉岡の際金品を贈與す	納	慶弔災害の除相助て	農事改良造林畜牛
幹事二人	同	幹事三人	同	幹事三人	同
三十錢	同	一人當十	同	一人當二	同
設置頭	同	毎月出資	同	設置當時	同
定めなし	同	定めなし	同	五年或	同
なし	同	なし	同	なし	同

英

德

德					英				
扶助	産業	貯蓄	計	金融	扶助	産業	計	金融	産業
二	三	八	一〇	七	二	三	五	三	五
七三	二、一三三	七、三三七	四、七三二	四〇〇	七三	二、一三三	七、三三七	四、八三三	七、六九
慶弔災害の際相助す	農事改良	商業資金融通	貯蓄	低利資金融通	慶弔災害の際相助す	農事改良	商業資金融通	低利資金融通	造林資金又は青牛豚入資金
契長一有司二	幹事一人	同至八人	同至五人	同至二人	契長一有司二	幹事一人	同至八人	同至二人	同至七人
一圓乃至五圓	十圓	五十錢乃至七圓	毎年一斗或は十錢乃至百圓	二十錢乃至七十圓	一圓乃至五圓	十圓	五十錢乃至七圓	二十錢乃至七十圓	二十錢乃至一圓
毎年は一時に出資	初出資	升又は米一升宛	毎半年、七周年、月十錢又は年十錢	毎一年一時に出資	毎年は一時に出資	初出資	升又は米一升宛	毎一年一時に出資	毎半年、七周年、月十錢又は年十錢
十一年又は永久	二十年又は同	永年又は同	五年又は永久	同	十一年又は永久	二十年又は同	永年又は同	同	五年又は永久

農事改良副業獎勵會

迎

慶

水

川		州			日						
計	教育	娛樂	金融	産業	扶助	貯蓄	産業	扶助	計	教育	金融
三	一	八	一七	四	九	四	二	三	三六	一	三
一六、三五五	三、二〇〇	一、〇〇〇	七、三五六	六、三〇九	六、三七七	四、七六六	七、〇〇〇	八、二〇〇	四、五五五	一、〇〇〇	八、五五五
二、〇六六	二、七	九	九、三	八、九	五、五	三、七	二、〇〇〇	七、二	七、二	二、〇	一、三、五
	獎	會員相互の親睦	水利種牛農事改良	養老、喪事、婚姻相互扶助	植林又は農事改良	貯蓄	喪事相助	學	殖	契長	最高一人
	幹事二人	幹事二人	同一人乃至五人	幹事一人乃至十三人	契長一人	幹事一人乃至九人	契長一人	同	同	契長一人	二十圓最低
	財處に依り二十圓乃至一圓	一圓五十錢	二十錢又は十圓	五十錢乃至十圓	月一圓又は三年間又は每月六錢	同	同	同	同	同	同
	現金に依り加入の際は永久	設置當時	一人二十圓乃至三十圓又は毎月一圓	各目的の勞作一年又は五年又は十年	同	同	同	同	同	同	同
	二十年乃至永久	無	三年乃至永久	十年乃至永久	同	同	同	同	同	同	同
	なし	同	契員の協に依る	なし	同	同	同	同	同	同	同

星		高					清					慶					
州	模	縣					道					山					
		金	産	計	教	扶	計	教	娛	扶	計	金	産	扶			
	樂	二	五	二	六	二	一	三	六	一	五	二	四	三	二	三	三
	一〇六	一六四	一六六	一三三	一三二	五〇〇	三三三	一六	一六	一六	二六八	七三三	一七六	二五〇	一七六	二五〇	二五〇
	七五	一六六	一七五	一六六	七五	四四	吉岡の賑相助	慶弔災害田助	父母の逆賞の爲	慶弔災害田助	七元	水利又は農事改良	古内の賑相助	一六六	水利又は農事改良	古内の賑相助	七五
	有兩四人	同	同	同	同	同	幹事六人	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	一圓三十錢	三圓五十錢	三圓五十錢	三圓	一圓	五十錢	五十錢	五十錢	五十錢	五十錢	五十錢	五十錢	五十錢	五十錢	五十錢	五十錢	五十錢
	每月	每月	每月	每月	每月	毎月又は	毎月又は	毎月又は	毎月又は	毎月又は	毎月又は	毎月又は	毎月又は	毎月又は	毎月又は	毎月又は	毎月又は
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

尙			善			金			漆					
州			山			泉			谷					
金	産	扶	計	金	扶	公	計	公	産	計	金	扶	計	扶
融	業	助		融	助	共		共	業		融	助		助
一	一	四	二七	八	六	三	二	一	一	一三	五	八	二六	一
1,000	六,256	一〇〇	二五,四三	一五,六二	八〇〇	八,六六	四八	八六	一	三九,九四	三,九二	外に三三 外に三三 菲興一	七,六八	一,五〇
	三七〇	五	三八九	三元	六五	三,三四	一〇	一〇	先水	四三	一〇	六三	八三	〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

榮 州	開										教 育	
	泉					慶						
	計	金 融	産 業	扶 助	計	映 樂	金 融	産 業	貯 蓄	扶 助		
産 業	三	二	四	一	三	二	三	三	九	三	七	一
扶 助	一〇	二	三〇	一	二	一	三	三	九	三	七	一
公 共	三	二	四	一	三	二	三	三	九	三	七	一
計	一〇	三	三〇	二	五	三	六	六	一八	九	一七	二
金額	七、八五五	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇六六	一、〇〇〇	九、八六六	六、八六六	五、五五五	六、〇〇〇	八、七九九	一、〇七二
用途	農事改良	造林補助	造林補助	救恤の爲	春秋二期遊賞の爲	低利資金融通	農具苗木代金として 無利子貸付	貯蓄	農事補助	奨励金	奨励金	奨励金
金額	七、八五五	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	九、八六六	六、八六六	五、五五五	六、〇〇〇	六、〇〇〇	八、七九九	一、〇七二
人数	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
期限	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
利率	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
その他	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

辭

總

總計						辭陵								
納稅	教育	娯樂	貯蓄	金融	産業	扶助	公共	納稅	教育	貯蓄	産業	扶助	娯樂	金融
一五	七	四	一三六	一四一	一七七	四九	一七	三	二	二	五	三	五	九
一、三、七、六	一、〇、〇〇〇	一、八、八八	三、〇、七、七六	一、七、六、六三	六、三、五、九一 山林三〇町歩	四、六、六二 赤五町歩 四、六、六二 葬場一台	一、七、七、七〇	三、二、七、七	九一	五、〇〇〇	九、二、六	三、三、〇	一、六、三、〇	一、三、六、九
一、八、七、五	五、四、七、七	一、三、五、三	五、六、七、二	一、六、四、八、四	一、七、六、六	三、三、三、五	四、二、三、三	九一	六、納	七、獎	三、五、貯	六、慶	三、二、相互親睦の爲	八、低利資金融通
									稅同	學同	蓄同	助幹事三人	同	契長一、最小平等錢
									同	同	薪一荷	薪一在	同	最多五圓
									同	同	同	同	同	年一回
									同	同	同	同	同	永
									同	同	同	同	同	久
									同	同	同	同	同	な

第二節 契の種類別調査

契の地方別調査に依りて、その現状の一斑は示したから、更に契の種類に依る、その加入者、基本財産、出資方法、事業經營方法等に關し、現に各地方に存在せる數種の契に就いて、その事業概況を示して見やう。左に掲ぐるものは、僅に里洞契、門宗契、教育契、冠婚喪祭契、扶助契、産業契、金融契、貯蓄契の數種に過ぎないが、その中に在りて加入者の最も多いものは、寧遠郡儒林契の一千四百四十三人にして、蔚山郡温山面救荒共同貯蓄契の九百二十九人、江津郡東津面婚姻契の七百人、海州郡青龍面漁業契の六百人、安州郡立石面門契の五百九十五人等である。また加入者の最も少いものは、新溪郡赤餘面書齋契の五人にして、安岳郡安岳面誼契の九人、信川郡校塔里殖産契の十一人、梁山郡東面喪布契の十一人等で、契の性質によりて組織に大小あるは云ふ迄もない。

里 洞 契

名	所在地	目的	加入者數	基本財産	出資方法	備考
洞 契	金州郡古東面九里	部落の公共費用に充當	三	共有地の柴草を刈取之が代金を積立つ	三	李太王三年の設立存續期限なし基金を月三分にて貸出す
洞 契	平山郡馮山面隱村	民風改善	三	加入の當時に三十錢宛出資	三	開國三百年十二月二日の創設存立期限は無限、本里農民にて組織され契長は年高者な任命し契の主なる事務は區長之を行ひ毎年十二月二日に區長の選舉等を行ふ

大洞契 瑞穂郡九所面雲川里 洞中雜費支辨

一五 三

每人每年一回宛出資

純祖三十二年創立永久存續、従前は戸税納入を目的とせしが數年前現今の如く改正せり

大洞契 中和郡中和面 部落の公共費に充當

四三 基金 六六

常部落の有力者の寄附による存続年限永久

門宗契

名 稱 所 在 地 目 的 加入者數 基本財産 出資方法

備 考

全氏大宗契 金川郡西泉面 洪蔭里 祀 先奉祭 五

二四 設契當時大豆一斗宛醸出せり

安政元年十一月十五日の設立、存立年限は無限、祖先祭祀費を補助し基本財産の増殖を計り年一回總會を開き契の状況報告をなす

金氏宗契 平山郡馬山面 石手里 同 相互親睦 六

三〇〇 設立當時十錢宛出資せり

宣祖二十四年十一月十五日の創立、存立年限は永久、遠近の宗族を問はず相互親睦を圖り毎年祖先祭を行ふ、契長は門中の年長者を推戴す

道遠契 松永郡上里面 道隱里 祖 先享祀 三

三三 現金 五斗落

創設當時各宗派中所任四人を定め每人分として三十錢宛徴收す

林氏宗契 股栗郡一道面 樓里 同 同 五

田 十斗落

二百五十年前の設立、永久存続、田番は小作せしめ以て年々祭祀を行ふ

季氏大宗契 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同

四百年前の設立、永久存続、約四百年前の設立、永久存続、裔に契員に小作せしめ祖先の祭祀を行ふ

金山金氏大 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同

存續解散年限なし

四〇 基本金 一、〇〇〇

門 契 安州郡立石面 同 五畝 同 一、四畝 各門人の貧富に應じ金品を夫れく出資す 同

教 育 契

名 稱 所 在 地 目 的 加入者數 基本財産 出 資 方 法 備 考

幼 學 契 金川郡好賢面 教育費補助 三 三 各人毎年三十錢宛出資す

興 學 契 同郡宿仁商杏 同 三 田 五日耕 出 設契當時二圓宛稼

書 齋 契 新溪郡赤余面 子弟教育 五 田 五日耕 出 純祖二十四年十一月十五日設置、存続年限は無限本契は設置以來規約文をなし教育費用を補助し其殘金積りて百圓となれり

養 正 齋 契 益津郡龍淵面 兒童教育 五 田 六畝二坪 各人二十錢宛契創設當初に醸出

嚴 濟 契 同 同濟風里 同 四 田 一六〇九坪 放翁先生の弘暉の寄附に依る田番を基本財産とす

獎 學 契 東萊郡西面 教育費の一部補助

大正四年十月十日設立、存続年限は三十箇年、契員の子弟に於て事情如何に拘らず書堂に入學せしめ契員總會時に出資を怠るべきは退却せしむ

明治元年一月の創設にして存立年限は無限、基本財産たる田より生ずる生産物を處分し之を以て契員子弟の教育費用を補助す

約三十年の創設に係り、存続年限永久不就學兒童を收容し教授し苟あり契員にして不正なる行爲あらば退却せしむ

肅宗三十四年十二月の創設、存続年限永久康熙四十七年從先生の子孫なく其財産を寄附され一部份は教育費に充て一部份を契費として使用す本契財産中には嚴先生の遺書契に參考契をも保存せり

光武元年本里に獎學契二ありしも大正八年併合して現今のものとなれり

偶林 契 寧 遠 郡 教育の普及及儒學の隆盛等を圖る

一、四三三

八、六〇〇

入契者より出資金十圓以上を納付せしむ

基金利子を以て文府學堂經費及契員子弟中優秀なる者に普門學校以上の修學費を補助す 存続年限は永久

冠 婚 喪 祭 契

名 稱 所 在 地 日 的 加 入 者 數 基 本 財 産 出 資 方 法

備 考

冠 禮 契 金里郡金川南 冠婚費用の補助

三

契員

設契當時三十錢宛出資せり

憲宗十一年の創設、存続年限は無期限資金は月三分にて貸出し、年一回の發會時に契事業の報告をなす

永 興 契 新溪郡麻西面 喪費の補助

六

一、六〇〇

創設時に各人五圓三十錢を抽出し爾後二箇年間は毎一年一圓宛を出資せり

大正八年十一月設置、存続年限は永久父母死亡のときに五圓三十錢宛基金として補助す 慶契は許さず 他郡面に移るも會集日又は契員中の葬儀には必ず出席せしむ

喪 市 契 益津郡興野面 父母喪事に扶助す

一五

三〇〇

一人當り五十錢を創立時に抽出せり

憲宗十一年四月十日創立、存続年限は永久、出資金は利殖し、つづつあり

永 社 契 谷山郡意美面 喪 費 補 助

五

五五

第一回五圓、二回六圓、三回六圓の三回抽出

大正十一年十一月二十五日創立、契員全部葬式の費用を受けたることを以て解散す

嶺 南 契 密陽郡密陽面 父 母 葬 儀 義

五

一〇〇

一

大正六年十一月一日成立

喪 市 契 梁山郡東面 契員の夫及父母喪事に補助

二

五

當初五十錢宛抽出せり

明治二十六年の創立當時は契員二十名たりしが明治三十六年の内作今日に及びべり

婚 親 契 江西郡東津面 子弟結婚のとき扶助す

七

一、〇〇〇

各人二圓宛抽出

契員子弟悉く結婚を了するを以て解散時期を定む

喪 布 契 安州郡立石面 契員喪のとき一定金額を支給

四七

三三元

契組織のとき基金を各自抽出す

存続年限無限

婚喪契 (唐山郡吉良面 徳下甲) 婚姻又は喪事のあるとき契を以て扶助す | 隨時必要に應じし出す | 二十年前より設けられ存続年限なし無故不参者よりは一回各五十銭の罰金を科す

扶助契

名 稱 所在地 目的 加入者数 基本財産 出資方法 備考

敬義契 (海州郡吉州西 南廻町) 相互扶助及奥員間の視時 | 尾田 義、三三郎 | 一人當り百圓とし十年満を以て出資す | 安政元年の創設に係り、存立期限は無限にして、年一回總會を開き契の現況を報告す | 大正九年十一月十五日創立、存立期限は永久

誠 契 (安房郡安房南 麻石里) 同 | 九 | 一〇〇圓 | 契成立時に五圓宛一時出金セリ | 大正九年十一月十五日創立、存立期限は永久

産 業 契

名 稱 所在地 目的 加入者数 基本財産 出資方法 備考

漁業契 (海州郡吉龍南 神陽里) 漁業 發展 | 六 | 五〇〇圓 | 一口に付二圓とし、五日宛出資せるもの三百八十人にして一時拂込ます | 大正十四年一月十二日創設され、存立期限は十年なり本契の事業としては漁業資金の融通物品共同販賣及共同購入を行ひつゝあり | 大正四年十月創設永久に存立するものにして、規程に違反して立未を濫伐せしものあらば一株に二十銭の罰金を徴す

禁松契 (平山郡金岩面 洋浦里) 養 松 | 一四 | 三 | 設立當時十五錢寄拂込む | 大正十一年三月創立、契の規約として別段なく各自申合せ事項の履行に力め怠る者には違罰金を徴するが又は脱契せしめ居り

農務契 (晋州郡晋州西 内城町) 農具改良打穀場修理、田植除草の共同作業 | 七 | 三〇〇 | | 大正十一年三月創立、契の規約として別段なく各自申合せ事項の履行に力め怠る者には違罰金を徴するが又は脱契せしめ居り

鍛 店 契 (陽 徳 郡) 鐵物工場にて共同作業 | 三三 | 一六 | 作業資金中より月五十錢宛繰出 | 存続年限永久

金融契

名	稱	所在地	目的	加入者數	基本財産	出資方法	備考
長夏橋正契	〔股栗郡一道南 九陽里〕	金融の融通	三	一、〇〇〇	契設立時に一人宛十五圓、其の後毎月五十錢抽出	大正十二年六月創設、存立年限十年、大正十二年六月畜産契と稱せしが同十三年六月更に殖産契に變更せり	
農資契	〔信州郡文化面 西亭里〕	農資の融通	三	六、〇〇〇	一口に五圓宛拂込	大正十三年九月創設、存立年限十年、農業資金の融通を行ふ	
積産契	〔同 郡信川面 椋塔里〕	金銭の融通	二	六、〇〇〇	設契當時各人二百圓以後毎月五圓宛出資す	大正十一年十二月二十五日成立存立年限五箇年	
積産契	〔唐山郡好田面〕	契員間の金銭融通	八	一	毎月一人五十錢宛出資	大正十一年創設、毎月一回開契し抽籤にて貸付希望者に最高利子を附し貸付け二年毎に利益配當を行ふ	
貯蓄契	〔台田郡中西面〕	産業資金の融通	四	一、八〇〇	各人二十三圓宛抽出	存立年限十箇年にして解散は總會に於て決定す	
貯蓄契	〔岐阜郡成栗面 南川里〕	借費節約の貯蓄	三	三、二〇〇	第一回は百圓其の後十回は五圓宛出資	大正十三年九月成立、存立年限十箇年基金は二割乃至三割にて割賦し貸付期限は一箇年間	
善信契	〔黄州郡黄刺面 城南里〕	勤儉貯蓄	五	一〇、〇〇〇	毎月各人五十錢宛抽出	大正六年七月二十日成立、滿十四箇年存立、契員は耶穌教信者にして勤儉貯蓄、精進修養、産業の營業を圖る	
救荒共同貯蓄契	〔蔚山郡温山面〕	勤儉貯蓄を行ひ荒年には災資金にて救済す	九	三、〇〇〇	一	大正二年十月創設	

貯 銀 同 郡西生面 穀物の貯蓄をなし
年内には救済す

退田貯金 同 郡斗東面 勤 儉 貯蓄 古

入契時に各人概一斗
宛出資す 大正五年創設、契員に對し希望あ
らば長利にて概を貸付く

出資金は株式として
一株三圓と定め毎月
一株當り十錢、三十
箇月に分納す 大正十三年五月の創設に係はり契
は契員中の貧弱なる者に農資と
して低利貸與す

여 백

第五章 契の取締

第一節 契の監督取締

善良なる目的の契に就いては、當局は相當保護獎勵して居るが、契の監督取締に關しては、各道の方針は必ずしも一定して居らぬ。今試みに忠北、忠南、全北、全南、慶北、平北、咸南諸道に於て行ひつゝある、契の監督取締狀況に對する回答を見ると左の通りである。

忠 清 北 道

契の取締方法に就ては大正九年五月忠北地第七〇八號を以て、契の如き團體に對し新規事業の獎勵を爲し、又は比較的重大事業若は異例に屬する事業を處理せしむる場合は豫め道との協定を遂げ、該事業に着手せしめ、且常に其の狀況を報告すべき旨道の通牒あるに依り、郡當局は此點に付留意する等の取締を爲す。

忠 清 南 道

契の取締に關する規定の制定したるものなきも、之が取締に關しては相當考慮しつゝあり、尙契の役員は概ね面長等なるを以て間接に指導監督しつゝあり。

全 羅 北 道

契は相互の德義心に基きて相互取締をなし、規約違反者又は契務妨害者等の所爲ある時は、絶交、

除名、又は脱退等の制裁を加へ、官憲の取締の必要を生じたることなし。

全 羅 南 道

警察官憲に於て一般的に取締を爲す外各契の役員又は長老之を爲す。

慶 尙 北 道

郡守、面長、區長等に於て監督し、定期又は臨時に關係帳簿等に依り契の業務及財産狀況を檢查するものあり、又産業に關するものは郡農會に於て監督指導するものあり。而して一般には毎年十二月末現在に依り府郡島に於て契の名稱、契員、數貯蓄額等を調査し報告せしむ。

平 安 北 道

契員の自治に委するものにして取締方法なし。

咸 鏡 南 道

特に取締方法なきも、産業を目的とせる契に付ては相當指導獎勵をなし、其の内容に就ては郡守又は面長をして相當取締をなさしむ。

第二節 講會契會取締規則

契の社會上並に經濟上に及ぼす影響に鑑み、その監督取締に關する一定した法規の制定を必要とするか否かに就いては、各道當局の大に考慮を要する問題であるが、契の最も普及して居る京畿、江原二道

に於ては、既に左の如き講會契會取締規則を設けてその監督取締を行つて居る。

講會契會取締方法

京 畿 道

本道に於ては大正十二年五月道令第十一號を以て講會契會取締規則を發布し、その監督取締を爲し、尙ほ弊害ある契會の整理に就いても周到なる注意を拂つて居る。

講會契會取締規則

大正一二、五
道令一一一

- 第一條 無患講其ノ他類似ノ講會又ハ契會ヲ組織セムトスル者ハ左ノ各號ノ事項ヲ具シテ所轄警察署長ニ顯出テ認可ヲ受ケヘシ其ノ第一號第二號第四號乃至第十號ノ事項又ハ第三號ノ規約ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
- 一、講主又ハ契長其他役員ノ本籍、住所、職業、氏名、年齢
- 二、講會又ハ契會ノ名稱及目的
- 三、講會又ハ契會ノ規約、會員ノ住所氏名及加入口數ヲ記載シタル名簿
- 四、講會又ハ契會ノ存続期間給付金額及毎回ノ掛金額
- 五、講金又ハ契金ノ用途、貸渡、拂戻ノ方法
- 六、役員ノ報酬又ハ手数料其他雜費金額或其ノ支出方法
- 七、講會又ハ契會開催場所及定日
- 八、講金又ハ契金借受人ノ債務履行ニ要スル擔保又ハ保證方法
- 九、講金又ハ契金保管ノ方法

一〇、缺口及解散ノ場合ニ於ケル處理方法

講會又ハ契會ノ會員ニ異動ヲ生シタルトキハ講主又ハ契長ハ四日以内ニ所轄警察署長ニ届出ツヘシ

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル講會又ハ契會ニ對シテハ本則ヲ適用セス

一、朝鮮無盡業令ノ適用ヲ受ケルモノ

二、隣牛契ニシテ府尹又ハ郡守ノ認可ヲ受ケ組織セルモノ

三、一公務所ノ公務員間、一會社ノ社員又ハ事務員間(職工其他ノ勞務者ヲ除ク)一商店ノ店員間ニ於テ組織スル講會又ハ契會ニシ

テ其ノ存続期間一年給付金額百圓超ハサルモノ

第三條 講會又ハ契會ノ存続期間ハ五年以内トシ其ノ給付金額ハ千圓口數ハ百ヲ超ユルコトヲ得ス

給付金額三百圓以内ニシテ講會又ハ契會ノ給付ニ付抽籤入札其他類似ノ方法ヲ用ヒサルモノ及特ニ所轄警察署長ノ認可ヲ受ケタリ

モノハ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第四條 講主又ハ契長ハ會員名簿及講會又ハ契會ニ關スル收支明細簿ヲ開會ノ場所ニ備置クヘシ

收支明細簿ハ開會ノ都度其ノ收支計算ヲ記載シ會員ノ請求アルトキハ之ヲ閱覽セシムヘシ

第五條 講會又ハ契會終了シタルトキハ講主又ハ契長ハ十日以内ニ收支計算書ヲ添ヘ所轄警察署長ニ届出ツヘシ

第六條 第三條ノ帳簿ハ講會又ハ契會終了後一年間講主又ハ契長ニ於テ之ヲ保管スヘシ

第七條 所轄警察署長ハ公安若ハ風俗ヲ害ル虞アリ又ハ會員ノ利益ヲ保護スル爲メ必要アリト認メタルトキハ講會又ハ契會規約ノ變

更ヲ命シ若ハ第一條ノ認可ヲ取消スコトヲ得

第八條 所轄警察署長ハ講會ノ帳簿ヲ檢査シ若ハ必要ト認ムル事項ノ届出ヲ命スルコトヲ得

第九條 第一條、第四條乃至第十六條又ハ第七條若ハ第八條ノ命令ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金、拘留又ハ科料ニ處ス

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本則施行ノ際現ニ存續スル講習又ハ契會ノ講主又ハ契會本則施行ノ日ヨリ六十日以内ニ本則第一條各號ノ事項ヲ具シ所轄警察署長ニ願出テ認可ヲ受クヘシ

講習會取締規則施行心得 大正二、五 道内訓五

- 第一條 講習會取締規則(以下單ニ規則ト稱ス)第一條ノ願書ヲ受理シタルトキハ其ノ記載事項ニ付調査ヲ遂ケ左記各號ニ該當セザルモノニ限り認可スヘシ
 - 一、講主契會其ノ他役員ニシテ管理ノ責ニ任スルノ資力及信用ナシト認ムルモノ
 - 二、營利ヲ目的トスルモノ
 - 三、規則第三條ノ規定ニ適合セザルモノ
 - 四、開會ノ場所屋外ナルモノ
 - 五、會員ノ特定セザルモノ
 - 六、講金又ハ契會ノ保管方法確實ナラス若ハ講習會又ハ契會規約不當ト認ムルモノ
 - 七、講金又ハ契會ノ給付ニ付入札ノ方法ヲ用フルモノニシテ講金又ハ契會ノ七掛以下ノ入札ヲ禁止セザルモノ
 - 八、花札其ノ他之ニ類スル射倅ノ方法ヲ提供スルモノニシテ其ノ總金額ヲ給付金額ノ百分ノ三ヲ超ユルモノ
 - 九、其ノ他共安風俗ヲ紊リ又ハ不當ニ會員ノ利益ヲ害スル虞アリト認ムルモノ
- 第二條 左ノ各號ノ處分ヲ爲サムトスルトキハ豫メ警察部長ニ稟議シ指揮ヲ受クヘシ
- 一、規則第一條ノ願書ヲ拒否セムトスルトキ
 - 二、規則第三條第二項ニ依リ制限外ノ講習會又ハ契會ヲ認可セムトスルトキ
 - 三、規則第七條ニ依リ講習會又ハ契會規約ヲ變更ヲ命ジ若ハ認可ヲ取消サムトスルトキ
- 第三條 所轄警察署ハ左記様式ニ依リ講習會又ハ契會名簿ヲ調製シ取締ノ便ニ供スヘシ

(様式)

講習(又ハ契會)名簿(用紙美濃)

指令番號	認可年月日	講名(又ハ契名)	期 間	會 場	開會ノ日時	給 付 金	口 數	人 員	一口ノ掛 金	落 金 方 法
講主(又 ハ契長)	住所氏名	管理人又 ハ保證人	住所氏名	備			考			

● 講會契會取締規則並同施行心得發布ノ件

大正一二、五
京保秘一五八

本月十五日遺令第十一號及道内訓第五號ヲ以テ首題規則並施行心得發布相成候處本規則ノ施行及之ニ依ル出願ニ對スル認否並在來講契等ノ整理ニ關シテハ慎重ノ考慮ヲ要スヘキ次第ニ有之候條特ニ左記各項ニ留意シ取扱上萬遺策ナキヲ期セラルヘシ

左記

一、規則ノ周知

取締規則及之カ施行方針ノ周知徹底ナ固リ違反者ナカラシムルコトニ最善ヲ盡スト共ニ規則施行ノ際既ニ存續セル講契ニ對シテハ附則ニ依リ届出ナ候タス進シテ其ノ實際ヲ調査シ速カニ認可ヲ受クル手續ヲ履行セシムルコト

二、規則施行上ノ注意

新規則ノ精神ハ規則ノ正文及施行心得ニ依リ明カナル所ナルモ要スルニ公序良俗ニ反セサル善良ナルモノハ之ヲ助長シ弊害アルモノハ之ヲ禁遏シテ以テ公安及風俗上ニ及ホス弊害ヲ除去防遏スルニアリ殊ニ左記各項ハ新規則立法上ノ主眼ナルヲ以テ施行上特ニ留意セラルヘシ

一、營利ヲ目的トスルモノハ絕對ニ其ノ存在ヲ許容セサルコト

無盡業令ハ營利ノ目的ヲ以テ組織セル講契及營利ノ目的ニ依リ管理スル講契ニ關シ加入者ノ利益ヲ保護スルト同時ニ之等ノ講契ニヨリ生スヘキ公安風俗上ニ及ホス弊害ヲ除去防遏スル爲メニ制定セフレタルコトハ説明ヲ要セサル所ナルカ朝鮮在來ノ契ノ中ニハ無盡業令ノ適用ヲ受ケシムルヲ適當ト認メラル、モノアリ又契金ノ給付ニ付抽籤入札其ノ他類似ノ方法ヲ用ヒサルカ爲メ無盡業令ノ適用ヲ免レ居レルモノアリ最近京城ニ於テ續々組織セラレツ、アル哀慶契ノ如キハ即チ後者ニ屬スルモノニシテ是等ノモノハ何レモ少數發起者ニ依リ營利ノ目的ヲ以テ組織セラレタルモノナリ規則第一條第一項第三號ニ於テ講契組織ノ要件ニ會員ノ特定セルコトヲ要求シ又規則第三條ノ制限規定ヲ設ケ更ニ施行心得第一條第二號及第五號ノ規定ヲ設ケラレタルモノハ要スルニ營利ヲ目的トスル講契ハ無盡業令ノ適用アルモノハ同令ニ依リ免許ヲ受ケシメ其ノ適用ナキモノハ全然之ヲ禁遏スル主旨ニ依リ規定セラレタルモノナリ

2、公序良俗ニ反セサル義良ナル講契ノ保護

朝鮮古來ノ契ノ内ニハ相互救済、貯蓄年末金融、雜婚其他不埒ノ出來事ニ對スル資金ノ供給、勸業租稅其ノ他公共的救済ノ目的トスルモノ等社會ノ實情ニ照シテ有益ナルモノトシテ是等ノ契ハ實ニ其存續ヲ認ムルニ得策トスルノミナラス寧ロ之カ助長發達ヲ圖ルルヲ適當トスルモノアリ故ニ營利ヲ加味セス直ニ公安的若ハ相互救済ノ精神ヲ以テ組織セラレタル此ノ種ノ契ハ既ニ存在スルモノハ勿論規則施行後組織セザルモノニ對シテモ苟モ公安風俗ヲ害スルノ虞ナキ限り其ノ儘之ヲ容認シ契員ノ利益ヲ保護スル必要アル場合ノ外濫ニ干渉セザルヲ要ス規則第二條第二號及第三號ノ除外規定及規則第三條第二項ニ於テ講契金ノ交付ニ付射倅ノ方法ヲ用ヒサルモノニ對シ口數及存續期間ノ制限ヲ除外セルハ右ノ主旨ニ依ル

3、講契ニ依ル弊害ノ除去防遏

講契ノ弊害ノ最ナルモノハ小數發起者ノ營利ノ手段ニ供セラレ、營利講契ニアルモ同時ニ講契員ニ對シ射倅方法ヲ提供シ其ノ方法殆ト當錢ニ類スルモノアリ其ノ弊害少カラサルモノアルヲ以テ施行心得第一條第七號第八號及第九號ノ規定ヲ設ケラレタリ即チ新規則ニ依リ認可スル講契及契ハ講契員ノ相互利益ノ爲メニ組織セラル、コトヲ必要トシ而モ射倅方法ヲ最少限ニ止メ以テ之レニ依リ生スル所ノ弊害ヲ防遏セムトスルニアリ

二、在來講契ノ處置

規則施行ノ際既ニ存續ノ講契ハ原則トシテ新規則ヲ適用シ認可スヘキハ認可シ認可スヘカラサルモノハ之レヲ拒否スル方針ナルモ多數加入者ノ利益ヲ全ク度外視スル能ハサルハ勿論ナリ規則第三條第二項ノ後段ニ特ニ警察署長ノ認可ヲ受ケタルモノニ對シ規則第三條第一項ノ制限ヲ除外セルハ一ハ例ハハ親族間ニ於テ或ル家ノ負債償却等ノ爲メニ組織スル講契會等其ノ組織ノ原因カ規則ノ制限ニ依ルコト能ハサルモノヲ豫想セザト同時ニ一ハ規則施行當時既ニ存續スル講契ニシテ加入者ノ利益ヲ保護スル爲メ新規則ニ依リシメ難キ事情アルモノニ對スル救済的意味ヲ有ス故ニ兩則ニ依リ認可スル講契ニ對シテハ左記各項ニ依リ處理シ規則施行上遺策ナキナ期セラレハシ

1、營利講契會

ノ、營利ヲ目的トシ組織セルモノ即チ營業的講契ニ對シテハ其無盡業令ノ適用ヲ受ケヘキモノハ速ニ無盡業令ニ依リ免許ヲ受ケシムルコトニシ其ノ手續ヲ爲シタルモノニ對シテハ許否決定セラル、迄講契ノ存續ヲ默認スルコト

三、其ノ無盡業令ノ適用ナキモノ即チ講契金ノ給付ニ付入札又ハ抽籤其他類似ノ方法ニ依リサルモノハ速カニ解散ノ手續ヲ取ラシムルコト但シ解散ニ付テハ加入者ノ利益ヲ基調トシ最も公平ナル方法ニ依リ處理セシメ解散ニ依リ經營者ニ不當ノ利益ヲ得セシムル等不合理ノ結果ヲ來サ、ル様留意スルヲ要ス

四、前二項ニ該當スルモノニ付テ加入者ノ利益ヲ保護スル爲メ必要アル場合ニハ講契ノ組織ヲ改善セシメ普通ノ講契トシテ其存續ヲ認可シ又規則第三條第二項後段ニ依リ特ニ認可ヲ與フル等爲ト實情ヲ調査シ最も適當ト認ムル方法ニ依リ處置スルコトヲ要ス

五、規則第三條第一項ノ制限ニ適合セサルモノ、處置
口數金額存續期間等規則ノ制限ニ適合セサルモノハ左記各項ニ依リ處置スヘシ

イ、第三條第二項前段ニ該當スルモノハ其儘存續ヲ許容スルコト
ロ、同後段ニ依リ特ニ認可スニ適當ト認ムモノハ相當手續ヲ爲サシメ存續ヲ認可スルコト

ハ、前二項ニ依リ處理スニ能ハサルモノハ新規則及施行心得ノ規定ニ基キ方法ヲ改善セシメ認可ヲ受ケシムルコトヲ理想トシ例ハハ口數ノ制限ニ適合セサルモノハ規則ノ制限以內ニ於テ二組以上ニ分割セシメ各獨立セル講契會ト爲サシメ又金額ノ超過スルモノハ警察ヲキモノハ規則第二條第二項後段ニ依リ特別認可ヲ警察アレモノハ新規則ニ依リ適宜制限內ニ改メシメ又年限ヲ定メサ

シモノ若クハ其ノ制限ニ適合セサルモノハ規則施行ノ日ヨリ五年ヲ最大限トシ組織ヲ改メシムル等適宜改善ノ方法ヲ講セシムルコト但シ加入者ノ利益保護ノ爲メ必要アリト認ムル場合ニハ規則第三條第二項後段ニ依リ處置スヘキハ勿論ナリ

三、存續期限ニ對スル規則ノ適用
前項講契ノ存續期限ニ對スル規則ノ適用ニ付テハ凡テ規則施行ノ日ヨリ起算フルコト例ヘハ發會ノ日ヨリ起算スレトキハ五年以

上ニ涉ルモノト雖モ規則施行ノ日ヨリ五年以內ニ滿會ニ達スルモノハ其ノ位之ヲ認メ差支ナシ

ト、注 意

施行心得第二條ノ規定ハ在來講契ノ處置ニ付テモ適用アレコト勿論ナリ從テ在來講契ニシテ其儘存續ヲ認ムルモノハ界限リ處理シ差支ナキモ否ヲサレモノハ總テ豫メ稟議シ指揮ヲ受ケルヲ要ス

以上ノ外規則施行上疑義アル事項ハ細大ナ論セス本官ノ指揮ヲ受ケ處理ヤルルヘシ 以上

●講契取締ニ關スル件

大正一二、六
京保秘二六八

講契契書取給規程ノ適用ニ關シ別紙申號寫ノ通り廣州警察署長ノ伺出ニ對シ乙號寫ノ通り指示致シ置キ候條之レカ處理上參考ニ資セラルヘシ

別紙申號寫

(申號)

首題五條ニ關シテハ詳細御適達ニ共キ整理中ニ有之候モ左記事項ニ付御指揮相仰度此段及京申候也

記

管内ニ余ケル契ハ左ニ列舉セル如ク主トシテ朝鮮古來ノ慣習ニ依レルモノニシテ契共モノノ性質ヨリモ寧ロ里面ノ定メ如ク見ヘル管領ノモノ不尠而シテ相互救濟貯蓄金融葬婚其他不時ノ出來事ニ對スル資金ノ供給ヲ目的トスルモノナクテ以テ社會ノ實情ニ照シ最モ有益ナリモノト思料セララルル故ニ是等ハ管ニ其ノ存續ヲ認ムルヲ得策トスルノミナラス寧ロ之レカ助長發達ヲ圖ルヲ適當トスト雖其ノ儘之レト容認シ契員ノ利益ヲ保護スル爲メ新規期ノ適用ヲ受ケサフシムルモ差支ナキモノト認メラル、モ規則第三條第二項後段ニ依ルヘキモノナルヤ又ハ其ノ儘容認シ差支ナキモノナルヤ或ハ第三條第一項ニ依リ處置スヘキモノナルヤ

記

一、喪契(又ハ里中々宗中契)

本契ハ契員中死亡者アリケル時ハ契員各金貳拾錢乃至壹圓及白米一升乃至二升又ハ喪布類等ヲ贈ルモノニシテ期限ニ制限ナキモノ

二、助婚契

助婚契ハ契員中婚姻ノ際補助スルキ目的トスルモノニシテ毎年一回乃至二回契員ハ貳拾錢乃至五拾錢宛ト積立置キテ利殖シ契員中ニ婚姻アル場合ニ拾圓乃至三拾圓ヲ支給シ婚姻費ヲ助クルモノニシテ期限ニ制限ナキモノ

一、納税契

本契ハ契員中毎年收穫時ハ稻糧一斗乃至五升宛ヲ醸出シ積立置キ利子ヲ以テ税金納入期ニ際シ税金ノ一部ヲ補助スルモノニシテ期限ニ制限ナキモノ

一、興學契

本契ハ教育勸長ノ目的ヲ以テ契員ハ秋穫期ニ於テ稻糧二斗乃至五斗ヲ支出シ積立テ其ノ利子ヲ以テ書堂維持費ニ充ツルモノニシテ期限ニ制限ナキモノ

(乙號)

六月十三日付廣警秘第二七九六號察申首題ノ件左記ニ依リ處置セララルヘシ

記

一、喪契助婚ノ如ク死亡結婚等ノ事實發生ヲ條件トシ契金ヲ給付スルモノハ例外ナク規則ヲ適用シ規則第三條第二項前段ニ該當スル契トシテ取扱フコト

二、納税契興學契其他名義ノ如何ニ拘ラス會員各自一定ノ出資ヲナシ之レチ利殖シ一定ノ時期ニ於テ其ノ出資額ニ應ジ平等ニ拂戻ナシ其ノ間抽籤入札其他類似方法ヲ用ヒス全然射倖的ノ意味ヲ含マサルモノハ純然タル貯蓄組合ニ外ナラサルヲ以テ契トシテ取扱フ限リニアラサレモ抽籤入札其他個人的事實發生ニ依リ給付金品ノ交付順位ヲ定ムルカ如キ方法ニ依ルモノ及之等ノ方法ヲ併用スルモノハ類似契會トシテ規則ヲ適用スルヲ要ス

● 弊害アル契會等整理ニ關スル件

大正一二、八
京保四九八五

在來契ニシテ所謂抽契ト稱スルモノ其他之ニ類スル取退契ハ殆ント例外ナク毎回少額ノ掛金ヲ納メ抽籤權ヲ取得シ以テ掛金ニ數十倍

乃至數百倍スル給付金ノ獲取ヲ僥倖セムトスルモノナリ故ニ之等契ノ正理ハ審ニ其ノ存續ノ認察シ得サルノミナラス明治四十四年四月府令第四九號(懸賞賞籤類似其ノ他投票募集取締ニ關スル件)又ハ刑法第百八十七條ニ依リ取締ルナ至當ト認メラレ候ニ就テハ爾令此種新出票ニ對シテハ勿論在來ノモノノ出願ニ對シテモ不認可處分ニ附シ尙實在ノモノニ付ハハ間斷ナク周知ナル查察ヲ遂ケ以テ確固タル舉證ニ努メ夫レノ際稟處置セラルヘシ

契の取締方法

江 原 道

本道に於ては大正十二年九月二十九日道令を以て議會契の取締規則を發布し、今日に至る迄その監督取締に當りつゝある。

朝鮮總督府江原道令第十二號

議會契取締規則ノ通定ニ

大正十二年九月二十九日

朝鮮總督府江原道知事 尹 甲 炳

議會契會取締規則

第一條 無盡議其ノ他之ニ類似ノ議會又ハ契會ヲ組織セムトスル者ハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ所管警察署長ニ願出テ認可ヲ受クヘシ其

ノ第一號及第二號ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

一、議會又ハ契會ノ規約

二、議主又ハ契長其ノ他役員ノ本籍、住所、職業、氏名、年齢

三、議會又ハ契會ノ會員ノ住所氏名及加入口數ヲ記載シタル名簿

第二條 前條第一項第一號ノ規約ハ左ノ各號ヲ具備スヘシ

一、講會又ハ契會ノ名稱及目的

二、講會又ハ契會ノ存続期間一回ノ給付金額及毎回ノ掛金額

三、講會又ハ契會ノ拂込貸渡及拂戻ノ方法

四、會員脫退ニ於ケル掛金拂戻ノ方法

五、講會又ハ契會借受人ノ債務履行ニ要スル擔保又ハ保證ノ方法

六、講會又ハ契會ノ保管方法

七、役員ノ報酬又ハ手数料其ノ他雜費金額並其ノ支出方法

八、講會又ハ契會開催場所及定日

九、缺口又ハ解散ノ場合ニ於ケル處理方法

十、講會又ハ契會ノ給付ニ付抽籤入札其ノ他之ニ類似ノ方法ヲ用フルモノハ其ノ方法及最低入札金額

第三條 本則ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル講會又ハ契會ニ適用セス

一、朝鮮無產業令ノ適用ヲ受ケルモノ

二、官公署ノ指示ニ依リ組織スルモノ

三、同一官公署ノ職員同一會社ノ社員及從業員又ハ同一商店ノ店員各相互間ニ於テ組織スル講會又ハ契會ニシテ一回ノ給付金額百

圓ヲ超エサルモノ

第四條 講會又ハ契會ノ存続期間ハ五年給付金額ハ千圓口數ハ百ヲ超ユルコトヲ得ス

一回ノ給付金額百圓以内ニシテ講會又契會給付ニ付抽籤入札其他之ニ類似ノ方法ヲ用ヒサルモノハ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第五條 講主又ハ契長ハ會員名簿及講會又ハ契會ニ關スル收支明細簿ヲ備フヘシ前項ノ明細簿ハ講會又ハ契會開催ノ都度會員ノ閱覽

ニ供スヘシ

第六條 前條第一項ノ帳簿ハ講習會又ハ契會終了後一年間責任者ニ於テ之ヲ保管スヘシ

第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ講主又ハ契長ハ十日以内ニ所轄警察署長ニ届出ツヘシ

一、第一條第一項第三號ニ異動ヲ生シタルトキ

二、存續期間滿了シタルトキ

三、存續期間滿了前解散シタルトキ

前項第二號及第三號ノ届出ニハ收支計算書ヲ添付スヘシ

第八條 講習會又ハ契會ノ會員二人以上ノ警察署管轄區域ニ跨ルトキハ第一條ノ願出及第七條ノ届出ハ講習會又ハ契會ノ主タル事務所ヲ

管轄スル警察署長ニ之ヲ爲スヘシ

第九條 警察官ハ必要アリト認ムルトキハ講習會又ハ契會ノ事務所又ハ開催場所ニ臨檢シ帳簿ノ検査ヲ爲シ又ハ必要ナル事項ノ届出テ

ヲ命スルコトヲ得

第十條 警察署長ハ公安風俗ヲ紊ス虞アリト認ムルトキ又ハ會員ノ利益ヲ保護スル爲必要アリト認ムルトキハ講習會又ハ契會ノ規約ノ

變更ヲ命シ又ハ第一條ノ認可ヲ取消スコトヲ得

第十一條 第一條第四條乃至第七條ニ違反シ又第九條ノ臨檢検査ヲ拒ミ若届出ヲ爲サ、ル者ハ百圓以下ノ罰金又拘留若ハ科料ニ處ス

附 則

本則ハ大正十二年十月十日ヨリ之ヲ施行ス

本則施行ノ際現ニ存續スル講習會又ハ契會ノ講主又ハ契長ハ本則施行ノ日ヨリ六十日以内ニ本則第一條各號ノ事項ヲ具シ所轄警察署長

ニ願出テ認可ヲ受クヘシ

朝鮮の契 終

大正十五年十月二十二日印刷
大正十五年十月二十七日發行

朝鮮總督府

京城府觀水洞一三五番地

印刷所 大和商會印刷所

